

北区バリアフリー基本構想
【中間評価】

令和3年3月
東京都 北区

目次

第1章	はじめに	1
1.	北区バリアフリー基本構想の概要	1
2.	これまでの取組内容	3
3.	中間評価の目的及び進め方	4
第2章	特定事業等の進捗状況	5
1.	中間評価での整理対象	5
2.	特定事業等の着手率	6
3.	主な完了・継続事業	14
4.	未着手事業の主な要因	19
第3章	協議会等での評価	21
1.	協議会・区民部会での意見・評価	21
2.	まちあるき点検での意見・評価	21
3.	区民部会での意見・評価	24
第4章	基本構想推進に係る課題の整理	25
1.	社会背景の変化への対応	25
2.	評価すべき点の整理	30
3.	課題の整理	31
第5章	基本構想への中間評価の反映	32
1.	移動等円滑化に関する事項	32
2.	人的対応・こころのバリアフリーの推進	53
第6章	基本構想の推進に向けて	54
1.	目標年次に向けた事業推進・配慮事項の周知	54
2.	王子地区における進捗状況確認	54
3.	継続的な当事者参加	54
4.	区民部会中心の取組の充実、具体化	55
参考資料		56
1.	北区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱、委員名簿	56
2.	検討経緯（令和2年度）	60
3.	基本構想推進に向けた当事者参加の取組（区民部会）	61
4.	人的対応・こころのバリアフリーの取組（区民部会）	67
5.	人的対応・こころのバリアフリーの取組等のソフト施策（事業者）	99

- 「高齢者、障害者等」はバリアフリー法の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされている。本基本構想ではこれらに加え、乳幼児同伴者や子育てをしている人、外国人、LGBTなど、移動や施設の利用に制約のある全ての人（以下、「多様な利用者」という。）を対象と捉え、検討を進めている。

第1章 はじめに

1. 北区バリアフリー基本構想の概要

(1) 北区バリアフリー基本構想策定の取組経緯

本格的な超高齢社会を迎える中、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者の物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などのさまざまな社会生活上の障壁（バリア）を除去（フリー）し、障害当事者が障害のない人と同じように自立した日常生活や活動ができる社会を実現することの重要性はますます高まっている。

北区では、平成14年に「北区交通バリアフリー基本構想」を策定し、おおむね平成22年度までを整備目標にバリアフリー整備に取り組んできたが、平成18年に施行された通称「バリアフリー法」やその後の社会情勢の変化を踏まえ、より重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるため、平成27年度に「北区バリアフリー基本構想【全体構想】」を策定した。

この全体構想に基づき、平成28年度に「北区バリアフリー基本構想【地区別構想 赤羽地区】」、平成29年度に「北区バリアフリー基本構想【地区別構想 滝野川地区】」、平成30年度に「北区バリアフリー基本構想【地区別構想 王子地区】」を策定し、地区別構想策定の次年度には、施設設置管理者等が作成した特定事業計画をとりまとめ、着実な事業の推進に努めている。

表 1-1 基本構想推進スケジュール

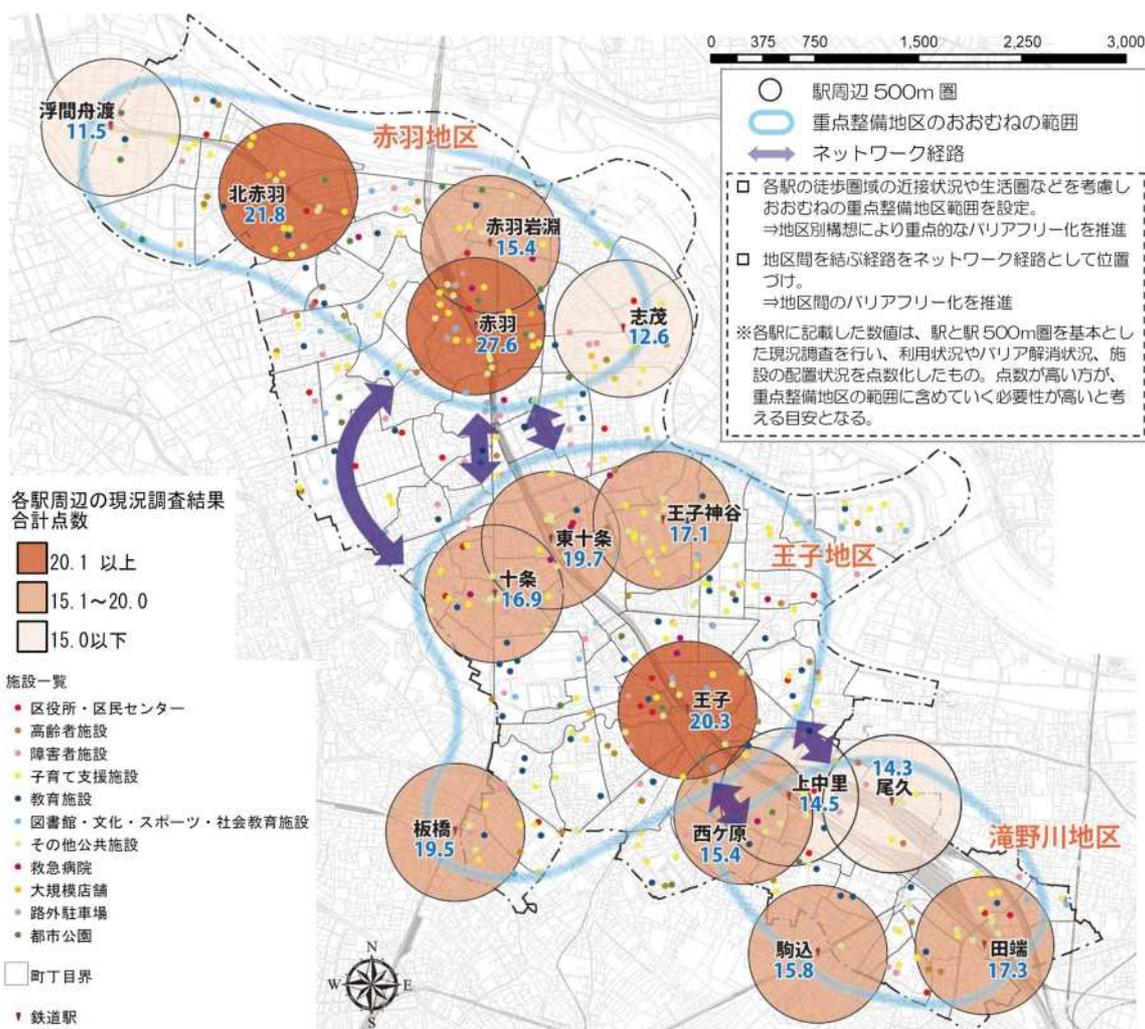
年度	検討内容		並行して こころのバリアフリー の取組や、 事業実施に合わせた 利用者参加などを実施
平成27年度	全体構想		
平成28年度	地区別構想①【赤羽地区】		
平成29年度	地区別構想②【滝野川地区】	特定事業計画①【赤羽地区】	
平成30年度	地区別構想③【王子地区】	特定事業計画②【滝野川地区】	
令和元年度		特定事業計画③【王子地区】	
令和2年度	中間評価		
：			
令和7年度	＜目標年次＞最終評価		

(2) 北区バリアフリー基本構想の概要

バリアフリー法の制定や、交通政策基本法における妊産婦や乳幼児同伴者のための施策の位置づけ、障害者権利条約並びに障害者差別解消法における障害を理由とする差別の禁止及び合理的な配慮の義務化、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた最先端のユニバーサルデザイン化推進などの社会情勢を踏まえ、平成 27 年度に北区全域を対象とした指針となる全体構想を策定した。

全体構想では、北区バリアフリー基本構想策定の基本方針を設定し、おおむね 10 年後（令和 7 年度）を目標年次としている。また、地区別構想に関する基本的な事項として重点整備地区設定の考え方を示し、各駅周辺の現況調査結果を踏まえておおむねの重点整備地区範囲を設定するとともに、特定事業等の設定に向けた留意事項や基本構想のスパイラルアップについて定めている。

地区別構想では、全体構想で定めた基本理念や基本方針に基づき、重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路を設定し、バリアフリー化を具体化するための特定事業等を設定した。また、地区別構想の策定と並行して実施した人的対応の推進やこころのバリアフリーのための取組について、概要をとりまとめている。



2. これまでの取組内容

基本構想策定後は、地区別構想・特定事業計画に基づき、各施設設置管理者が特定事業の推進に努めている。

また、区民部会が主体となり、人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた取組を継続的に実施するとともに、地区別構想で設定した生活関連施設及び生活関連経路のうち、バリアフリー化の進んだ施設等の点検を実施している。

以下に、これまでの取組の一覧を整理する。

表 1-2 基本構想策定後の主な取組【人的対応・こころのバリアフリー】

年度	取組内容
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> こころのバリアフリーに関する意見交換 こころと情報のバリアフリーに関する取組のアイデアの検討
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校へのアンケート及びヒアリング調査 視覚障害者誘導用ブロック設置地図の活用方策検討 事業者への障害理解の取組・実践
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> 区立小学校へのアンケート調査 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討 区民への障害理解の実践 事業者への障害理解の取組・実践
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 区立小学校へのアンケート調査 VR 動画作成に向けた検討
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> VR 動画作成に向けた検討・作成 VR 動画視聴会

表 1-3 基本構想策定後の主な取組【施設点検】

年度	取組内容
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> なでしこ小学校等複合施設見学会
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 赤羽地区・NTC 周辺まちあるき点検 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> 滝野川地区まちあるき点検

3. 中間評価の目的及び進め方

中間評価にあたっては、特定事業等の進捗状況や、協議会及び区民部会、区民参加によるまちあるき点検（過年度に実施したものを含む）での意見交換の内容を踏まえ、バリアフリー基本構想の推進に係る課題の整理及び評価を行う。

また、見直しの必要がある事項や今後の事業推進にあたり、当事者・事業者間で共有すべき事項等について、バリアフリー法や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正内容も踏まえたうえで中間評価にとりまとめ、関係事業者に周知するとともに、協力を再度依頼する。

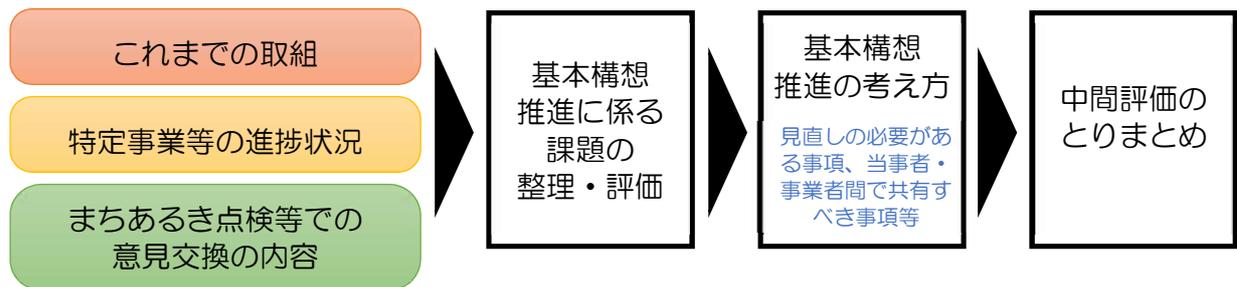
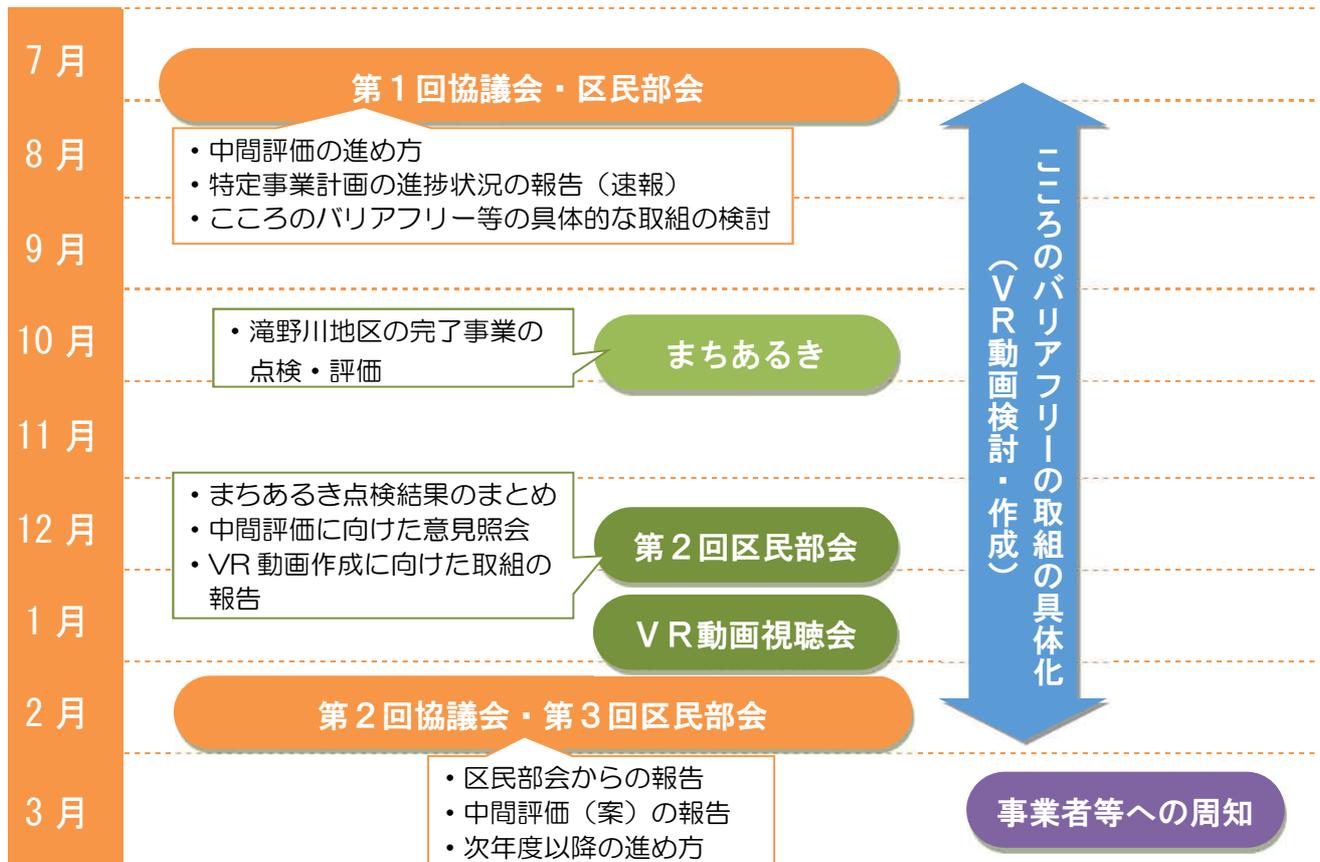


図 1-2 中間評価の進め方

表 1-4 検討スケジュール



※第1回協議会・区民部会、第2回区民部会、第2回協議会・第3回区民部会は新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による意見照会とした

第2章 特定事業等の進捗状況

1. 中間評価での整理対象

区では、バリアフリー基本構想【地区別構想】に基づき、施設設置管理者等が作成した特定事業計画を地区ごとにとりまとめている（赤羽地区：平成 29 年度、滝野川地区：平成 30 年度、王子地区：令和元年度）。

バリアフリー基本構想の中間評価にあたっては、令和元年度末時点の事業の進捗状況を把握し、地区ごと及び事業種ごとに事業着手率等を整理し、進捗状況の評価を行う。

なお、王子地区は計画策定から間もないことを考慮し、中間評価は赤羽地区と滝野川地区の2地区を対象とする。

赤羽地区・滝野川地区では、それぞれ 1000 を超える事業を位置づけている。このうち、【短期（令和 2 年度までに実施する事業）】【継続（期間を通じて実施する事業）】【順次（準備が整った個所から順次実施される事業）】としている事業は、現時点で何らかの取組が実施されていることが期待される。

表 2-1 地区別構想における事業数

	短期 【～R2 年度】	中期 【R3～7 年度】	長期 【R8 年度～】	継続	検討中	順次	その他	合計
赤羽地区	282	132	385	226	68	16	20	1,129
滝野川地区	222	113	370	302	40	21	2	1,070
合計	504	245	755	528	108	37	22	2,199

※【その他】は地区別構想策定後に特定事業計画内で独自に追加した事業。

2. 特定事業等の着手率

令和元年度末時点の特定事業等の進捗状況について、「短期事業着手率」と「事業全体着手率」を整理した。

「短期事業着手率」とは、地区別構想で実施時期を【短期】【継続】【順次】に位置づけた事業のうち、事業実施状況が【完了】【継続】【実施中】の事業の割合を示すものである。

「事業全体着手率」とは、地区別構想に位置づけた全事業のうち、事業実施状況が【完了】【継続】【実施中】の事業の割合を示すものである。

なお、検討の結果、実現が困難と判断され実施しないこととしたものや、ハード整備事業を人的対応等で代替することとしたもの、施設の閉鎖等の理由により予定事業を中止したものなどは実施状況を【その他】として集計している。

(1) 事業進捗状況の総評

- 各地区、全ての事業種別（路外駐車場を除く）において80%以上の短期事業着手率となっており、おおむね計画的に事業が進捗している。
特に〔鉄道、国道、都道、教育施設、病院、宿泊施設、交通安全、駅前広場、タクシー〕の事業進捗は順調である（短期事業着手率95%以上）。
- 施設整備等はソフト施策に比べ着手率が低く、道路特定事業・交通安全特定事業・その他の事業を除き事業全体着手率が30%未満である。全事業の半数以上を中長期（令和3年度以降）に位置づけており、目標年次及びそれ以降に向けた事業推進が課題となる。
- 比較的簡易に実施可能なソフト施策である「筆談用具の設置及び案内（耳マーク）の表示」や、「パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供」の短期事業着手率は60%台であり、中間評価の機会をとらえて事業実施を働きかける必要がある。

(2) 地区別・事業種別着手率

- 赤羽地区・滝野川地区ともに短期事業着手率は90%程度、事業全体着手率は40%程度となっており、地区による差は見られない。
- 事業別に見ると、交通安全特定事業（計8事業）は、すべての事業が着手されている（継続事業含む）。
- 路外駐車場特定事業（計8事業、赤羽地区のみ）は、すべての事業が現時点で未着手となっている。事業内容は、視覚障害者誘導用ブロックや案内表示・音声案内の設置等であり、施設所有者との協議・調整が必要なことが未着手の理由に挙げられている。
- それ以外の短期事業着手率については、公共交通特定事業・その他の事業が90%台、道路特定事業・建築物特定事業・都市公園特定事業が80%台となっており、おおむね計画的に事業が進捗している。

表 2-2 地区別・事業種別着手率

地区	特定事業	<R1年度末時点の事業実施状況>						短期事業 着手率	事業全体 着手率
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他		
赤羽地区	公共交通特定事業	74	10	19	2	41	2	83.8%	41.9%
	道路特定事業	188	12	20	47	105	4	84.0%	42.0%
	建築物特定事業	765	124	173	12	411	45	89.0%	40.4%
	路外駐車場特定事業	8	0	0	0	8	0	0.0%	0.0%
	都市公園特定事業	46	8	6	5	27	0	79.2%	41.3%
	交通安全特定事業	4	0	1	3	0	0	100.0%	100.0%
	その他の事業	44	1	11	4	28	0	106.7%	36.4%
	計	1,129	155	230	73	620	51	87.4%	40.6%
滝野川地区	公共交通特定事業	92	20	28	4	37	3	98.1%	56.5%
	道路特定事業	176	15	62	22	75	2	95.2%	56.3%
	建築物特定事業	621	80	146	12	371	12	82.4%	38.3%
	路外駐車場特定事業	0	0	0	0	0	0	-	-
	都市公園特定事業	89	5	29	1	53	1	87.5%	39.3%
	交通安全特定事業	4	0	1	3	0	0	100.0%	100.0%
	その他の事業	88	24	21	6	37	0	92.7%	58.0%
	計	1,070	144	287	48	573	18	87.9%	44.8%
赤羽地区 + 滝野川地区	公共交通特定事業	166	30	47	6	78	5	92.2%	50.0%
	道路特定事業	364	27	82	69	180	6	89.9%	48.9%
	建築物特定事業	1,386	204	319	24	782	57	86.0%	39.5%
	路外駐車場特定事業	8	0	0	0	8	0	0.0%	0.0%
	都市公園特定事業	135	13	35	6	80	1	84.4%	40.0%
	交通安全特定事業	8	0	2	6	0	0	100.0%	100.0%
	その他の事業	132	25	32	10	65	0	95.7%	50.8%
	計	2,199	299	517	121	1193	69	87.7%	42.6%

<事業実施状況分類の内容>

完了：設定した事業内容を実施済み

継続：基本構想の期間中を通じて継続的に取組んでいるもの

実施中：実施に向けた検討（計画、設計、用地取得、施工等）に着手し、事業を推進しているもの

未着手：実施に向けた検討を始めていないもの、現時点で具体的な実施予定がないもの

その他：検討の結果、実現が困難と判断され実施しないこととしたものや、ハード整備事業を人的対応等で代替することとしたもの、施設の閉鎖等の理由により中止したものなど

※鉄道駅（区外）やタクシー、駅前広場、いっとき集合場所（都市公園以外）はその他の事業に分類しています。

(3) 施設分類別着手率

- 子育て支援施設と路外駐車場を除くすべての施設分類で、短期事業着手率が70%以上となっており、着実に事業が進捗している。
- 公共交通特定事業では、[鉄道]の短期事業着手率が約98%と高く、予定していた施設整備等が順調に進んだことがうかがわれる。[路線バス・コミバス]は、着手済みの多くが継続事業であり、施設整備等はあまり進んでいない。
- 道路特定事業では、短期事業着手率が[国道]・[都道]が100%以上、[区道等]70%台となっており、短期事業以外を前倒して実施する路線もあり、着実に事業が進捗している。
(短期事業以外を前倒して実施した場合100%以上となる)[区道等]では、多くの路線で短期事業に位置づけている「側溝の蓋(グレーチング)などの目の細かいものへの交換」の事業の未着手が多い。
- 建築物特定事業では、[教育施設]や[宿泊施設]での事業進捗が特に著しく、大規模な施設改修を伴わない事業を予定より前倒しに行った事業者がいたことから、短期事業着手率は100%以上となっている。
[教育施設]では、施設の統廃合やリニューアルの中で、バリアフリー関連事業も推進されている。[区役所・区民センター]は位置づけた事業数は多いが、その多くが中長期的対応としているため、事業全体着手率が20%となっている。[子育て支援施設]についても、中長期的対応の事業がほとんどのため、現時点での着手率は0%となっている。
- 都市公園特定事業では、完了事業の多くは管理事務所への「筆談用具の設置及び案内の表示」であり、簡易にできる事業から取り組んでいる状況がうかがえる。[いっとき集合場所]の短期事業は少なく、主に人的対応・こころのバリアフリーが継続して実施されている。
- その他の事業では、[駅前広場]・[タクシー]・[鉄道駅] (区外)の短期事業着手率は100%とすべて着手しており、計画的に事業が進捗している。

表 2-3 施設分類別着手率（赤羽地区+滝野川地区）

特定事業	施設分類	赤羽地区+滝野川地区							
		<R1年度末時点の事業実施状況>						短期事業 着手率	事業全体 着手率
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他		
公共交通 特定事業	鉄道	117	29	21	1	65	1	98.1%	43.6%
	停留場	5	0	5	0	0	0	-	-
	路線バス・コミバス	44	1	21	5	13	4	81.8%	61.4%
	計	166	30	47	6	78	5	92.2%	50.0%
道路 特定事業	国道	28	1	10	15	2	0	113.0%	92.9%
	都道	74	3	12	34	25	0	122.5%	66.2%
	区道等	262	23	60	20	153	6	76.3%	39.3%
	計	364	27	82	69	180	6	89.9%	48.9%
建築物 特定事業	区役所・区民センター	419	12	69	2	317	19	73.5%	19.8%
	高齢者施設	71	6	17	1	41	6	75.0%	33.8%
	障害者施設	13	3	4	0	4	2	70.0%	53.8%
	子育て支援施設	3	0	0	0	3	0	0.0%	0.0%
	教育施設	222	86	73	4	54	5	100.6%	73.4%
	文化・スポーツ・社会教育施設	155	19	33	4	97	2	80.0%	36.1%
	その他公共施設	33	8	10	0	15	0	94.7%	54.5%
	病院	109	25	23	5	54	2	96.4%	48.6%
	金融機関(銀行・郵便局)	167	21	53	1	81	11	75.8%	44.9%
	大規模店舗	159	14	30	5	100	10	81.7%	30.8%
	宿泊施設	35	10	7	2	16	0	126.7%	54.3%
計	1,386	204	319	24	782	57	86.0%	39.5%	
路外駐車場 特定事業	路外駐車場	8	0	0	0	8	0	0.0%	0.0%
都市公園 特定事業	都市公園	80	12	14	5	48	1	79.5%	38.8%
	いっとき集合場所	55	1	21	1	32	0	92.0%	41.8%
	計	135	13	35	6	80	1	84.4%	40.0%
交通安全 特定事業	交通管理者	8	0	2	6	0	0	100.0%	100.0%
その他の 事業	駅前広場	52	24	7	2	19	0	100.0%	63.5%
	いっとき集合場所	60	0	13	2	45	0	83.3%	25.0%
	タクシー	9	0	9	0	0	0	100.0%	100.0%
	鉄道駅	11	1	3	6	1	0	100.0%	90.9%
	計	132	25	32	10	65	0	95.7%	50.8%
合計		2,199	299	517	121	1,193	69	87.7%	42.6%

表 2-4 施設分類別着手率（赤羽地区）

特定事業	施設分類	赤羽地区														短期事業 着手率	事業全体 着手率
		<R1年度末時点の事業実施状況>					<地区別計画での事業実施予定時期>										
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他	合計	短期	中期	長期	継続	検討中	順次	その他		
公共交通特定事業	鉄道	54	9	10	1	34	0	54	11	0	27	9	7	0	0	100.0%	37.0%
	停留場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	
	路線バス・コミバス	20	1	9	1	7	2	20	1	0	0	7	3	9	0	64.7%	55.0%
	計	74	10	19	2	41	2	74	12	0	27	16	10	9	83.8%	41.9%	
道路特定事業	国道	21	0	6	15	0	0	21	10	0	2	6	0	3	0	110.5%	100.0%
	都道	28	1	0	19	8	0	28	11	6	5	0	6	0	181.8%	71.4%	
	区道等	139	11	14	13	97	4	139	51	1	74	13	0	0	59.4%	27.3%	
	計	188	12	20	47	105	4	188	72	7	81	19	6	3	84.0%	42.0%	
建築物特定事業	区役所・区民センター	234	10	40	1	166	17	234	18	18	150	45	3	0	0	81.0%	21.8%
	高齢者施設	42	3	13	1	23	2	42	7	1	11	12	6	0	5	89.5%	40.5%
	障害者施設	13	3	4	0	4	2	13	6	0	0	4	3	0	0	70.0%	53.8%
	子育て支援施設	3	0	0	0	3	0	3	1	0	2	0	0	0	0	0.0%	0.0%
	教育施設	100	55	32	0	10	3	100	55	0	7	29	2	0	7	103.6%	87.0%
	文化・スポーツ・社会教育施設	36	6	11	1	16	2	36	6	7	10	12	1	0	0	100.0%	50.0%
	その他公共施設	20	5	3	0	12	0	20	2	2	9	4	0	0	3	133.3%	40.0%
	病院	62	14	15	3	29	1	62	24	20	5	9	4	0	0	97.0%	51.6%
	金融機関（銀行・郵便局）	90	16	22	1	43	8	90	26	17	6	29	7	0	5	70.9%	43.3%
	大規模店舗	143	12	26	5	90	10	143	27	41	46	24	5	0	0	84.3%	30.1%
	宿泊施設	22	0	7	0	15	0	22	0	9	4	7	2	0	0	100.0%	31.8%
	計	765	124	173	12	411	45	765	172	115	250	175	33	0	20	89.0%	40.4%
路外駐車場特定事業	路外駐車場	8	0	0	0	8	0	8	1	0	4	2	1	0	0	0.0%	0.0%
都市公園特定事業	都市公園	46	8	6	5	27	0	46	18	5	11	6	6	0	0	79.2%	41.3%
	いっとき集合場所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	計	46	8	6	5	27	0	46	18	5	11	6	6	0	0	79.2%	41.3%
交通安全特定事業	交通管理者	4	0	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	100.0%	100.0%
その他の事業	駅前広場	19	1	2	2	14	0	19	4	0	3	0	12	0	0	125.0%	26.3%
	いっとき集合場所	21	0	5	2	14	0	21	3	5	9	4	0	0	0	100.0%	33.3%
	タクシー	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	100.0%	100.0%
	鉄道駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	計	44	1	11	4	28	0	44	7	5	12	8	12	0	0	106.7%	36.4%
	合計	1,129	155	230	73	620	51	1,129	282	132	385	226	68	16	20	87.4%	40.6%

表 2-5 施設分類別着手率（滝野川地区）

特定事業	施設分類	滝野川地区														短期事業 着手率	事業全体 着手率
		<R1年度末時点の事業実施状況>					<地区別計画での事業実施予定時期>										
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他	合計	短期	中期	長期	継続	検討中	順次	その他		
公共交通特定事業	鉄道	63	20	11	0	31	1	63	21	0	29	11	2	0	0	96.9%	49.2%
	停留場	5	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	100.0%	100.0%
	路線バス・コミバス	24	0	12	4	6	2	24	1	2	2	11	4	4	0	100.0%	66.7%
	計	92	20	28	4	37	3	92	22	2	31	27	6	4	0	98.1%	56.5%
道路特定事業	国道	7	1	4	0	2	0	7	0	1	1	4	1	0	0	125.0%	71.4%
	都道	46	2	12	15	17	0	46	9	6	10	12	1	8	0	100.0%	63.0%
	区道等	123	12	46	7	56	2	123	23	10	42	46	0	2	0	91.5%	52.8%
	計	176	15	62	22	75	2	176	32	17	53	62	2	10	0	95.2%	56.3%
建築物特定事業	区役所・区民センター	185	2	29	1	151	2	185	22	8	122	28	5	0	0	64.0%	17.3%
	高齢者施設	29	3	4	0	18	4	29	6	12	4	7	0	0	0	53.8%	24.1%
	障害者施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	子育て支援施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	教育施設	122	31	41	4	44	2	122	33	8	34	45	0	0	2	97.4%	62.3%
	文化・スポーツ・社会教育施設	119	13	22	3	81	0	119	27	19	47	23	1	2	0	73.1%	31.9%
	その他公共施設	13	3	7	0	3	0	13	5	0	0	8	0	0	0	76.9%	76.9%
	病院	47	11	8	2	25	1	47	13	8	17	9	0	0	0	95.5%	44.7%
	金融機関（銀行・郵便局）	77	5	31	0	38	3	77	6	9	0	37	24	1	0	81.8%	46.8%
	大規模店舗	16	2	4	0	10	0	16	5	1	6	4	0	0	0	66.7%	37.5%
	宿泊施設	13	10	0	2	1	0	13	6	3	2	2	0	0	0	150.0%	92.3%
	計	621	80	146	12	371	12	621	123	68	232	163	30	3	2	82.4%	38.3%
路外駐車場特定事業	路外駐車場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市公園特定事業	都市公園	34	4	8	0	21	1	34	7	12	7	8	0	0	0	80.0%	35.3%
	いっとき集合場所	55	1	21	1	32	0	55	4	12	18	21	0	0	0	92.0%	41.8%
	計	89	5	29	1	53	1	89	11	24	25	29	0	0	0	87.5%	39.3%
交通安全特定事業	交通管理者	4	0	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	100.0%	100.0%
その他の事業	駅前広場	33	23	5	0	5	0	33	24	1	3	5	0	0	0	96.6%	84.8%
	いっとき集合場所	39	0	8	0	31	0	39	3	1	25	8	2	0	0	72.7%	20.5%
	タクシー	5	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	100.0%	100.0%
	鉄道駅	11	1	3	6	1	0	11	7	0	1	3	0	0	0	100.0%	90.9%
	計	88	24	21	6	37	0	88	34	2	29	21	2	0	0	92.7%	58.0%
	合計	1,070	144	287	48	573	18	1,070	222	113	370	302	40	21	2	87.9%	44.8%

(4) 事業項目別着手率

- 事業項目別に見ると、[人的対応・こころのバリアフリー]の短期事業着手率が非常に高く、公共交通特定事業、都市公園特定事業、その他の事業において100%に達している。
- [施設整備等]では、都市公園特定事業の短期事業着手率が50.0%となっている。また、道路特定事業・交通安全特定事業・その他の事業を除き事業全体着手率が30%未満である。都市公園特定事業の未着手要因としては、大規模改修とあわせた対応への変更などが多い。
- [案内設備・情報のバリアフリー]は、短期事業着手率が50%~100%と特定事業により差がある。各施設等で多く設定されている「筆談用具の設置及び案内（耳マーク）の表示」に関する事業の短期事業着手率は66%、「パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供」の短期事業着手率は61%となっている。未着手要因としては、具体的な方法の検討に時間を要していたり、大規模改修やホームページ改修等の機会とあわせるため先送りとしていることなどが挙げられた。
- [維持管理]や[人的対応・こころのバリアフリー]などのソフト事業は、継続事業としているものが多く、短期事業着手率はほぼ100%となっている。具体的な内容としては、ポスターの掲示等による「利用のマナー・ルールの周知・啓発」や、定期的な職員研修の実施等による「職員による案内やサポートなどの対応の充実」などが継続実施されている。

表 2-6 事業項目別着手率（赤羽地区+滝野川地区）

特定事業	事業項目	赤羽地区+滝野川地区							
		＜R1年度末時点の事業実施状況＞						短期事業 着手率	事業全体 着手率
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他		
公共交通 特定事業	施設整備等	82	17	3	3	54	5	92.0%	28.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	45	13	6	3	23	0	81.5%	48.9%
	人的対応・こころのバリアフリー	39	0	38	0	1	0	100.0%	97.4%
	計	166	30	47	6	78	5	92.2%	50.0%
道路 特定事業	施設整備等	281	23	16	68	170	4	87.0%	38.1%
	歩道のない道路	28	0	20	1	5	2	84.0%	75.0%
	維持管理	17	0	17	0	0	0	100.0%	100.0%
	普及・啓発	19	0	19	0	0	0	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	19	4	10	0	5	0	100.0%	73.7%
計	364	27	82	69	180	6	89.9%	48.9%	
建築物 特定事業	施設整備等	786	123	48	10	566	39	97.3%	23.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	347	80	50	10	195	12	65.7%	40.3%
	人的対応・こころのバリアフリー	253	1	221	4	21	6	95.4%	89.3%
	計	1,386	204	319	24	782	57	86.0%	39.5%
路外駐車場 特定事業	施設整備等	3	0	0	0	3	0	0.0%	0.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	4	0	0	0	4	0	0.0%	0.0%
	人的対応・こころのバリアフリー	1	0	0	0	1	0	0.0%	0.0%
	計	8	0	0	0	8	0	0.0%	0.0%
都市公園 特定事業	施設整備等	65	2	0	6	56	1	50.0%	12.3%
	維持管理	30	0	30	0	0	0	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	34	11	0	0	23	0	84.6%	32.4%
	人的対応・こころのバリアフリー	6	0	5	0	1	0	100.0%	83.3%
	計	135	13	35	6	80	1	84.4%	40.0%
交通安全 特定事業	施設整備等	6	0	0	6	0	0	100.0%	100.0%
	違法駐車防止のための事業	2	0	2	0	0	0	100.0%	100.0%
	計	8	0	2	6	0	0	100.0%	100.0%
その他の 事業	施設整備等	91	23	9	9	50	0	100.0%	45.1%
	維持管理	10	0	10	0	0	0	100.0%	100.0%
	普及・啓発	1	0	1	0	0	0	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	19	2	1	1	15	0	50.0%	21.1%
	人的対応・こころのバリアフリー	11	0	11	0	0	0	110.0%	100.0%
	計	132	25	32	10	65	0	95.7%	50.8%
合計		2,199	299	517	121	1,193	69	87.7%	42.6%

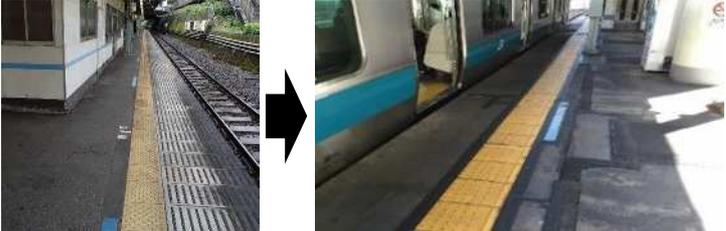
表 2-7 事業項目別着手率（赤羽地区）

特定事業	事業項目	赤羽地区														短期事業 着手率	事業全体 着手率
		<R1年度末時点の事業実施状況>					<地区別計画での事業実施予定時期>										
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他	合計	短期	中期	長期	継続	検討中	順次	その他		
公共交通特定事業	施設整備等	32	3	1	1	25	2	32	2	0	20	1	4	5	0	62.5%	15.6%
	案内設備・情報のバリアフリー	26	7	3	1	15	0	26	10	0	7	0	5	4	0	78.6%	42.3%
	人的対応・こころのバリアフリー	16	0	15	0	1	0	16	0	0	0	15	1	0	0	100.0%	93.8%
	計	74	10	19	2	41	2	74	12	0	27	16	10	9	0	83.8%	41.9%
道路特定事業	施設整備等	169	11	8	46	101	3	169	67	7	79	7	6	3	0	84.4%	38.5%
	歩道のない道路	5	0	0	1	3	1	5	3	0	2	0	0	0	0	33.3%	20.0%
	維持管理	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	100.0%	100.0%
	普及・啓発	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	6	1	4	0	1	0	6	2	0	0	4	0	0	0	83.3%	83.3%
計	188	12	20	47	105	4	188	72	7	81	19	6	3	0	84.0%	42.0%	
建築物特定事業	施設整備等	432	78	20	6	298	30	432	84	79	215	19	21	0	14	101.0%	24.1%
	案内設備・情報のバリアフリー	194	46	29	4	105	10	194	79	32	33	34	11	0	5	69.9%	40.7%
	人的対応・こころのバリアフリー	139	0	124	2	8	5	139	9	4	2	122	1	0	1	96.2%	90.8%
	計	765	124	173	12	411	45	765	172	115	250	175	33	0	20	89.0%	40.4%
路外駐車場特定事業	施設整備等	3	0	0	0	3	0	3	0	0	2	0	1	0	0	-	0.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	4	0	0	0	4	0	4	1	0	2	1	0	0	0	0.0%	0.0%
	人的対応・こころのバリアフリー	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0.0%	0.0%
	計	8	0	0	0	8	0	8	1	0	4	2	1	0	0	0.0%	0.0%
都市公園特定事業	施設整備等	23	2	0	5	16	0	23	12	4	7	0	0	0	0	58.3%	30.4%
	維持管理	5	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	17	6	0	0	11	0	17	6	1	4	0	6	0	0	100.0%	35.3%
	人的対応・こころのバリアフリー	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	100.0%	100.0%
計	46	8	6	5	27	0	46	18	5	11	6	6	0	0	79.2%	41.3%	
交通安全特定事業	施設整備等	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	100.0%	100.0%
	違法駐車防止のための事業	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	100.0%	100.0%
	計	4	0	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	100.0%	100.0%
その他の事業	施設整備等	29	1	3	4	21	0	29	5	4	7	1	12	0	0	133.3%	27.6%
	維持管理	4	0	4	0	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	100.0%	100.0%
	普及・啓発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	案内設備・情報のバリアフリー	7	0	0	0	7	0	7	2	1	4	0	0	0	0	0.0%	0.0%
	人的対応・こころのバリアフリー	4	0	4	0	0	0	4	0	0	1	3	0	0	0	133.3%	100.0%
計	44	1	11	4	28	0	44	7	5	12	8	12	0	0	106.7%	36.4%	
合計	1,129	155	230	73	620	51	1,129	282	132	385	226	68	16	20	87.4%	40.6%	

表 2-8 事業項目別着手率（滝野川地区）

特定事業	事業項目	滝野川地区														短期事業 着手率	事業全体 着手率
		<R1年度末時点の事業実施状況>					<地区別計画での事業実施予定時期>										
		合計	完了	継続	実施中	未着手	その他	合計	短期	中期	長期	継続	検討中	順次	その他		
公共交通特定事業	施設整備等	50	14	2	2	29	3	50	13	0	29	2	4	2	0	105.9%	36.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	19	6	3	2	8	0	19	9	2	2	2	2	0	0	84.6%	57.9%
	人的対応・こころのバリアフリー	23	0	23	0	0	0	23	0	0	0	23	0	0	0	100.0%	100.0%
	計	92	20	28	4	37	3	92	22	2	31	27	6	4	0	98.1%	56.5%
道路特定事業	施設整備等	112	12	8	22	69	1	112	29	14	51	7	1	10	0	91.3%	37.5%
	歩道のない道路	23	0	20	0	2	1	23	1	0	1	21	0	0	0	90.9%	87.0%
	維持管理	13	0	13	0	0	0	13	0	0	0	13	0	0	0	100.0%	100.0%
	普及・啓発	15	0	15	0	0	0	15	0	0	0	15	0	0	0	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	13	3	6	0	4	0	13	2	3	1	6	1	0	0	112.5%	69.2%
計	176	15	62	22	75	2	176	32	17	53	62	2	10	0	95.2%	56.3%	
建築物特定事業	施設整備等	354	45	28	4	268	9	354	57	56	191	25	22	1	2	92.8%	21.8%
	案内設備・情報のバリアフリー	153	34	21	6	90	2	153	66	10	36	32	7	2	0	61.0%	39.9%
	人的対応・こころのバリアフリー	114	1	97	2	13	1	114	0	2	5	106	1	0	0	94.3%	87.7%
	計	621	80	146	12	371	12	621	123	68	232	163	30	3	2	82.4%	38.3%
路外駐車場特定事業	施設整備等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	案内設備・情報のバリアフリー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	人的対応・こころのバリアフリー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
都市公園特定事業	施設整備等	42	0	0	1	40	1	42	4	13	25	0	0	0	0	25.0%	2.4%
	維持管理	25	0	25	0	0	0	25	0	0	0	25	0	0	0	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	17	5	0	0	12	0	17	7	10	0	0	0	0	0	71.4%	29.4%
	人的対応・こころのバリアフリー	5	0	4	0	1	0	5	0	1	0	4	0	0	0	100.0%	80.0%
計	89	5	29	1	53	1	89	11	24	25	29	0	0	0	87.5%	39.3%	
交通安全特定事業	施設整備等	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	100.0%	100.0%
	違法駐車防止のための事業	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	100.0%	100.0%
	計	4	0	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	100.0%	100.0%
その他の事業	施設整備等	62	22	6	5	29	0	62	29	1	26	6	0	0	0	94.3%	53.2%
	維持管理	6	0	6	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0	0	100.0%	100.0%
	普及・啓発	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	100.0%	100.0%
	案内設備・情報のバリアフリー	12	2	1	1	8	0	12	5	1	3	1	2	0	0	66.7%	33.3%
	人的対応・こころのバリアフリー	7	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	100.0%	100.0%
計	88	24	21	6	37	0	88	34	2	29	21	2	0	0	92.7%	58.0%	
合計	1,070	144	287	48	573	18	1,070	222	113	370	302	40	21	2	87.9%	44.8%	

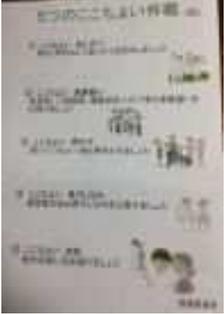
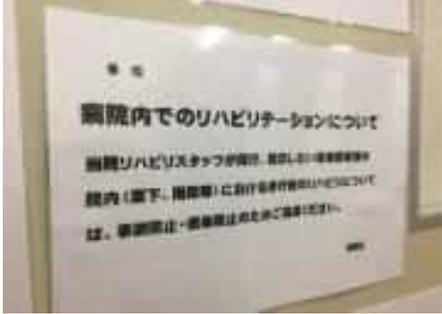
3. 主な完了・継続事業

事業種	施設及び事業内容	地区
	<p>施設名：JR 上中里駅 事業主体：東日本旅客鉄道株式会社 事業内容：ホーム ・内方線付点状ブロックの設置</p> 	滝野川
公共交通 特定事業 (鉄道)	<p>施設名：JR 板橋駅 事業主体：東日本旅客鉄道株式会社 事業内容： 上下移動 ・エレベーターの設置 通路 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 等</p> 	滝野川
	<p>施設名：東京メトロ志茂駅 事業主体：東京地下鉄株式会社 事業内容： 案内設備・情報のバリアフリー ・壁面のトイレ案内の表示内容改善</p>	赤羽
公共交通 特定事業 (バス)	<p>施設名：国際興業バス 事業主体：国際興業株式会社 事業内容： 案内設備・情報のバリアフリー ・【坂下乗場停留所】わかりやすい行先案内設置</p>	赤羽
道路 特定事業	<p>路線名：豊北1号 事業主体：豊島区 事業内容： 歩道等 ・総合案内板の記載内容の改善</p> 	滝野川

事業種	施設及び事業内容	地区
	<p>案内設備・情報のバリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活関連経路上の主要な箇所への案内表示の設置（JR駒込駅東口付近） エレベーターへのわかりやすい案内表示の設置 	
	<p>路線名：都道311号 事業主体：東京都建設局 第六建設事務所 事業内容： 視覚障害者誘導用ブロック</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの改修（JIS規格適合・輝度比の確保・適切な設置方法） 	赤羽
建築物 特定事業	<p>施設名：稲付中学校 事業主体：北区 事業内容： 出入口・敷地内通路（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 段差の解消、及び歩道上から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携） 	赤羽
建築物 特定事業	<p>施設名：三菱東京UFJ銀行 赤羽駅前支店 事業主体：株式会社三菱東京UFJ銀行 事業内容： 建物内通路</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの設置（2階・3階） 	赤羽

事業種	施設及び事業内容	地区
建築物 特定事業	施設名：滝野川第四小学校 事業主体：北区 事業内容： <u>上下移動</u> ・階段手すりの設置	滝野川
	施設名：なでしこ小学校 事業主体：北区 事業内容： <u>上下移動</u> ・エレベーターの設置 等	赤羽
	施設名：滝野川第二小学校 事業主体：北区 事業内容： <u>トイレ</u> ・車いす使用者が円滑に利用できる トイレの設置等	滝野川
	施設名：就労支援センター北 事業主体：特定非営利活動法人わくわくかん 事業内容： <u>トイレ</u> ・フラッシュライト等の設置の検討	赤羽
	施設名：赤羽西福祉工房 事業主体：北区 （指定管理者：社会福祉法人 北区社会福祉事業団） 事業内容： <u>案内設備・情報のバリアフリー</u> ・筆談用具の設置及び案内の表示	赤羽
	施設名：西が丘園高齢者あんしんセンター・ 特別養護老人ホームウエルガーデン西が丘園 事業主体：社会福祉法人ウエルガーデン 事業内容： <u>案内設備・情報のバリアフリー</u> ・筆談用具の設置を示す案内の表示 （耳マークなど） ・貸出用の車いすの案内の表示	赤羽



事業種	施設及び事業内容	地区
建築物 特定事業	施設名：稲付中学校 事業主体：北区 事業内容： <u>駐車場・駐輪場</u> ・車いす使用者用駐車施設の設置及び案内の表示、利用者への啓発 	赤羽
	施設名：星美学園 事業主体：学校法人星美学園 事業内容： <u>その他設備</u> ・授乳室やおむつ交換台、ベンチの設置  	赤羽
	施設名：大橋病院 事業主体：医療社団法人 逸生会 事業内容： <u>人的対応・こころのバリアフリー</u> ・施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発   	赤羽
都市公園 特定事業	施設名：都立浮間公園 事業主体：東京都建設局東部公園緑地事務所 事業内容： <u>園路</u> ・降雨時に不陸がある園路の改修 <u>トイレ</u> ・多機能トイレの改修（出入口スロープの改善、十分な広さ、オストメイト対応設備、大型ベッドの設置、JIS規格に適合したボタン配置、低い位置への非常呼び出しボタンなど） <改修後のトイレ>  <ベビーチェア、オストメイト対応設備等> 	赤羽

事業種	施設及び事業内容	地区
都市公園 特定事業	<p>施設名：赤羽スポーツの森公園 <手すりの設置> <誘導用ブロックの設置></p> <p>事業主体：北区</p> <p>事業内容： 競技場 <ul style="list-style-type: none"> 施設内への手すりの設置 施設内への視覚障害者誘導用ブロックの設置 </p>  	赤羽
交通安全 特定事業	<p>施設名：警視庁赤羽警察署/警視庁滝野川警察署</p> <p>事業主体：警視庁</p> <p>事業内容： 信号機等 <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式等）の整備 エスコートゾーンの整備 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化 違法駐車防止のための事業 違法駐車車両の指導取締り等 </p>	赤羽 滝野川
その他の 事業	<p>施設名：JR板橋駅東口駅前広場</p> <p>事業主体：北区</p> <p>事業内容： <歩道の改良・誘導用ブロック整備> 歩道 <ul style="list-style-type: none"> 歩道の傾きやがたつき、横断歩道部の段差や勾配の解消 側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換 視覚障害者誘導用ブロック <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者誘導用ブロックの設置 （JIS規格適合・輝度比の確保・生活関連施設への誘導） トイレ <だれでもトイレへの改修> <ul style="list-style-type: none"> だれでもトイレへの改修 オストメイト対応設備や乳幼児用設備の設置 案内設備・情報のバリアフリー <ul style="list-style-type: none"> 案内板の設置 </p>  	滝野川

4. 未着手事業の主な要因

地区別構想で実施時期を【短期】【継続】【順次】に位置づけた事業のうち、中間評価時点で未着手だった事業の要因を事業別に整理し、考察した。

◆公共交通特定事業

未着手の主な要因
<ul style="list-style-type: none"> ✓道路管理者への働きかけを引き続き行っていく（バス停におけるベンチ・上屋・視覚障害者誘導用ブロック） ✓具体的な手段・方法等を検討中 ✓対策実施内容の策定及び対象箇所の抽出を行い、対策に係る支援事業など活用について検討（案内の充実、バス接近表示システムの導入）

公共交通特定事業のうち、上屋の設置等、バス停の構造的なバリアフリー化にあたっては、道路管理者との調整に時間を要することが未着手の要因となっている。改良の可能性があるバス停を抽出し、道路管理者との協議に進むような検討が行われることで、事業の具体化が図られることが期待される。

また、未着手の要因として「具体的な手段・方法等を検討中」という意見が多かったことから、事業設定時の課題共有を徹底するとともに、事業実施に向けた円滑な引継ぎを促す取組が求められる。

◆道路特定事業

未着手の主な要因
<ul style="list-style-type: none"> ✓令和2年度内に整備完了予定 ✓企業者が大規模工事中につき、その完了以降に対応予定 ✓検討中（実施時期未定） ✓赤羽警察と協議予定 ✓平成29年度までは路面補修予定路線であったが、現在は計画から外れたため整備時期未定

道路特定事業の中には、区道等における「側溝の蓋（グレーチング）などの目の細かいものへの交換」など、令和2年度末までの【短期】期間内に完了見込みの事業も多く見られる。一方、関連計画の見直しによる整備時期の変更を見込んでいる事業が多く、優先順位を検討して効率的な維持管理を行っている。生活関連経路は設定路線も多いことから、引き続き関連計画と連携し、実現性の高い内容から着実に整備を推進することが必要である。

外側線の設置など、交通安全対策の推進にあたっては、引き続き交通管理者との連携が必要である。

◆建築物特定事業

未着手の主な要因
<ul style="list-style-type: none"> ✓令和2年度に実施予定 ✓資金調達が整い次第、実施予定 ✓当面の対応が困難なため、大規模改修とあわせて検討 ✓リニューアル等の機会と合わせて検討 ✓内容、費用、設置場所等を検討中 ✓詳細な事業内容は今後検討予定 ✓対応時期未定 ✓当面は人的対応 ✓利用者の意向も加味した上で、予算を確保し、実施に向けた検討を行う ✓障害者の来署頻度がほとんどないため、費用対効果を考えると予算化は難しい ✓店舗前道路に誘導ブロックないため、道路管理者と協議検討したい ✓授乳室やおむつ交換台は、店内が狭く設置が難しい ✓現在、進行中工事が耐震補強メインとなったため、実施時期を短期から長期に変更

建築物特定事業の事業主体は施設設置管理者となるため、事業に係る資金調達が未着手の大きな要因となっている。コロナ禍も重なり予算化が難しい状況が続くことが想定されるが、関係機関との円滑な協議に向けたバックアップ体制など、事業推進に向けた取組の展開等が必要である。

また、「検討中」や「今後検討予定」、「対応時期未定」など事業実施に向けて具体的な手段・方法等の検討が必要な事業も多くある。特に「パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供」では今後実施方法を検討するとの回答が多く、実施している例などを紹介することで取組が進む可能性がある。

◆路外駐車場特定事業

未着手の主な要因
<ul style="list-style-type: none"> ✓詳細な事業内容は今後検討予定 ✓実施に向けて指定管理者と協議が必要

路外駐車場特定事業の未着手の要因として、指定管理者との協議の必要性や詳細な事業内容の検討が挙げられた。事業設定時の課題を改めて共有した上で、施設所有者・指定管理者が連携して事業を進めていく必要がある。

◆都市公園特定事業

未着手の主な要因
<ul style="list-style-type: none"> ✓大規模改修時に検討 ✓設置時期未定（筆談具の設置及び案内）

都市公園特定事業の未着手の要因として、大規模改修時の対応や設置時期未定が挙げられた。設置時期未定の事業については、「筆談具の設置及び案内の表示」といった比較的簡易な取組での対応が可能のため、事業主体に対して、情報提供を行うなど積極的な働きかけが必要である。

第3章 協議会等での評価

1. 協議会・区民部会での意見・評価

中間評価に向けて、第1回協議会・区民部会（書面にて意見照会）で出された主な意見は以下の通りであった。

表 3-1 意見・評価の概要

主体	取組内容	中間評価に関する意見・評価
協議会	中間評価の作成に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「共通の配慮事項」は、王子地区の検討内容を最新として、赤羽地区、滝野川地区にも共有する必要がある。 ・「社会背景の変化への対応」の中で、新型コロナウイルス感染症の影響による新たなバリアが生じていることや法改正のポイント等について整理する必要がある。 ・巻末資料に、これまでの成果や課題について、図表等を用いながら整理できると良い。
	特定事業の進捗状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響等による事業の先送り等がある場合は、事業者に対して施設整備の優先順位や代替策を確認する必要がある。 ・主な完了事業について、写真が示せるものはできるだけ掲載してほしい。
	今後の推進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・人的支援・こころのバリアフリー事業の評価や検証をどう行うか検討したい。 ・生活関連施設以外の小規模施設のバリアフリー化推進の仕組みについて触れたい。 ・協議会や区民部会も、オンライン会議の可能性を検討してほしい。

2. まちあるき点検での意見・評価

これまでの点検等での意見と合わせて中間評価へ反映するため、滝野川地区において、区民部会委員の高齢者、障害者等によるまちあるき点検を開催し、完了した特定事業の確認を行ったうえで、各施設の良い点と課題点等について整理した。

なお、今年度のまちあるき点検は、新型コロナウイルス感染症への対策として、開催時間の短縮や少人数制によるソーシャルディスタンスの確保など規模を縮小して実施した。

過年度に実施したまちあるき点検や特定事業実施にあたっての当事者参加の取組については、参考資料3に示す。

表 3-2 主な意見・評価（まちあるき点検）（◎：良い点 △：課題として指摘された点）

対象施設	意見内容	写真
JR 板橋駅	<p>◎エレベーター・エスカレーターが設置された。</p> <p>◎ホーム上での行き先表示や設備の表示はわかりやすいと感じた。</p> <p>◎車いす使用者用トイレ、一般トイレとも内部の便器や手すりや壁のコントラストが取れていてわかりやすい。小便器前に段差がないのも良い。（写真 1）</p> <p>△車いす使用者用トイレは設置されたが、一般トイレにはベビーチェアしかなく、機能分散という点では十分ではない。</p>	 <p>写真 1：車いす使用者用トイレ</p>
JR 板橋駅東口駅前広場	<p>◎駅と駅前広場で視覚障害者誘導用ブロックがつながっている。</p> <p>△駅敷地側部分は、視覚障害者誘導用ブロックに 5cm 程度の側帯が付いていて他の部分よりは見やすいが、周囲の舗装の色とも近いので、効果が低下している。駅構内では 5cm の側帯でも十分見やすいと感じたが、屋外の明るさでは、もう少し幅の広い側帯の方が効果的であると感じた。（写真 2）</p> <p>△車いす使用者用トイレ前のピクトグラムは男女トイレのマークだが、実際には女性用トイレはない。設置するとすれば、真ん中に棒のない「男女共用」のマークを設置するのが適切である。（写真 3）</p> <p>△タクシー乗降場は段差があるので不便に感じる人もいるのではないかと。UD タクシー以外では乗降しにくい。また、車いすで車両後部から利用する場合は回ってこないといけない。</p>	 <p>写真 2：視覚障害者誘導用ブロックの側帯</p>  <p>写真 3：トイレのピクトグラム</p>  <p>写真 4：視覚障害者誘導用ブロックと舗装の色</p>
北 70 号・北 353 号	<p>◎平坦で横断勾配もなく、幅員も十分あるなど通行しやすい歩道だった。</p> <p>◎街路樹の植え替えが進み、歩道の根上がりが解消されている。</p> <p>△ブロック舗装の部分では、視覚障害者誘導用ブロックの色と舗装の色が近く、差がわかりにくい。（写真 4）</p>	 <p>写真 5：わかりやすい校内案内</p>
滝野川第二小学校	<p>◎改修を重ねながら使いやすくなってきていることがわかった。車いすの人でも通える学校になっていると感じた。</p> <p>◎校内案内がカラー、階層別で、情報もわかりやすい。（写真 5）</p> <p>△正門から入った時にスロープの位置がわかりにくい。</p>	 <p>写真 5：わかりやすい校内案内</p>

対象施設	意見内容	写真
JR 駒込駅 (東口)	<p>◎エレベーターの四方がガラス張りなので外から中が確認できて防犯上よい。</p> <p>◎ホームと列車のすき間が狭い車いす用の乗降口（6号車4番ドア）が整備され、人によっては補助なしで乗車が可能である。また、山手線の多くの駅が同じ場所に整備されているので降車時も安心である。（写真6）</p> <p>△エレベーター横のホームが狭い。車いす用の乗降口はエレベーターのドアの向きと反対側にあるため、エレベーター横の視覚障害者誘導用ブロックの上を通らないといけない。</p>	 <p>写真6：車いす用の乗降口</p>
JR 田端駅 北口 駅前広場	<p>◎一般トイレにベビーシートを設置し、車いす使用者用トイレにオストメイト対応設備を設置するなど、機能分散が図られていてよかった。</p> <p>◎案内表示が大きくてわかりやすい。（写真7）</p> <p>△駅からトイレにつながる視覚障害者誘導用ブロックが老朽化しており修繕が必要である。トイレが立派なので残念である。</p>	 <p>写真7：トイレの案内表示</p>
田端 文士村 記念館	<p>◎すぐにできること、特に人的対応についてはしっかり実行されていてよかった。</p> <p>△敷地内通路（屋外）の視覚障害者誘導用ブロックの明度差がなく見づらい。（写真8）</p> <p>△車いす用の車寄せがなく、第一生命の駐車場から遠回りしなければならないので、車いす使用者は大変である。</p>	 <p>写真8：視覚障害者誘導用ブロック</p>
ホテル メッツ 田端	<p>◎視覚障害者誘導用ブロックの改修や階段の段鼻の強調など、計画が実施されていた。</p> <p>◎タブレットに筆談アプリを入れて利用している。（写真9）</p> <p>△車いす使用者用トイレやユニバーサルルームに緊急時のパトライトが設置されていない。耳の聞こえない人は緊急事態を把握する手段がない。</p>	 <p>写真9：筆談アプリ</p>



意見交換の様子

3. 区民部会での意見・評価

第1回協議会・区民部会やまちあるき点検の結果（過去に実施した内容も含め）を踏まえ、第2回区民部会（意見照会）では区民部会や各事業者によるこれまでの取組を整理し、中間評価あたり基本構想に反映すべき事項について示し、意見を伺った。主な意見を以下に整理した。

なお、区民部会や各事業者によるこれまでの取組（人的対応・こころのバリアフリー）については参考資料4・5に示す。

表 3-3 意見・評価の概要（区民部会）

主体	内容	中間評価のまとめに向けた主な意見・評価
区民部会	「共通の配慮事項」の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者は1人ではなく、2人必要な障害者も多くいることから、トイレ内のスペースを広くとれるように考えていただきたい。スタンダードな車いすで1人で利用する障害者のスペースでは利用できない人も多いことを知ってほしい。 ・都電の車両への乗降方法は鉄道と異なるため、乗り方そのものの案内も必要である。
	人的対応・こころのバリアフリーの推進（区民部会・事業者）	<ul style="list-style-type: none"> ・知っていただくことが理解につながるので、福祉体験学習、講演会等々を福祉課と協力して行ってほしい。 ・学校教育との連携を深められるように当事者も行政も体制を整えていけると良い。 ・コロナ禍がある程度終息したら、障害当事者によるセミナーや、体験プログラム、ワークショップなど、直接働きかける機会を増やす必要がある。 ・視覚障害者誘導用ブロック設置地図は、まちあるきや体験の場で実際に活用していくことが必要。
	新型コロナウイルス感染症の影響の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・椅子やベンチの間隔を開けた着席（ソーシャルディスタンス確保）について、視覚障害者がわかる色や凹凸の表示も必要である。 ・エレベーターを利用するとき、今までより少ない人数で乗るので、時間がかかる。 ・リモートでの会議では、顔が見えず、賛成・反対・理解不足など、周りの様子を確認しにくい。 ・特別支援学校と地域の学校間で行っている交流活動は、大人数で集合することが難しく、直接交流が実施できなかった。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後だけでなく、計画段階での当事者による確認の機会を設けてほしい。

第4章 基本構想推進に係る課題の整理

1. 社会背景の変化への対応

北区バリアフリー基本構想【全体構想】策定以降、2回のバリアフリー法改正をはじめ、バリアフリー化を取り巻く社会背景が大きく変化している。これらの経緯を理解した上で、基本構想の推進を図る必要がある。

(1) バリアフリー法の改正

- 平成30年にバリアフリー法が改正され、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明記した基本理念が示されるとともに、新たに移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の枠組みが設けられた。マスタープランでは、具体的なバリアフリー化事業の位置づけが困難な地区においても、多様な視点から中長期的に方針を示すことのできる枠組みとなっている。
- また、令和2年の改正では、こころのバリアフリーの更なる推進やバリアフリー情報の収集に関する事項が明記されるとともに、法改正にあわせて各種基準やガイドラインが改正された。
- さらに、建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のものが追加された。
- 北区バリアフリー基本構想では、区内全域を重点整備地区に設定しており、既にマスタープランの概念が反映された形となっている。また、こころのバリアフリー、情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示すとともに、重点整備地区内の教育施設（特別支援学校、大学・短期大学、小学校、中学校、高等学校）を生活関連施設に設定し、バリアフリー化を推進しており、法改正で示されている内容には既に対応している状況である。各種基準やガイドライン等が充実した点などに留意した上で、引き続き、基本構想に基づく取組の推進が期待される。

(2) 関連法の制定

- 全体構想策定後、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、平成30年には「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」が施行されるなど、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現の重要性はますます高まっている。
- 北区バリアフリー基本構想で位置づけのあるこころと情報のバリアフリーの推進についても、福祉施策の取組と連携して更なる検討を進めていく必要がある。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、赤字は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行
 橙字は令和2年6月19日施行
 青字は令和3年4月1日施行予定

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

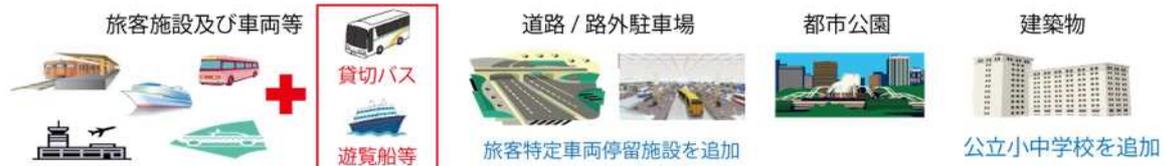
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針
- 基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供**、**優先席**、**車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した**役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守**(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への**応諾義務**
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の**努力義務**
 - ・**ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務**(一定規模以上の公共交通事業者等)

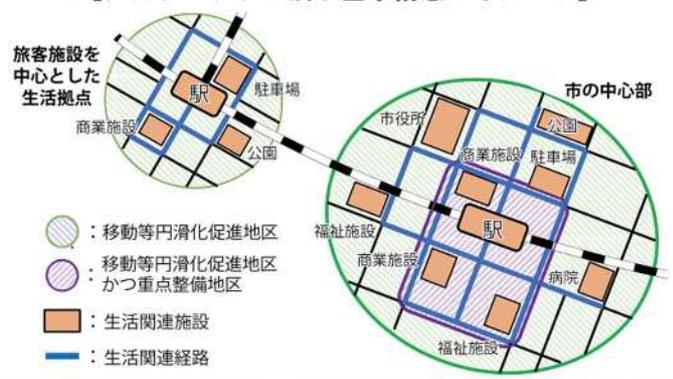
【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**や基本構想に基づき、地域における**重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進**
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び**「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を**促進**(マスタープランには**具体的な事業について位置づけることは不要**)
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**

【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



6. 当事者による評価

- ・**高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価**(移動等円滑化評価会議)

(3) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進することを目指し、平成 29 年にユニバーサルデザイン 2020 行動計画が公表された。この中では、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」をすべての人が理解すること、また、この「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを推進していくことが示されており、この考え方は改正バリアフリー法にも反映されている。
- また、大会の競技会場やアクセス経路等においては、TOKYO2020 アクセシビリティ・ガイドラインのもと、より高次元のユニバーサルデザインの実現を目指した整備が進められた。区内には競技会場はないが、日本トップレベル競技者のためのトレーニング拠点や 23 区唯一の障害者スポーツ拠点があることから、「トップアスリートのまち・北区」を推進し、施設や道路、案内サイン等の整備を進めてきている。
- これらの成果をレガシーとして引き継ぐとともに、パラリンピアンやその関係者等が区内を訪れることも想定されることから、令和 3 年度の開催に向けて、引き続き、区・事業者が一体となって受入体制の強化を図るとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催後においても、より高次元の整備を区全域で実現していくことが望まれる。
- あわせて、多様な外国人の来訪を想定した適切な案内サインの整備や、ICT を活用した情報のバリアフリーの充実に向けて、専門的な議論の状況や新技術の開発状況等を踏まえた対応が求められる。

ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の概要

1. 経緯

東京大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、平成 28 年 2 月、オリパラ担当大臣を座長とする「ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議」を設置。

同会議の下に設置された「心のバリアフリー分科会」及び「街づくり分科会」における議論を経て、取り組むべき具体的施策について、平成 29 年 2 月 20 日、「ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議」において「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」として決定。

2. 行動計画の概要（国土交通省関連）

（1）ユニバーサルデザインの街づくり

① 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

空港から競技会場等に至る面的なバリアフリーを推進、東京のユニバーサルデザインの街づくりを世界にアピール

- 競技会場周辺エリア等の道路、都市公園、鉄道駅等のバリアフリー化に向けた重点支援
- 新宿、渋谷等都内主要ターミナルの再開発プロジェクトに伴う面的なバリアフリー化の推進
- 成田空港、羽田空港国際線ターミナルの世界トップレベルのバリアフリー化
- 空港アクセスバスのバリアフリー化、UDタクシー導入への重点支援 等

② 全国各地における高い水準のバリアフリー化の推進

今後の超高齢社会への対応、地方への観光誘客拡大等の観点から、全国のバリアフリー水準の底上げを図り、東京大会のレガシーとする

- バリアフリー法を含む関係施策の検討、スパイラルアップ
- 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正、建築設計標準の改正による交通施設・建築施設のバリアフリー水準の底上げ（鉄道車両の車椅子スペースの設置箇所数拡大、トイレ環境の整備、ホテル客室の指針見直し等）
- 観光地のバリアフリー情報の提供促進（統一的な評価指標によるモデル評価の実施、バリアフリー旅行相談窓口の拡大等）
- 各地の中核施設を中心とした面的なバリアフリー化（主要ターミナル等のバリアフリー化、基本構想の策定促進等）
- 公共交通機関等のバリアフリー化（駅ホームの安全性向上、鉄道の車椅子利用環境の改善、主要空港・主要旅客船ターミナルのバリアフリー化、バス・タクシーのバリアフリー化等）
- ICTを活用した情報発信・行動支援（歩行者のための移動支援サービスの実現、交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取組等）
- トイレの利用環境改善（機能分散等トイレ環境の整備、トイレ利用のマナー改善キャンペーンの実施等）

（2）心のバリアフリー

- 交通、観光分野における接遇の向上（接遇ガイドライン等の作成）と職員研修の充実等

国土交通省資料をもとに作成

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動制限や施設利用の自粛などによる行動の変化、接触や飛沫の回避などの衛生意識の変化等があり、我々を取り巻く生活環境で大きな変化が生まれている。
- 移動や施設利用に際し制約のある高齢者、障害者等からは、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな困りごとに関する意見が挙がっている。

【新型コロナウイルス感染症の影響による新たな困りごと】

- ・ 移動支援の際に接触するため、介助の支援をお願いしにくくなった。(視覚障害)
- ・ マスク着用で口元が読めず会話ができない。(聴覚障害)
- ・ マスクやアクリル板などによって声が聞き取りにくく、コミュニケーションがとりにくい。(高齢者等)
- ・ 建物の動線上混雑する通路ではソーシャルディスタンスを保ちにくい。(肢体不自由)
- ・ ソーシャルディスタンス確保のための行列待ちの目印やベンチの表示を認識しにくい。(視覚障害)
- ・ ソーシャルディスタンス確保の面から、エレベーターの定員数が制限されたため、乗るまでに今まで以上の時間を要する。(肢体不自由)
- ・ 特別支援学校と地域の学校間で行っている交流活動や学校公開等が開催不可となり、障害理解の促進の場がなくなってしまった。

- 公共交通機関や施設等の感染症対策にあたっては、多様な利用者の特性に留意した対応が求められる。コロナ禍の状況を踏まえ、新しい生活様式における人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた取組・実践が必要となっている。

【コロナ禍で配慮してほしいこと】

- ・ ソーシャルディスタンス確保のための行列待ちの目印やベンチの表示は、視覚障害者でもわかるよう、色や凹凸の工夫が必要。
- ・ 動線上混雑する場所(建物入口・受付・レジ等)は、車いすでもソーシャルディスタンスを確保できる十分な幅広スペースの確保が必要。
- ・ アルコール消毒液などを設置する際は、動線の支障とならないようにし、車椅子利用者でも使いやすいように配慮する。
- ・ 定員を縮小しているエレベーターは、障害者、ベビーカー等の優先利用をさらに徹底するため、案内表示等を掲出する。
- ・ コロナ禍による接触機会の削減や、接客を伴う仕事の敬遠による人手不足への対応として、ハードや案内設備、ICTの充実化を図りつつ、限られた人手であっても人的対応が必要な人に適切に支援が行えるようにする。

2. 評価すべき点の整理

これまでの内容を踏まえ、中間評価にあたり評価すべき点を以下に整理する。

(1) 事業の着実な進捗

- 各地区、全ての事業種別（路外駐車場を除く）において70%以上の短期事業着手率となっており、おおむね計画的に事業が進捗している。
特に〔鉄道、国道、都道、教育施設、病院、宿泊施設、交通安全、駅前広場、タクシー〕の事業進捗は順調である（短期事業着手率95%以上）。

(2) 継続的な当事者参加、当事者主体の取組みの実施

- 全体構想策定後、各地区別構想の検討にあたり、毎年度まちあるきワークショップを実施し、当事者意見を踏まえた特定事業を設定してきている。
- また、計画段階からの当事者参加（浮間舟渡駅駅前広場）、整備済み施設の現地確認（なでしこ小学校等複合施設他）など、特定事業の実施にあたっての当事者参加の実績とノウハウが蓄積されつつある。
- 事業検討以外にも、事業者に向けた意識啓発や小学生向けアンケート、VR動画の作成など、区民部会を中心として、人的支援・こころのバリアフリーの推進のための多様な取組を展開し、着実に成果を蓄積している。

(3) 改正バリアフリー法等の社会背景の変化を先取りした検討

- 平成30年、令和2年にバリアフリー法が改正されたが、法改正で示された理念や記載すべき内容等（障害の社会モデルの考え方、心と情報のバリアフリーの強化、小中学校や避難所のバリアフリー化等）について、基本的に現在の基本構想に網羅されており、国の方針を先取りした検討が実施されている。
- ナショナルトレーニングセンター及びその周辺など、現在のバリアフリーの最新の考え方を取り入れた整備を実施している例があり、まちあるきワークショップで整備状況の確認を行い、評価を実施している。

3. 課題の整理

今後の基本構想推進に向けた課題を以下に示す。

(1) 短期実施予定事業における未完了事業の推進

- 未着手の短期事業について、コロナ禍の影響も受け、進捗が遅れているものがあり、事業実施見込みや変更の必要性について確認し、更なる推進を働きかける必要がある。
- 比較的簡易に実施可能なソフト施策である「筆談用具の設置及び案内（耳マーク）の表示」や、「パンフレットやWEB等による施設のバリアフリー関連情報の提供」の短期事業着手率は60%台であり、特に中間評価の機会をとらえて事業実施を働きかける必要がある。

(2) 中期・長期実施予定事業の実現に向けた検討

- 施設整備等はソフト施策に比べ着手率が低く、道路特定事業・交通安全特定事業・その他の事業を除き事業全体着手率が30%未満である。全事業の半数以上を中長期（令和3年度以降）に位置づけており、目標年次及びそれ以降に向けた事業推進が課題となる。
- 特に長期事業（令和8年度以降実施予定）については、指摘された課題について、当面の実施見込みがないものの課題として認識し、位置づけている事業が多くある。目標年次となる令和7年度までに具体的に事業が進まない可能性が高いが、目標年次の先も見据えて、実現に向けた検討を始めていくことが求められる。

(3) 取組の充実にに向けた検討

- 基本構想で定めた「移動等円滑化に関する事項（共通の配慮事項）」は、特定事業設定時には各事業者に共有しているが、その後に十分活用されているかどうか不明である。特定事業設定後も、事業計画・実施段階であらためて内容を確認し、配慮できることが無いかが検討してもらうことで、よりよい整備につなげることが望まれる。
- 整備の計画段階で当事者参加の場を設けることができている事業はごく一部にとどまり、完成後の確認では当事者目線から多くの課題や問題点が指摘されている。計画段階からの参加の機会をさらに増やしていくことが求められる。
- 人的対応・こころのバリアフリーに関する区民部会や事業者の取組について、成果の確認や評価が十分できておらず、今後取組を進める中で評価の機会を設ける必要がある。
- 中間評価にあたり、これまでの取組で得られた知見を改めて共有し、各事業者における取組に活かしてもらうことで、中・長期の事業実施にあたり、よりレベルの高い取組となることが期待される。
- あわせて、コロナ禍における多様な利用者の困りごとや各事業者の工夫を適宜共有し、意見交換を重ねながら「新しい生活様式」への対応を目指していくことが望まれる。

第5章 基本構想への中間評価の反映

1. 移動等円滑化に関する事項

地区別構想の「第5章 移動等円滑化に関する事項」において、多様な利用者が安全で移動・利用しやすい施設整備に向けて対応を進めていく際の共通の考え方を配慮事項として整理している。

この「移動等円滑化に向けた共通の配慮事項」は、検討の積み重ねの中で、必要事項等を追加・修正してきたため、赤羽地区・滝野川地区・王子地区で内容が異なるものとなっている。

中間評価では、これまでの取組等を踏まえ、「移動等円滑化に向けた共通の配慮事項」を最新の内容に更新するとともに、赤羽地区・滝野川地区・王子地区の関係事業者に変更して周知し、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう、協力を依頼する。

※内容のベースは【地区別構想 赤羽地区】とし、 青字 は滝野川地区、 緑字 は王子地区で追加・修正した内容、 赤字 は中間評価で新たに追加・修正した内容を示す。

(1) 公共交通の共通の配慮事項

① 旅客施設（鉄道駅）

項目	共通の配慮事項
通路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ エレベーター利用により大きな迂回が生じる駅では、<u>地形や駅構造に配慮し、</u>2ルート目のバリアフリールート確保や上下方向へのエスカレーター設置に努める。 ➤ 主要な動線や設備（トイレ、券売機、精算機、インターホンなど）には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ➤ <u>屋外のスロープは上屋を設置するか、雨天時でも滑りにくい路面とする。</u>
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 ➤ エレベーターは、車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、<u>出入口のガラス窓</u>の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 転落を防止するためのホームドアや可動式ホーム柵を設置する。 ➤ <u>駅や車両の構造上ホームドアや可動式ホーム柵が設置不可能な場合は、昇降式ホーム柵や固定式ホーム柵など、他の方法による利用者の安全の確保を優先するとともに、内方線付点状ブロックを設置する。</u> ➤ ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。 ➤ 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。 ➤ 排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は1%を標準とする。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（<u>介助者の同伴など多様な動作が可能な</u>十分な広さ、<u>車いすの動線に配慮した設備配置</u>、可動式手すり、大型ベッド、<u>開閉しやすい扉</u>の設置など）。 ➤ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、<u>車いす使用者用</u>トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。 ➤ 利用者が多い施設では、<u>一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保すること</u>などにより、<u>車いす使用者用</u>トイレに利用が集中しないようにする（<u>機能分散</u>）。 ➤ <u>和式便房を洋式化し、手すりを設置する。</u> ➤ <u>内部を認識しやすいよう、床と壁、便器、手すりなどのコントラストを確保する。</u> ➤ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者等が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ➤ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ➤ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ➤ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。 ➤ <u>車いす使用者用トイレには、異性介助等に配慮し、目隠し用のカーテンを設置する。</u>

項目	共通の配慮事項
券売機等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いすでも近づきやすい蹴込みや見やすい（反射しない）タッチパネルなど、車いす使用者や弱視者が1人でも利用しやすい券売機等を設置する。<u>白黒反転機能のあるタッチパネルを設置するのも有効である。また、全盲の方など高齢者、障害者等の求めに応じ、乗車券購入の有人対応を行う。</u>
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バリアフリールートや乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ➤ 駅出入口や改札付近、ホームなどで音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。 ➤ 可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。 ➤ 改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置を示す音声付触知案内図を視覚障害者が容易に認識できる位置に設置する。 ➤ 駅構内や周辺のバリアフリーに関する案内を <u>Web 上に掲載する他、二次元バーコードの掲出</u>や紙で配布するなど、多様な利用者を想定した情報提供の充実を図る。 ➤ 改札周辺やホーム等にインターホンを設置する場合は、モニターを設けるなど聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。 ➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。 ➤ <u>自動改札機はIC専用改札機と磁気券対応改札機の違いがわかるような案内表示を設置する。</u> ➤ <u>拡幅改札は、改札前後における一般の利用者とエレベーターを利用する車いす使用者等の動線が錯そうしないように留意して設置位置を検討する。</u>
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。 ➤ 駅や車両利用のマナー・ルール（<u>施設利用に制約がある人のエレベーター・車いす使用者用トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など</u>）について、利用者への周知・啓発を行う。

<参 考>

■ホームドア (区内)



■内方線付点状ブロック (区内)



■ホームと列車のすき間が狭い車いす用の乗降口 (区内)



■電光掲示やモニターによる情報提供 (区内)



■バリアフリールートなどがわかりやすい案内板 (区内)



② 旅客施設（停留場）

項目	共通の配慮事項
通路	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要な動線には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。 ▶ 傾斜路は車いす使用者に配慮し、緩やかな勾配（縦断勾配 8%以下）とし、十分な幅員（120cm 以上）を確保する。
上下移動	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 階段は、両側に 2 段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。
ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車いす使用者が円滑に利用できるように、乗降場の幅員を十分に確保する（150cm 以上）。 ▶ 転落を防止するためのホーム柵など、利用者の安全の確保を優先するとともに、内方線付点状ブロックを設置する。 ▶ ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。 ▶ 乗降や移動を妨げない位置に配慮し、上屋やベンチを設置する。 ▶ 排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は 1% を標準とする。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 乗降位置等について、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ▶ 音声による案内や、モニターなどを活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。 ▶ 可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。 ▶ 車両内に筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。 ▶ 乗車方法やバリアフリー情報について、多様な利用者を想定した情報提供の充実を図る。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。 ▶ 停留場や車両利用のマナー・ルールについて、利用者への周知・啓発を行う。

<参 考>

■ 幅員が確保された停留場（ホーム柵・内方線付点状ブロック・上屋・ベンチの設置）（区内）



③ 路線バス・コミュニティバス

項目	共通の配慮事項
車両	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車両のノンステップ化や車いす使用者やベビーカー使用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
バス乗降場・バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス停留所にベンチや屋根を設置するなど、十分な待合スペースを確保する。（道路管理者との連携） ▶ バス停留所を設置する歩道は、バスが正着（バス停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。（道路管理者との連携）
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス乗降場やバス停留所における案内を充実する（わかりやすい路線図（各路線の運行ルートや停留所を表記）、ノンステップバス運行の表示、多言語表記、バスの乗り方など）。 ▶ バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。 ▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バス停留所への正着や二ーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。 ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。 ▶ バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

< 参 考 >

■ ノンステップバス



出典：公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編（平成 30 年 3 月）

■ バリアフリー化されたバス停留所（区内）



④ タクシー

項目	共通の配慮事項
車両	▶ 車いす使用者等も利用できる福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入を促進する。
案内設備・情報のバリアフリー	▶ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。
人的対応・こころのバリアフリー	▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

<参 考>

■ 福祉タクシー・ユニバーサルデザインタクシー

福祉タクシーは、障害者等の運送を目的とした予約制のタクシーである。ユニバーサルデザインタクシーは、健常者や高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、だれもが利用しやすいタクシー車両であり、予約だけでなく一般的なタクシー乗降場等からでも利用できる。

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度までに約28,000台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）を導入することを整備目標としている。東京都では、令和2年度までに、都内のタクシーの2割にあたる10,000台を導入することを目標としており、既に前倒して目標が達成されている。（『東京のタクシー2020』参照）。

一方で、ユニバーサルデザインタクシーの現状として、車種によっては利用できない車いす使用者がいることや、道路構造により乗車にかかる時間が左右されるという指摘が多くあるため、利用しやすい車両への改善が求められる。



出典：川崎タクシーグループホームページ
ユニバーサルデザインタクシー
（後方乗降タイプ）



出典：宝自動車交通株式会社ホームページ
ユニバーサルデザインタクシー
（側方乗降タイプ）

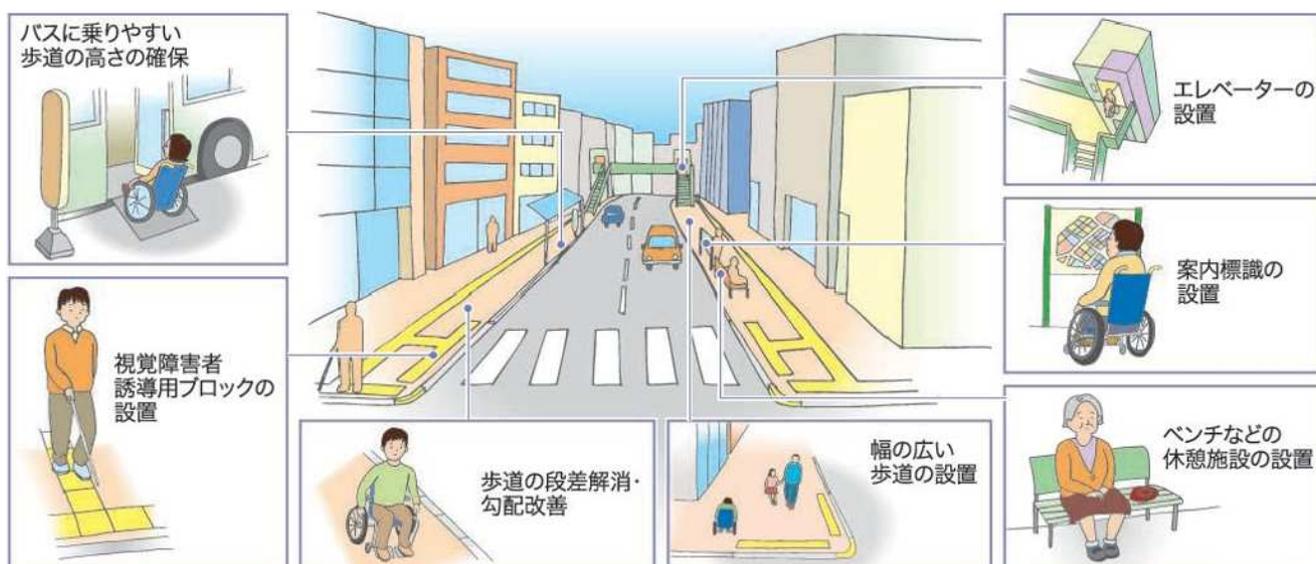
(2) 道路の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
歩道等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間を整備する。 ➤ <u>ブロック舗装を採用する場合はがたつきの発生しにくいものとし、過度な舗装デザインによって知的・発達障害者等の刺激にならないように留意する。</u> ➤ 横断歩道接続部の勾配を解消し（5～8%以下）、車いす使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。 ➤ 地形などにより高低差が伴う場合には、垂直方向の移動などによる負担を少なくするよう、エレベーターなどの整備も含めて検討する。 ➤ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。 ➤ 歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。 ➤ 歩道の安全性を高めるため、自転車走行空間整備を推進する。 ➤ 駅前広場では、駅出入口から各乗降場等への連続した屋根を設置し、わかりやすい位置に乗り場や行き先のわかる総合案内板等を設置する。
バス乗降場・バス停留所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バス停留所にベンチや屋根を設置し、十分な待合スペースを確保する。（バス事業者との連携） ➤ バス停留所を設置する歩道は、バスが正着（バス停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。（バス事業者との連携）
タクシー乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ➤ タクシー乗降場を設置する歩道は、車いすでも座席の直近まで接近できるように、歩車道境界の段差を少なくする（2cmを標準）。
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。 ➤ <u>視覚障害者がブロックを利用することで不必要に曲がったり、遠回りになったり、看板や駐輪などに衝突することのないように、現地の状況に応じて敷設方法を個別に検討する。</u> ➤ <u>舗装面との色の差が確保されていない場合は、ブロックの両側に濃い色の側帯（10～15cm）を設け、見やすさを確保する。</u> ➤ 沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。（施設設置管理者と連携）
歩道のない道路	<ul style="list-style-type: none"> ➤ コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。 ➤ 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（交通管理者と連携） ➤ 歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。 ➤ バス停留所を設置する道路は、安全な待合スペースを確保する。（バス事業者と連携）

項目	共通の配慮事項
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 長く続く坂道では、車いすなどが一時停止できる平坦部や手すり、ベンチの設置などに配慮する。 ▶ 電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、主要な生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。 ▶ エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすいものを設置する。 ▶ 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。 ▶ 工事中なども多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。 ▶ 自転車走行空間整備と通行ルールの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。（交通管理者と連携） ▶ 駅周辺の放置自転車対策を積極的に行い、歩行環境を向上させる。

< 参 考 >

■ 道路のバリアフリー化のイメージ



出典：国土交通省資料

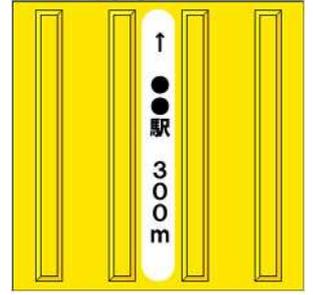
■ バリアフリー化された歩道 (区内)



■ 路側帯のカラー舗装 (区内)



■ 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導



■ 長く続く坂道への手すりの設置 (区内)



■ 歩道と施設敷地で連続している視覚障害者誘導用ブロックの設置 (区内)



■ 側帯を設け視覚障害者誘導用ブロックとの色の差を確保した歩道 (区内)



(3) 建築物・路外駐車場の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
<p>出入口・敷地内通路 (屋外)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者と連携) ➤ 主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー使用者等に配慮した幅を確保する(80 cm以上)。 ➤ <u>屋外のスロープは上屋を設置するか、雨天時でも滑りにくい路面とする。</u>
<p>建物内通路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120 cm以上)。 ➤ 主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
<p>上下移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。 ➤ 2階以上の施設には、エレベーターを設置する。 ➤ エレベーターは、<u>施設の使用用途や規模に応じて</u>車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、<u>出入口のガラス窓</u>の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。
<p>トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(<u>介助者の同伴など多様な動作が可能な</u>十分な広さ、<u>車いすの動線に配慮した設備配置</u>、可動式手すり、大型ベッド、<u>開閉しやすい扉</u>の設置など)。 ➤ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、<u>車いす使用者用</u>トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。 ➤ 利用者が多い施設では、<u>一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保すること</u>などにより、<u>車いす使用者用</u>トイレに利用が集中しないようにする(<u>機能分散</u>)。 ➤ <u>和式便房を洋式化し、手すりを設置する。</u> ➤ <u>内部を認識しやすいよう、床と壁、便器、手すりなどのコントラストを確保する。</u> ➤ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者等が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ➤ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ➤ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ➤ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。 ➤ <u>車いす使用者用トイレには、異性介助等に配慮し、目隠し用のカーテンを設置する。</u>

項目	共通の配慮事項
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設内の配置図やバリアフリー化された経路、非常口、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。 ➤ パンフレットやWEBなどを使った案内など多様な方法で、施設の利用やバリアフリーなどに関する情報を提供する。 ➤ 施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。 ➤ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。
駐車場・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の出入口付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設（幅 350 cm以上、<u>車両後方部の乗降スペースの確保</u>）を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。 ➤ <u>安全に乗降できる屋根付き（天井高 230cm 以上）の車寄せを設ける。</u> ➤ 利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
その他設備	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 受付・窓口や記入台は、車いす使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する（座位用、膝が入る構造）。 ➤ 貸出用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。 ➤ 授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。 ➤ 商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。 ➤ 区民事務所や病院などの順番待ちが生じる施設では、電光表示や呼び出し受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。 ➤ <u>会議室等の予約システムは、移動制約がある人でも対応できる方法に配慮する。</u>
人的対応・こころのバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。 ➤ 多様な利用者への適切な対応について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポートなどの対応を充実する。 ➤ <u>施設利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・車いす使用者用トイレの優先やエスカレーターの 2 列での利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。</u>

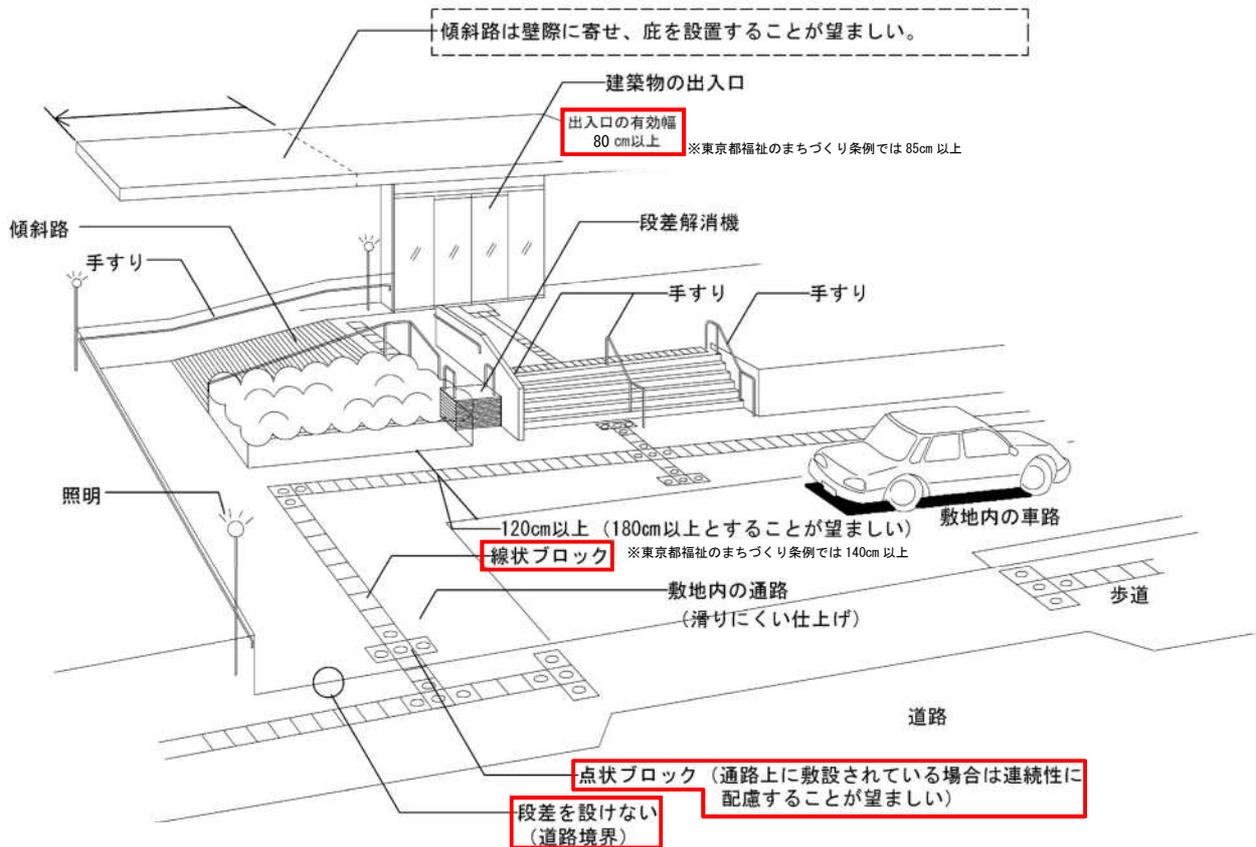
<参 考>

■建築物のバリアフリー化

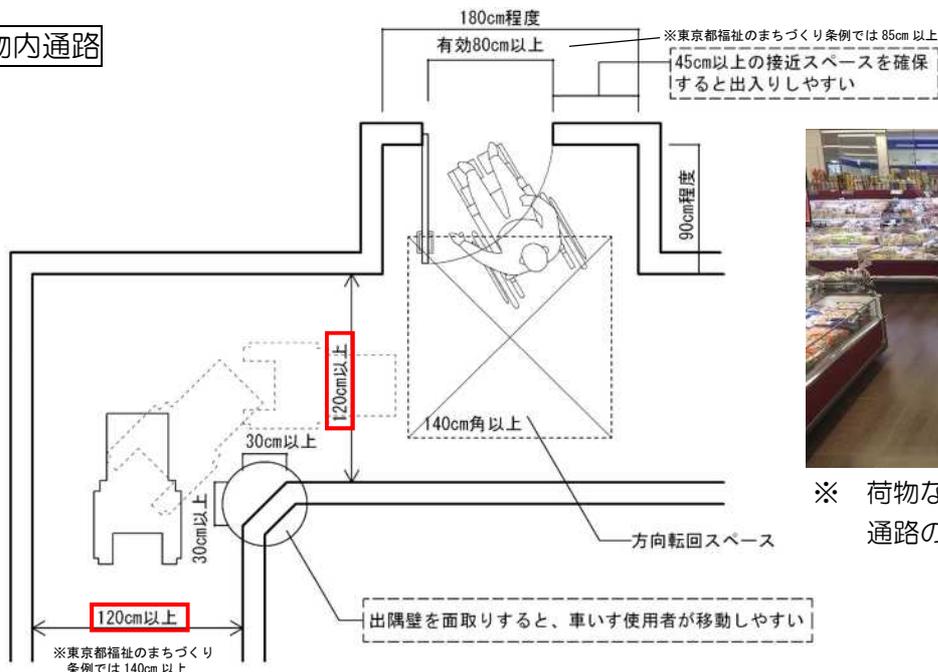
(注記のないものは、高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル、より抜粋・作成)

 赤枠で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準である。

出入口・敷地内通路（屋外）

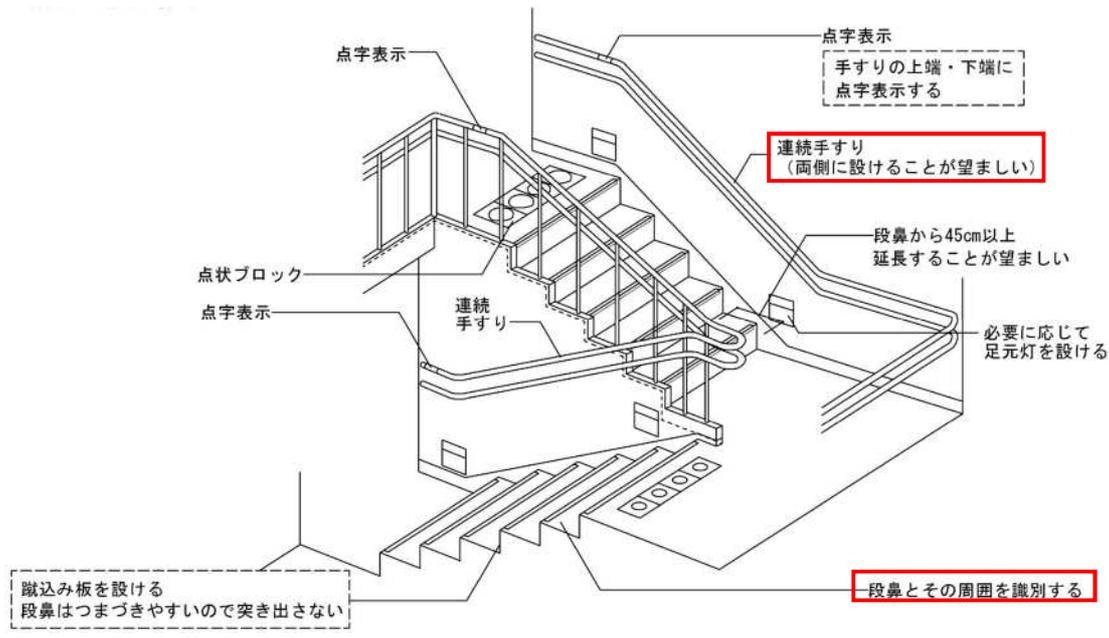
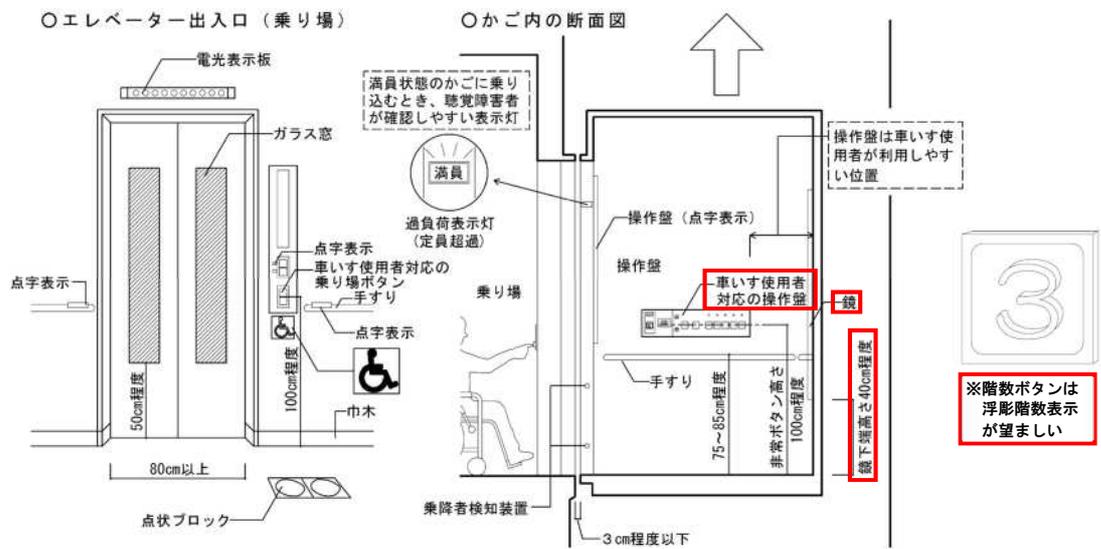


建物内通路

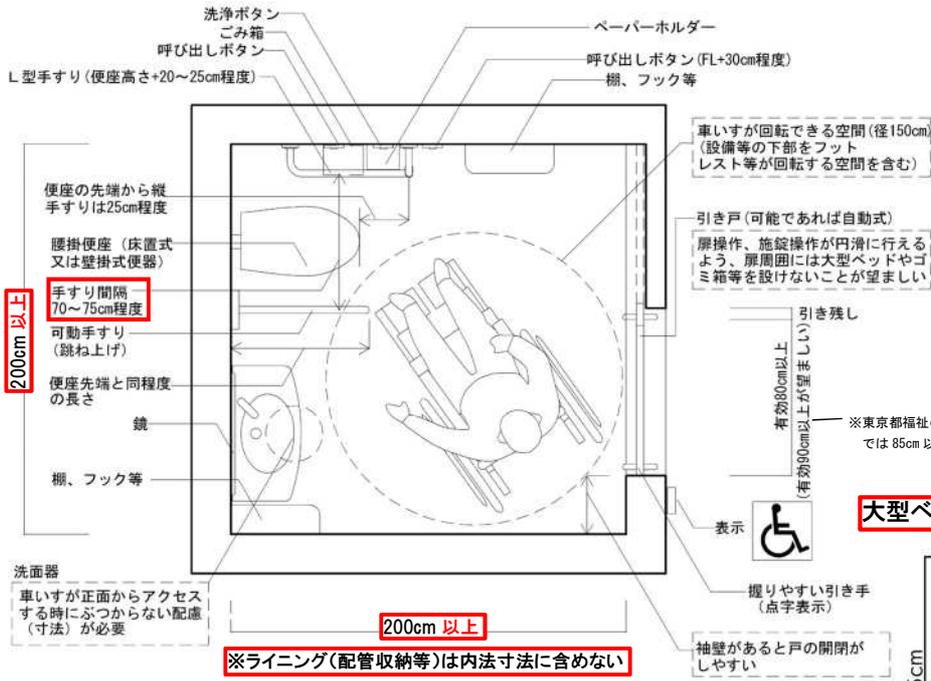


※ 荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする (区内)

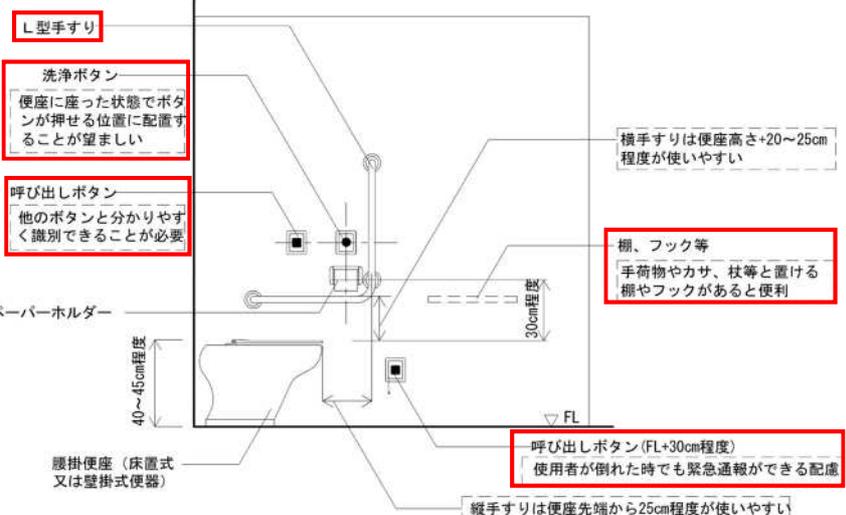
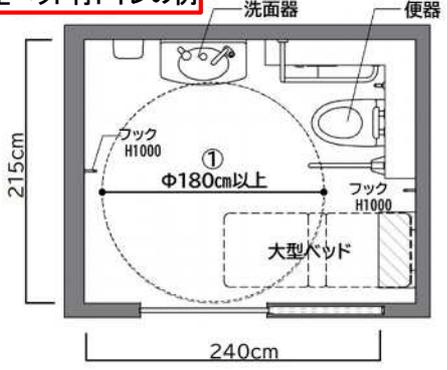
上下移動



トイレ (車いす使用者用)

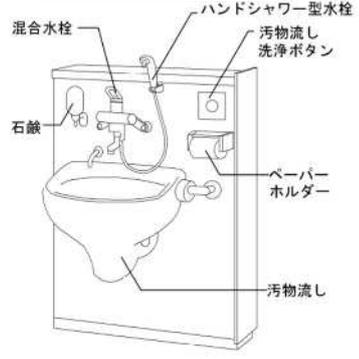


大型ベッド付トイレの例

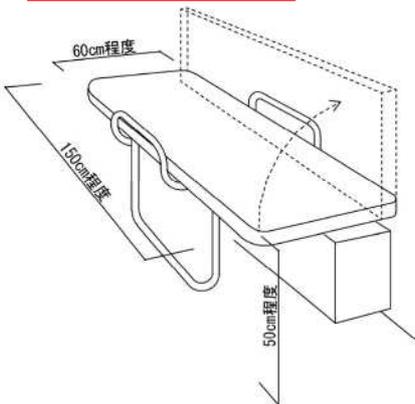


大型ベッドが設置され、介助者と一緒に利用できる広さを確保した車いす使用者用トイレ (区内)

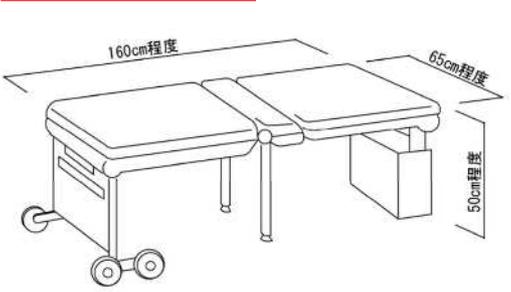
○汚物流し (オストメイトに配慮した設備)



○大型ベッド1 (幼児~大人まで: 折り畳み収納型)

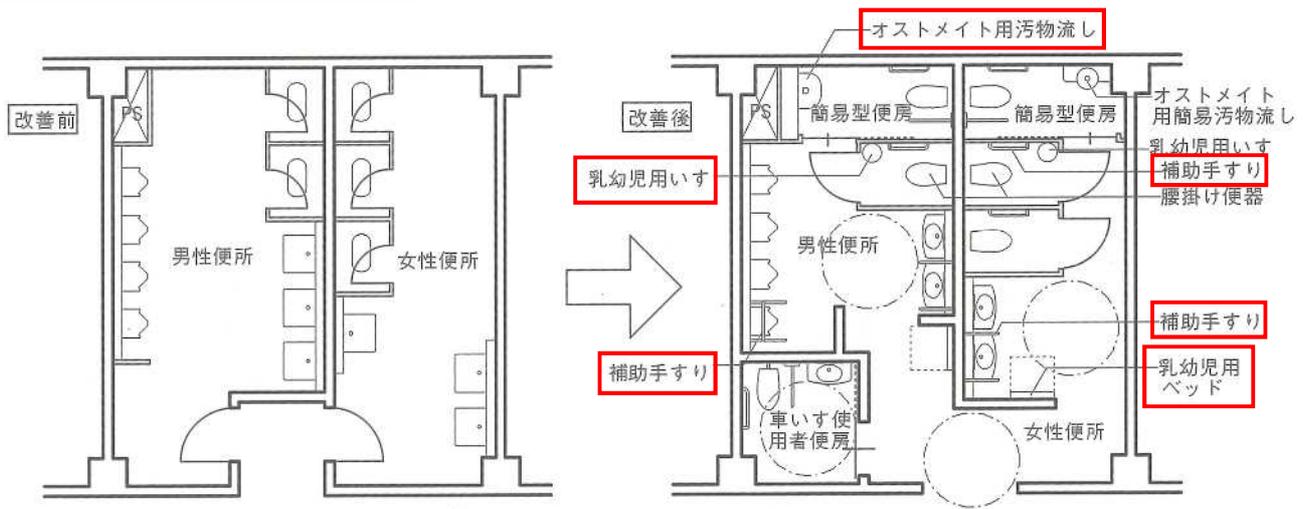


○大型ベッド2 (幼児~大人まで: 折り畳み収納型)



※大型ベッドは壁際に配置するなどにより、転落防止を図ることが望ましい。

トイレ（一般トイレの改善例）



廊下
・高齢者・障害者等に対応する便房がない場合

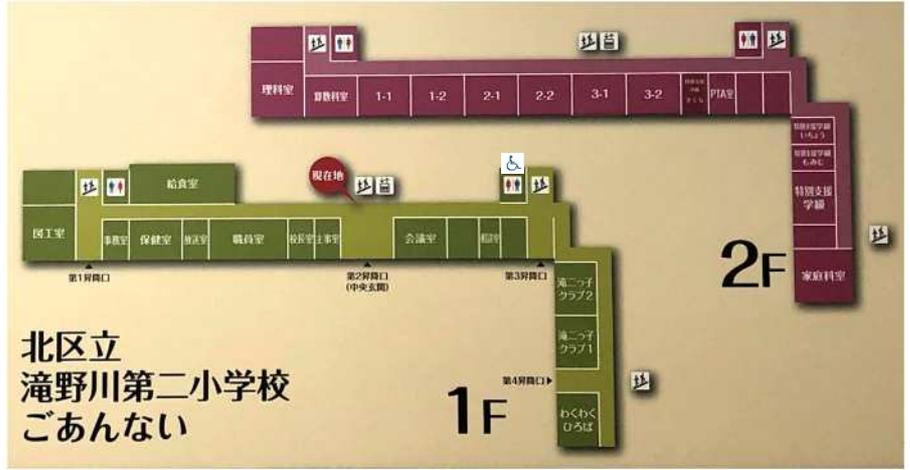
トイレの洋式化の際に、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じた便房数の設定や、配置に留意する必要があります。

- ・車いす使用者用便房を設置する
- ・簡易型機能を備えた専用便房を設置する
- ・和風便器を腰掛け便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストール又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・オストメイト用設備を設置する
- ・補助手すりや乳幼児設備を設置する

案内（案内板）



視覚障害者誘導用ブロックの設置とあわせて、音声案内設備が設置されている建築物の出入口



現在地やフロア案内、各階のバリアフリー設備が示された案内図（区内）

案内（トイレ触知案内図）



機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示

筆談及び手話対応・コミュニケーション支援ボード



筆談ボード：書いて消せる白板



コミュニケーション支援ボード

WEB 等による情報提供

最寄駅・最寄バス停からお越しの方



板橋本町駅からHPSC正門へお越しの方

視覚障がい者の方は往復ともにルートA、
車椅子の方は、行きはルートB、帰りはルートAを推奨しております。

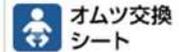
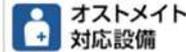
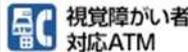
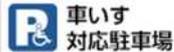
<ルートA>

エレベーターはA1出口またはA3出口。A3出口をご利用の場合、エレベーターより地上に上がり、左前方の交差点を渡るとA1出口前。A1出口をご利用の場合、エレベーターより地上に上がり右へ直進し、交差点をみずほ銀行側に渡って、中山道沿いをしばらく直進。1つ目の信号機を渡り右折して直進。ローンを過ぎ、ナショナルトレーニングセンター前交差点を渡りさらに直進。国立スポーツ科学センター前交差点を渡らずに左折し、直進するとHPSC正門に到着。屋内トレーニングセンター・イーストへ向かう場合は、国立スポーツ科学センター交差点を渡り、さらに右方向に交差点を渡ると到着。



車いすで施設にアクセスする際の推奨ルートや、音声読み上げで具体的なアクセス方法が把握できるよう配慮されたルート案内文を掲載した WEB ページ (区内)

設備情報



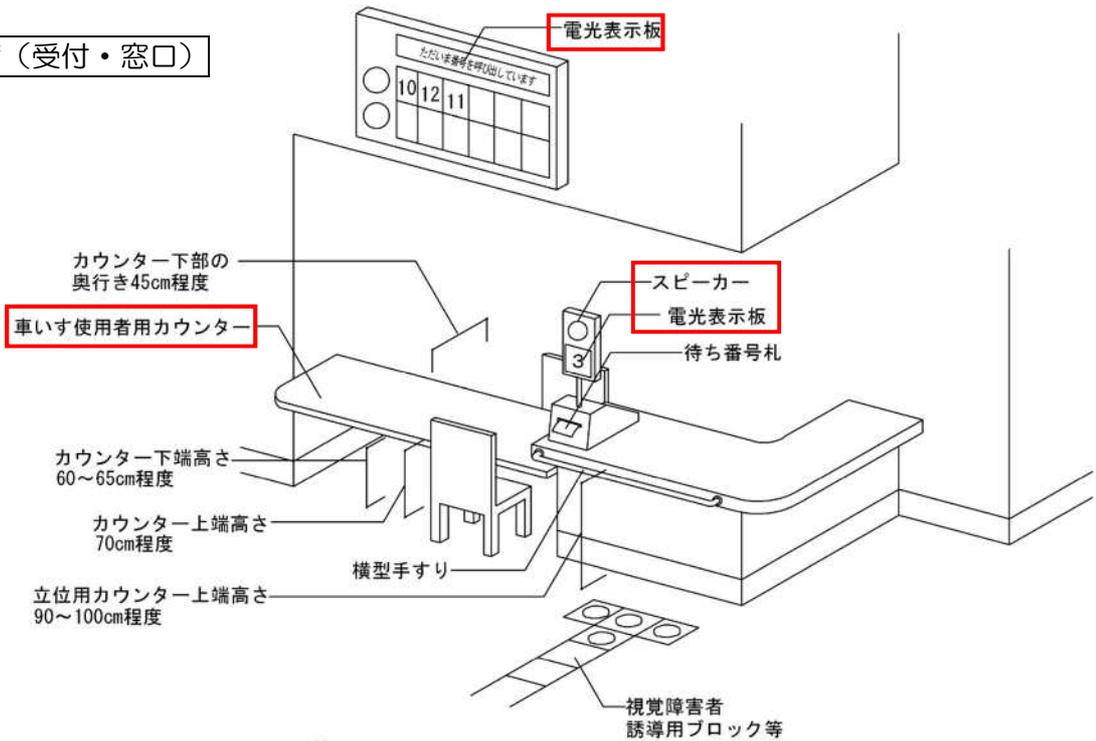
アイコンの説明

施設内のバリアフリー設備の状況をわかりやすく表示している WEB ページ (区内)



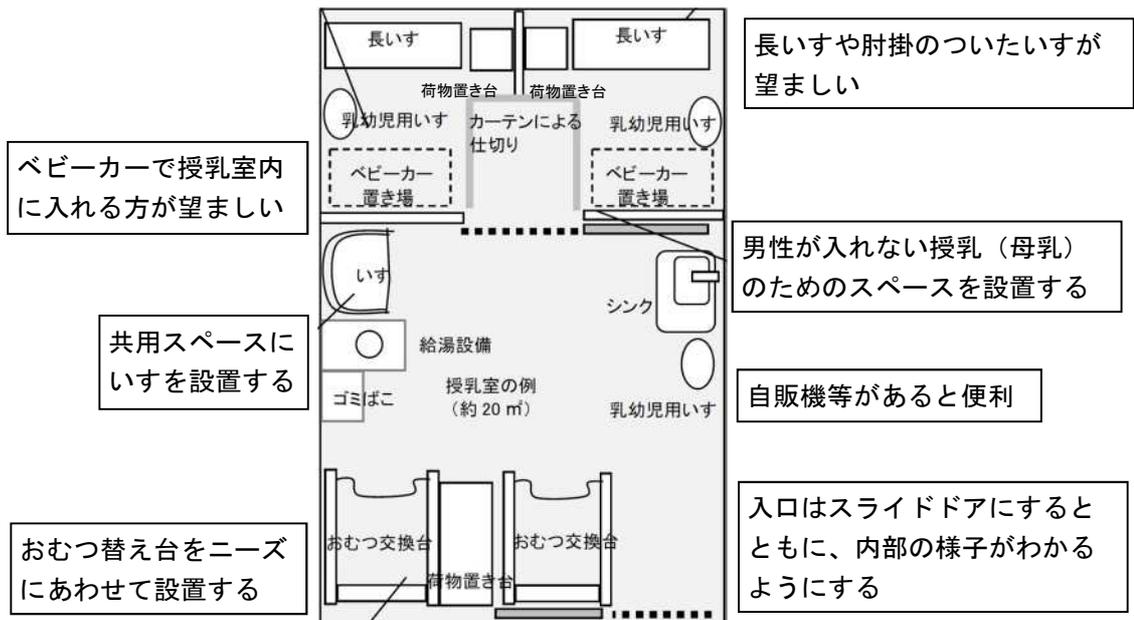
フロアマップ上にバリアフリー設備等をわかりやすく表示している WEB ページ (区内)

その他設備（受付・窓口）

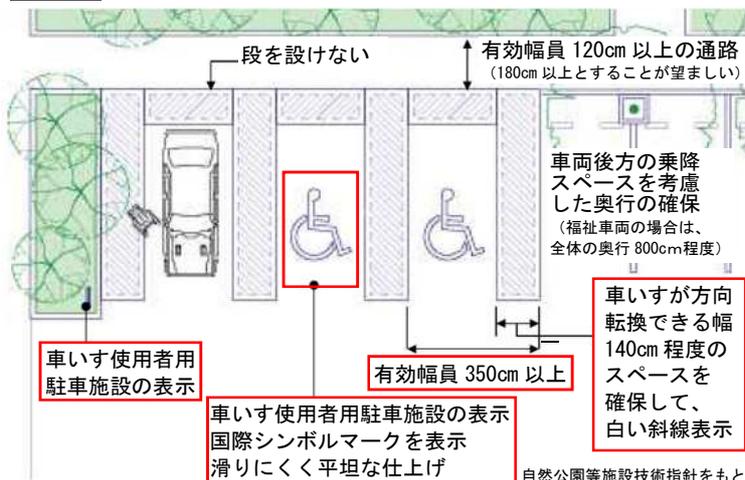


その他設備（授乳室）

さまざまな機能がある授乳室の例（3.5m×5m）



駐車場



車両後方の乗降スペースを確保した駐車ます（区内）
（出典：東京都）

自然公園等施設技術指針をもとに作成

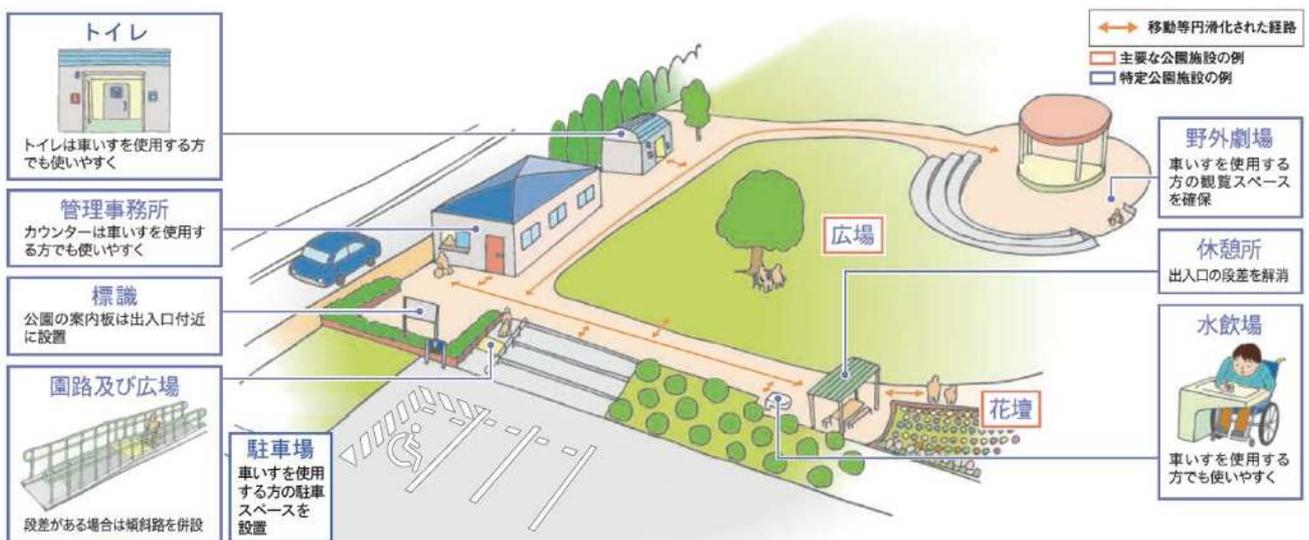
(4) 都市公園の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 敷地境界の段差を解消し、十分な幅員を確保する（90 cm以上）。 ➢ 二輪車進入禁止柵を設ける場合は、車いす使用者やベビーカー使用者に配慮した構造とする。
園路	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。 ➢ 主要な園路には段差や急な勾配を設けない。 ➢ 主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な幅員を確保する（120 cm以上）。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（介助者の同伴など多様な動作が可能な十分な広さ、車いすの動線に配慮した設備配置、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など）。 ➢ オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、車いす使用者用トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。 ➢ 利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、車いす使用者用トイレに利用が集中しないようにする（機能分散）。 ➢ 和式便房を洋式化し、手すりを設置する。 ➢ 内部を認識しやすいよう、床と壁、便器、手すりなどのコントラストを確保する。 ➢ JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者等が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。 ➢ 車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。 ➢ 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。 ➢ 車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。 ➢ 車いす使用者用トイレには、異性介助等に配慮し、目隠し用のカーテンを設置する。
案内設備・情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ➢ バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する（必要に応じて点字・音声案内、パンフレットの設置など）。 ➢ 筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。（管理事務所）
休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日陰となる場所やベンチ等の休憩施設を設置する。 ➢ 車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要な園路付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設（幅 350 cm以上、車両後方部の乗降スペースの確保）を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。

項目	共通の配慮事項
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などは適切な維持管理によりいつでも安心して使えるように配慮する。 ▶ 車いす利用者用トイレの時間規制について、利用者のニーズを踏まえた運用方法を検討する。 ▶ 利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
人的対応・ こころの バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

< 参 考 >

■ 都市公園のバリアフリー化のイメージ



国土交通省資料をもとに作成

(5) 信号機等の共通の配慮事項

項目	共通の配慮事項
信号機等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の信号機は、音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機を設置する。 ▶ 音響式信号機の設置に際しては、視覚障害者の利用を想定し、わかりやすく安全な位置への押ボタンの設置に配慮する。 ▶ 多様な利用者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。 ▶ 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活関連経路上の交差点には、横断歩道の設置を進める。 ▶ 駅前などの混雑する交差点や複雑な形状の交差点には、歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンを設置する。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 歩道のない道路では、路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携）
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）

<参 考>

■ 視覚障害者用付加装置付信号（音響式信号機）



出典：警視庁資料

■ 経過時間表示式信号機



出典：警視庁資料

■ エスコートゾーン（区内）



2. 人的対応・こころのバリアフリーの推進

全体構想では、スパイラルアップの一環として継続される協議会の場を活用してこころのバリアフリーに関する意見交換や勉強会、ワークショップなどを実施し、成果を広く発信することにより、こころのバリアフリーの推進を図ることとしている。

全体構想策定後は、区民部会委員が主体となって、こころのバリアフリーに関する意見交換を行い、これまでに経験したことや実践していること等を共有するとともに、こころのバリアフリーの推進に向けた取組のアイデアを検討し、実践してきた。また、王子地区の地区別構想策定時から、認知症関係団体の委員を新たに迎えるなど、多様な利用者の特性に関する理解促進に努めてきた。

さらに、事業者に対しても、意見交換会における疑似体験等の取組を通じて人的対応・こころのバリアフリーの重要性や必要性に関する働きかけを実施しており、事業者が主体となった取組も広がりがつつある。

引き続き、区民部会主体の取組の実践を積み重ねるとともに、事業者への働きかけを行うことで、今後も多様な利用者の特性に関する理解の促進を図り、次世代につながるハード・ソフトが一体となっただれもが利用しやすい生活環境の創出を目指して取り組んでいく必要がある。

区民部会の意見を踏まえた、人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた今後の取組の方向性は以下の通りである。

表 5-1 人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた今後の取組の方向性

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 継続的なまちあるきによる事業の確認と意見反映、スパイラルアップの実践● これまでの意見交換の蓄積を生かし、多様な立場から考えられる当事者として、福祉関係所管や社会福祉協議会、教育委員会や各学校における取組等への区民部会としての連携・協力● 作成した VR 動画を活用した障害理解の啓発（福祉関連イベントや小学校等）● 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の実践、視覚障害者誘導用ブロック設置地図の活用方策の検討● 特別支援学校・小学校へのアンケート結果の活用や追跡調査● 商店街や小規模店舗への働きかけ（パンフレット作成や地域での勉強会など） |
|---|

これまでの区民部会における取組や、事業者が主体的に実施している人的対応・こころのバリアフリーに関する取組の具体例は、参考資料4・5にまとめる。

第6章 基本構想の推進に向けて

1. 目標年次に向けた事業推進・配慮事項の周知

全体構想では、おおむね10年後（令和7年度）を目標年次としている。ただ、コロナ禍において予定通り進まない事業があることも考えられることから、随時各事業者からの相談に応じ、代替案の検討を行うなど、さらなる事業推進を働きかけていく。

また、中間評価において整理した課題や最新の内容に更新した「移動等円滑化に向けた共通の配慮事項」、「人的対応・こころのバリアフリー」に関する各事業者の事例について、赤羽地区・滝野川地区・王子地区の関係事業者に周知・共有し、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう、協力を依頼する。

2. 王子地区における進捗状況確認

中間評価の作成にあたっては、王子地区は計画策定から間もないことを考慮し、赤羽地区と滝野川地区の2地区を対象とした。王子地区においても、令和3年度に特定事業等の進捗状況確認を実施し、事業推進の評価を行うこととする。

また、目標年次には、改めて3地区の進捗状況を確認し、基本構想の評価を行うとともに改定に向けた検討を進める。

3. 継続的な当事者参加

地区別構想策定後も、区民部会が中心となって障害当事者の意見を取り入れる機会を多く設けてきた。今後も、各施設設置管理者等が定めた特定事業を実施する際は、さらに具体的な利用者意見を取り入れ、より望ましい形で取組が行われることが期待される。地区別構想で設定した特定事業のうち、特に移動や施設の利用に影響の大きい事業については、利用者の意見を取り入れる機会を設けるよう、協議会を通じて働きかけを行う。また、各事業者は利用者意見を取り入れるよう、協議会や区民部会を活用するなど点検や意見交換の場を設けるよう努める。

また、各整備の段階で利用者参加による効果は異なるため、事業の状況に応じ複数回の点検や意見交換がされることが望ましい。意見交換会等を実施した事業者は、意見を踏まえた改善の内容について協議会へ報告し、情報の蓄積を図る。

特に、北とぴあをはじめ、今後大規模改修・整備が予定されている公共施設や都市公園において、可能な限り意見交換の場を設けるとともに配慮事項の再確認を依頼し、より望ましい整備が実現するよう関係する所管へ働きかけていく。

各整備段階における取組例と期待される効果を以下に示す。

表 6-1 各段階での取組例と期待される効果

整備段階	取組例	取組による効果
企画構想・基本計画	施設へ導入する機能や基本的な配置、バリアフリー設備の確認	「あらかじめ配慮する」ユニバーサルデザインの考え方が取り入れられる
基本設計	設計図や模型等を用いた整備内容の確認	利用者目線で動線や設備配置に不自然な箇所がないか確認できる
実施設計	出入口や設備、視覚障害者誘導用ブロックなどのより具体的な設計の確認	利用者目線で詳細の配慮事項や設備の使い勝手について確認できる
施工	現地での危険箇所や案内板の設置位置などの最終確認	利用開始前に利便性や安全性を検証し、必要な改善を加えることができる
運用・管理	完成施設の検証	運用面の変更や簡易な修繕により使い勝手の改善や、必要な人的対応の確認などソフト面の改善ができる
評価	取組全体の評価を行い、区民や事業者へのフィードバックを行う	区全体や関係事業者等への情報の共有・蓄積ができる

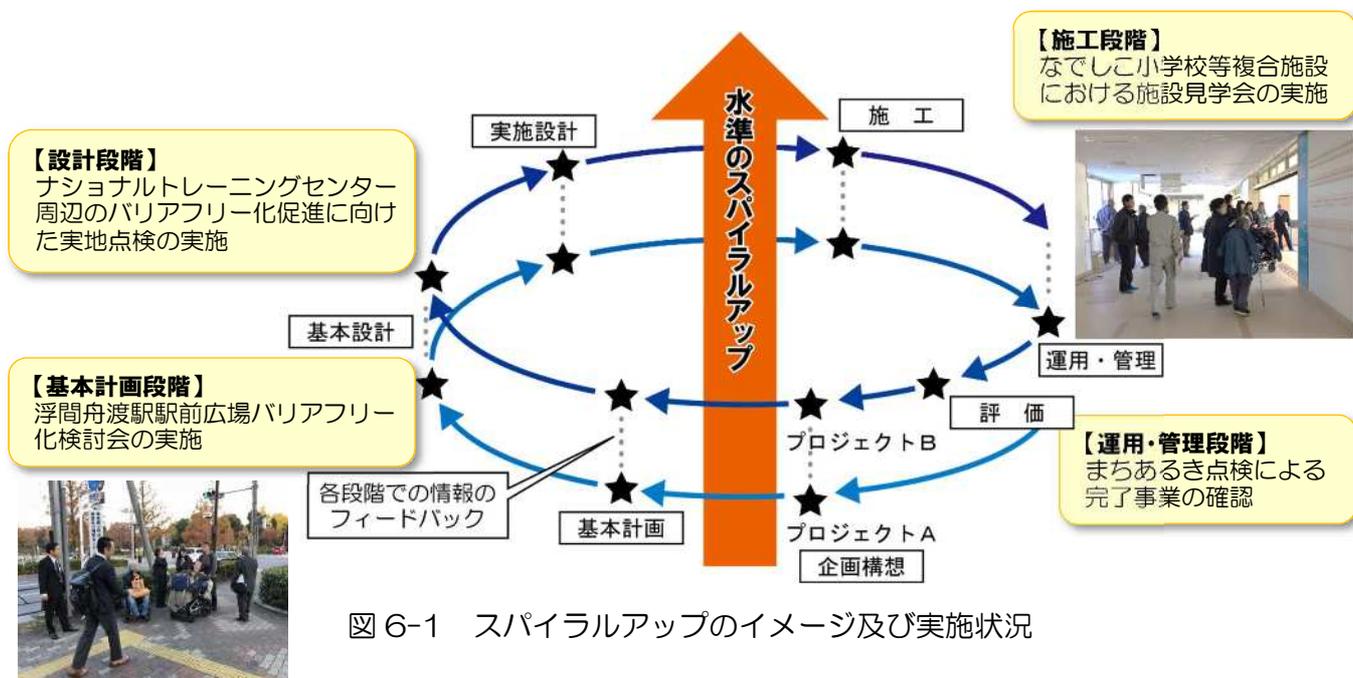


図 6-1 スパイラルアップのイメージ及び実施状況

4. 区民部会中心の取組の充実、具体化

今後も、区民部会が中心となり、まちあるき点検による完了した特定事業の確認や、人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた取組を積み重ねていく必要がある。

具体的には、表 5-1 に示した今後の方向性に基づき取組を具体化し実践することで、多様な利用者の特性に関する理解の促進を図り、だれもが利用しやすい生活環境の創出を目指す。

参考資料

1. 北区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱、委員名簿

(1) 北区バリアフリー基本構想推進協議会 設置要綱

北区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

31 北ま都第 1039 号

平成 31 年 4 月 18 日 区長決定

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、北区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の実施に関する必要な事項を協議し、バリアフリー化の計画的な推進を図るため、北区バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想に基づく事業計画の推進に関すること。
- (2) 基本構想の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他バリアフリーの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 45 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等に属する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 施設管理者の職員
- (5) 交通管理者の職員
- (6) 公共交通事業者の職員
- (7) その他区長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する順序により副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、区長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会に、基本構想の推進に関する事項を検討するため、部会を置くことができる。

2 部会長及び部会員は、会長が指名する者をもって充てる。

(協議結果の報告)

第8条 会長は、第2条に掲げる事項の協議等の状況について、必要に応じて区長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

(2) 北区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿 (令和2年度)

区分		所属など	氏名
1	学識 経験者	会長 東洋大学名誉教授	高橋 儀平
2		副会長 日本工業大学建築学部建築学科	野口 祐子
3			中央大学研究開発機構
4	高齢者、 障害者団体など	北区障害者団体連合会	井上 良子
5		北区肢体不自由児者父母の会	田中 淳子
6		自立生活センター・北	小田 政利
7		公益社団法人 認知症の人と家族の会	藤沼 三郎
8		北区視覚障害者福祉協会	遠藤 吉博
9		北区聴覚障害者協会	大八木 剛
10		NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	吉田 耕一
11		NPO 法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所	丹野 克哉
12		区民	誉田加奈子
13		区民	花山 明弘
14		区民	高岡 和宏
15		北区シニアクラブ連合会	山中 将男
16		北区民生委員児童委員協議会	河奈 正道
17		北区町会自治会連合会	薄井 哲夫
18		北区商店街連合会	尾花 秀雄
19	関係行政機関	国土交通省関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課	遠藤 幸
20		東京都都市整備局都市基盤部交通企画課	木内 盛雅
21		北区政策経営部企画課	倉林 巧
22		北区健康福祉部健康福祉課	飯窪 英一
23		北区健康福祉部障害福祉課	加藤 富男
24		東京都立王子特別支援学校	鎌田 英美
25		東京都立北特別支援学校	渡邊 涼
26	施設管理者	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所交通対策課	五味 康真
27		東京都建設局第六建設事務所補修課	近藤 拓也
28		東京都建設局東部公園緑地事務所管理課	川上 武志
29		北区土木部土木政策課	岩本 憲文
30		北区土木部施設管理課	稲垣 茂孝
31		北区土木部道路公園課	杉戸 代作
32	交通管理者	警視庁赤羽警察署交通課	熊坂 成夫
33		警視庁王子警察署交通課	山下 清二
34		警視庁滝野川警察署交通課	村山 勉
35	公共交通事業者	東日本旅客鉄道(株)東京支社総務部企画室	塩ノ谷浩司
36		東京地下鉄(株)鉄道本部鉄道統括部移動円滑化設備整備促進担当課	村里 誠
37		東京都交通局総務部企画調整課	新谷 壮明
38		東京都交通局自動車部計画課	与田 伸子
39		国際興業(株)運輸事業部運輸企画課	小平 隆宏
40		日立自動車交通(株)バス事業部	西窪 裕光
41		ジェイアールバス関東(株)経営企画部	楠本 晋平
42		東京バス(株)統括本部	佐藤 智彦

令和3年2月26日現在 敬称略

(3) 北区バリアフリー基本構想推進協議会 区民部会 委員名簿

区分		所属など	氏名	
1	学識経験者	日本工業大学工学部生活環境デザイン学科	野口 祐子	
2		中央大学研究開発機構	丹羽 菜生	
3	部会長 高齢者、 障害者団体など	北区障害者団体連合会	井上 良子	
4		北区肢体不自由児者父母の会	田中 淳子	
5		自立生活センター・北	小田 政利	
6		公益社団法人 認知症のひとと家族の会	藤沼 三郎	
7		北区視覚障害者福祉協会	遠藤 吉博	
8		北区聴覚障害者協会	大八木 剛	
9		NPO 法人 北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	吉田 耕一	
10		NPO 法人 尚道手をつなぐ会 たいよう事業所	丹野 克哉	
11		区民	花山 明弘	
12		区民	高岡 和宏	
13		区民	誉田加奈子	
14		区民	清水 孝彰	
15		区民	太田 雅一	
16		北区シニアクラブ連合会	山中 将男	
17		北区民生委員児童委員協議会	河奈 正道	
18		北区町会自治会連合会	薄井 哲夫	
19		北区商店街連合会	尾花 秀雄	
20		関係行政機関	東京都立王子特別支援学校	鎌田 英美
21			東京都立北特別支援学校	渡邊 涼

令和3年2月26日現在 敬称略

2. 検討経緯（令和2年度）

回	会議名及び開催日	主な検討内容
1	第1回 北区バリアフリー基本構想推進協議会・区民部会（書面開催） 令和2年8月7日資料送付	（1）これまでの取組と中間評価について （2）特定事業の進捗状況について （3）区民部会の進め方
2	滝野川地区まちあるき点検 令和2年10月30日	板橋駅周辺、田端・駒込駅周辺のまちあるき点検及び意見交換
3	第2回 北区バリアフリー基本構想 区民部会（書面開催） 令和2年12月11日資料送付	（1）中間評価に向けた意見照会 テーマ1 「移動等円滑化に向けた共通の配慮事項」の更新 テーマ2 「人的対応・こころのバリアフリー」の推進に向けた今後の取組 テーマ3 新型コロナウイルス感染症による影響 （2）滝野川地区まちあるき点検の結果 （3）VR動画作成に向けた取組の報告
4	VR動画視聴会 令和3年1月28日	（1）VR動画の体験 （2）アンケートへの回答
5	第2回 北区バリアフリー基本構想推進協議会・第3回区民部会（書面開催） 令和3年2月26日資料送付	（1）区民部会からの報告 （2）中間評価の確認

3. 基本構想推進に向けた当事者参加の取組（区民部会）

（平成 29 年度～令和 2 年度）

- | |
|---|
| (1) なでしこ小学校等複合施設見学会
(2) 赤羽地区・NTC 周辺まちあるき点検
(3) 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（東京都） |
|---|

※滝野川地区まちあるき点検の取組概要については、第3章をご参照ください。

(1) なでしこ小学校等複合施設見学会

<目的>

平成 29 年度の取組として、赤羽地区において新設されるなでしこ小学校等複合施設（志茂地域振興室・志茂ふれあい館）にて施設見学会を実施した。なでしこ小学校等複合施設は、平成 30 年 4 月開設予定であり、ほぼ施工が完了しているため、施設見学により利用者の視点から良かった箇所や気になった箇所を確認し、改善可能な範囲で整備への反映をはたらきかけることや、意見交換の中で得られた情報や成果を他の施設整備に反映することを施設見学会の目的とした。

<実施概要>

項目		内容
日 時		平成 30 年 1 月 18 日（木） 10 時 30 分～12 時 00 分
会 場		なでしこ小学校等複合施設
出席者		30 名※（事務局含む）
施設概要		開設時期：平成 30 年 4 月予定 複合施設：小学校、志茂地域ふれあい館、志茂地域振興室、学童クラブ
見学 対象 設備	1 階	ふれあい館集会室 1、地域施設出入口・受付ホール、ランチルーム、トイレ
	2 階	階段・エレベーター、体育館、トイレ、家庭科室
	4 階	普通教室、少人数教室、多目的教室、オープンスペース

※協議会や区民部会委員及びその紹介者



実施状況

<主な意見・評価> (◎：良かった点 △：課題として指摘された点)

対象設備	意見内容	写真
地域 出入口 ・ 受付 ホール	◎受付は低いカウンターがあり、車いす使用者に対応しているが良い。 △点字表示のある各セクションの案内やフロア等の案内板をつけた方が良い。	
トイレ	◎多機能トイレが各階に設置されている。 ◎ふれあい館には、一般トイレにも手すりと呼び出しボタンが設置されている。写真1 ◎オストメイト対応設備が設置されている。 △多機能トイレにはベビーベッドのみで大人を介助できるベッドが設置されていない。施設は避難所に指定されているので必要である。桐ヶ丘中学校には設置されているので新設の施設には設置するなど統一した方が良い。 △非常時に聴覚障害の人もわかるよう、フラッシュライト等を設置した方が良い。 △多機能トイレの扉は車いす使用者など手動で開けられない人のためにボタン等を設置し、自動扉にした方が良い。 △多機能トイレは十分な広さを設け、手洗い場は十分な蹴込みを設ける、ベビーチェアを移設するなど車いす使用者が使いやすくした方が良い。写真2	 <p>写真1：手すりと呼び出しボタンのあるトイレ</p>  <p>写真2：車いす使用者には使いにくい手洗い場</p>
通路	◎通路の幅が十分広く、車いす使用者や大勢の人とすれ違ってもストレス無く歩ける。写真3 △高齢者も多く利用するため、通路に手すりを設置した方が良い。	 <p>写真3：幅員の広い通路</p>
和室	△和室出入口に段差があり、不便である。	
階段	◎階段の蹴上が15cmで上り下りし易い。 △階段の手すりが1段だけなのが気になる。2段手すりは設置した方が良い。	 <p>写真4：開き戸しかない出入口</p>
エレベーター	◎エレベーターの積載量が750kgで11人まで乗れる広さがあるが良い。 △カゴが車いす1台しか乗れず、狭い。	
体育館	△車いす使用者は体育館の舞台に上がれないので、スロープがある方が良い。 △体育館のすべての扉が開き戸なので、1箇所だけでも引き戸にした方が良い。写真4	 <p>写真5：蹴込みのない手洗い場</p>
家庭科室	△通路が狭いため、車いすの出入りが難しく感じる。 △流し台や手洗い場は蹴込みがないため、車いす使用者は使用できない。写真5	
その他	△扉の取っ手が埋め込みタイプになっている箇所が多いが、凸タイプの取っ手が望ましい。 △施設整備計画時の協議として、ワークショップ時に地域の人や障害者との意見交換ができていたのか。	

(2) 赤羽地区・NTC周辺まちあるき点検

<目的>

バリアフリー基本構想の中間評価にあたり、地区別構想で設定した生活関連施設及び生活関連経路のうち、バリアフリー化の進んだ施設の点検を実施した。地区別構想を策定した各地区において、在住の高齢者、障害者等によるまちあるき点検を開催し、各施設の良い点と課題点等について整理することを目的とした。

<実施概要>

項目	第1回	第2回
日時	令和元年 10月 24日 (木) 13時 15分～16時 20分	令和元年 12月 12日 (木) 13時 30分～16時 30分
会場	赤羽文化センター3階 第1視聴覚室	西が丘ふれあい館2階 第1ホール
出席者	24名 (事務局含む)	20名 (事務局含む)
意見交換の状況		

<点検対象施設・経路>

	赤羽・赤羽岩淵・志茂駅周辺	浮間舟渡・北赤羽駅周辺	桐ヶ丘・西が丘周辺
高齢者施設		赤羽北さくら荘 (旧北園小学校：特別養護老人ホーム・認可保育所)	
文化・スポーツ・社会教育施設	赤羽体育館		ナショナルトレーニングセンター 屋内トレーニングセンター・イースト
道路	赤-05：赤羽並木通り (赤羽台トンネル脇エレベーター) 赤-22：東本通り 赤-39：赤羽体育館前	浮-01：赤羽並木通り 生活関連経路 (袋小学校通学路：ゾーン30)	桐-03・07・08・11：ROUTE2020トレセン通り及び周辺道路
その他	赤羽駅東口公衆トイレ		

<主な意見・評価> (◎：良かった点 △：課題として指摘された点)

対象設備	意見内容	写真
赤羽北 さくら荘	<p>◎最先端の設備で館内は広くとてもよかった。</p> <p>◎エレベーターはストレッチャーにも対応できる大きさで、暗証番号で操作する。(認知症対応)</p> <p>◎便座に座っているときに前に寄りかけられるように可動式の体を支えるバーが設置されている。[写真1]</p> <p>△洗面台の下が車いすでも入れるように抜けているが、ゴミ箱が設置されていた。</p>	 <p>写真1：体を支えるバーのあるトイレ</p>
赤羽体育館	<p>◎誘導用ブロックが窓口まで連続設置されており、車いす利用者でも利用できる高さのカウンターとなっている。</p> <p>◎車いすでも利用できる高さの自動販売機がある。[写真2]</p> <p>△更衣室への動線に曲がり角が多く車いすが通りにくい。</p> <p>△多機能トイレが各階にあるのは良いが、大人用のベッドが欲しい。</p>	 <p>写真2：車いす対応自動販売機</p>
赤羽駅東口 公衆トイレ	<p>◎出入口にある男女トイレの位置サインが大きく見やすい。</p> <p>◎多機能トイレの夜間利用の際は、交番に言うと鍵を開けてくれる。</p> <p>◎素材の差を活かし、床と壁のコントラストを確保している。</p> <p>◎女子トイレにはベビーカーでも入れる大きさの便房があり、ベビーチェアとおむつ交換台がある。[写真3]</p> <p>△道路や駅からトイレの位置がわかる案内サインがほしい。</p>	 <p>写真3：一般トイレ内への乳幼児用設備設置</p>
NTC イースト	<p>◎車いす利用者用トイレにもベッドがある便房とない便房があるなど機能分散されていた。</p> <p>◎介助者と一緒に使える個別の更衣室があるのは良い。押しても引いても開けられる扉は使いやすそうだった。[写真4]</p> <p>◎ライフルなど、視覚障害者でも触って体験できるものが多いのはうれしい。</p> <p>◎見学ルートの案内表示は大きく、床面標示も活用しておりわかりやすい。</p> <p>△トイレの壁と通路の壁が同系色で、突き出しサイン等も少ないので、トイレの存在に気付きにくい。</p> <p>△駐車場は地上部に設けてあり屋根もない。車いす利用者用の駐車スペースはあるが、利用時は濡れてしまう。</p>	 <p>写真4：押しても引いても開く扉</p>

対象設備	意見内容	写真
道路	<p><東本通り> ◎駐輪場ができて区切られたことで秩序ができた。[写真5] △赤羽岩淵駅までの誘導用ブロックを連続敷設し、誘導用ブロックを使った案内誘導もしてほしい。</p>	 <p>写真5：路上駐輪場整備</p>
	<p><赤羽エコー広場館歩道> ◎赤羽エコー広場館前は違法駐輪が特にひどかったので、駐輪場を設置した効果は非常に高い。 △横断歩道接続部の勾配が急である。</p>	 <p>写真6：コントラストの低いエレベーター周辺整備</p>
	<p><赤羽台トンネル脇エレベーター> ◎自転車が3台乗れる広さが確保されている。非常に多く利用されており、利便性が向上した。 △全体的にシルバーと石の灰色調でコントラストがない。誘導用ブロックや案内設備の文字も見づらい。[写真6]</p>	 <p>写真7：歩道への手すりの設置</p>
	<p><北赤羽駅～赤羽北さくら荘への道路> ◎諏訪神社前交差点から環八に向かう坂道の歩道には手すりが設けられていた。[写真7] △橋の前後が坂道となっているため、自転車がスピードを出して危ない。 ◎歩道のない道路では、交差点部の路面が赤色で舗装されており、交差点の視認性を高めている。</p>	 <p>写真8：誘導用ブロックが不連続</p>
	<p><赤羽体育館前の道路> ◎体育館前から北本通りまで誘導用ブロックが連続設置されている。 △北本通りは誘導用ブロックが体育館と逆側の歩道のみしか連続設置されておらず、交差点で誘導用ブロックが不連続となっている。[写真8]</p>	 <p>写真9：遠回りになっている誘導ブロック</p>
	<p><ROUTE2020 トレセン通りなど NTC 周辺道路> ◎整備された部分は凹凸も無くなり、歩道幅も広く、歩きやすかった。 ◎信号機の押しボタンは、以前より目立ってわかりやすいようになった。 △きれいに見えるが、インターロッキングブロック舗装のがたつきが気になる。 △交差点部の誘導用ブロックの敷設方法が遠回りになっている。個別の検討をせず機械的な整備になっている。 [写真9] △路面にランニング用の距離表示があるが、ランニングを誘導するには歩道が狭い。</p>	

(3) 浮間舟渡駅駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）

<目的>

北区バリアフリー基本構想（地区別構想 赤羽地区）で定められた、浮間舟渡駅駅前広場の特定事業の実施にあたり、利用者の参画に基づき、意見交換をしながらバリアフリー化を図る。

（実施主体：東京都

区事務局や区民部会委員の多くが委員として参画）



<取組の概要>

年度	回	日程	主な内容
平成30年度	第1回	平成30年11月28日（水）	▶ 趣旨説明、現地確認、意見交換
	第2回	平成31年1月21日（月）	▶ 整備の考え方、まち歩き点検
	第3回	平成31年2月28日（木）	▶ バリアフリー化整備方針案 ▶ 参加者意識調査
令和元年度	第1回	令和元年5月27日（月）	▶ バリアフリー化整備方針案・整備内容案
	第2回	令和元年7月29日（月）	▶ バリアフリー化整備方針案・整備内容案（更新案） ▶ 参加者意識調査
令和2年度	第1回	令和3年2月10日（水）	▶ これまでの整備状況について

<主な意見・評価>

項目	内容
車止め	<ul style="list-style-type: none"> 歩道に車止めを設置する場合は、視覚障害者誘導用ブロックを連続設置し、衝突しないように留意してほしい 近くに駐輪場があるため、車止めによるマナー向上効果が期待できる
横断歩道接続部	<ul style="list-style-type: none"> 公園側の勾配が大きいので、車道のかさ上げなどにより勾配を緩くできるとよい
舗装	<ul style="list-style-type: none"> ブロック舗装よりアスファルト舗装の方が根上がりなどによるがたつきが発生しにくい 現在のモザイク模様の舗装は、発達障害者にはわかりにくく刺激になる
タクシー乗降場	<ul style="list-style-type: none"> UDタクシー（側方乗車・後方乗車）の利用を踏まえた乗降場の整備が必要 UDタクシーでの車いす使用者の乗降に時間がかかることから、複数の乗降場確保が望ましい
視覚障害者誘導用ブロック	<ul style="list-style-type: none"> 駅からタクシー乗り場へ視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい 10～15cmの側帯があると輝度比が確保できて見やすい
信号機	<ul style="list-style-type: none"> シグナルエイドに対応した音響式信号機とエスコートゾーンを設置してほしい

4. 人的対応・こころのバリアフリーの取組（区民部会）

（平成27年度～令和2年度）

- （1）こころのバリアフリーに関する意見交換
- （2）こころと情報のバリアフリーに関する取組のアイデアの検討
- （3）特別支援学校へのアンケート及びヒアリング調査
- （4）視覚障害者誘導用ブロック設置地図の活用方策検討
- （5）事業者への障害理解の取組・実践
- （6）区立小学校へのアンケート調査
- （7）視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討
- （8）区民への障害理解の実践
- （9）VR動画作成に向けた取組

(1) こころのバリアフリーに関する意見交換

<取組の概要>

年度	回	日程	主な内容
平成28年度	第1回	平成28年5月18日	➤こころのバリアフリーに関する意見交換

<主な意見等>

①経験したこころのバリアフリー：理解や配慮があって嬉しかったこと

項目	内容
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 地域のイベントへの参加を積極的に打診された。
視覚障害（弱視）	<ul style="list-style-type: none"> 街中や店舗等で障害を察して「お困りですか？」「何かお探しですか？」など、困難さへの気づき、共感、援助を申し出てくれた。 障害を知って何かできることはないかと尋ねてくれたことや、何々しましょうか、と確認してくれたこと、やれることを一緒に考えてくれた。 その時々に応じて「目」から得られる情報を伝えてもらうこと、補ってもらえること全般がありがたい。
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ホームから電車に乗り込んだ際に、たまたま車内に倒れ込んでしまったが、見知らぬ人が素早く手を差し伸べて起こしてくれた。 路線バスの運転手の車内放送がはっきりして、的確な情報を伝えてくれた。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 空港では航空会社の介助等の窓口があり、あらゆる問い合わせに対応している。搭乗に際しては高齢者・障害者・妊産婦・幼児連れが常に最優先である。 過去に宿泊した旅館で、フロント棟から浴場前まで移動カーで案内されたり、別の風呂のない宿に宿泊した際に夜中遅くに入浴させていただいたりした。 雨の日に車いすの方がバスに乗る際に、運転手がさっと降りてきて手順よく操作して車いすを定位置に固定させ、安全を確認し発車した。業務とはいえ、雨の中淡々と作業されるその姿に感心し、またその行動をじっと見守る乗客がいた。 宿泊したホテルのレストランで、障害のある息子の料理を食べやすい大きさにカットしてきれいに盛り付けてくれた。 車いす使用者3人、介助者3人でカラオケに行った際、こちらからお願いしていないのに、広い部屋に案内し、テーブルとイスも動かして、快適な空間を作ってくれた。 満員電車から降りる時、周りの方たちが協力してくれた。
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ベビーカーで狭い道を通っている時に対向者が道を譲ってくれた。 飲食店にてベビーカーが置きやすいように広めの席に案内していただいた。 階段（2、3段）を下りるときにベビーカーを持つのを手伝っていただいた。 スーパーのレジで会計済みのカゴを台の上まで運んでいただいた。

②経験したところのバリアフリー：理解や配慮が不足していると感じたこと

項目	内容
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者へのイメージが大きな声を上げる、暴れる等だったらしく、イベントへの参加を断られた。
視覚障害（弱視）	<ul style="list-style-type: none"> 外見からわかりにくく、拳動が自然でないことや姿勢も悪くなりがちなため、いぶかしむかのような視線を受けると、居心地の悪さを覚える。 「見える」か「見えないか」だけではなく「見えにくい」という人もいることが理解されていないこともまだ多くある。
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 障害者用の駐車スペースに該当しない人が停めているのを見るととても不愉快である。 電車内の優先座席を占領してスマホをいじっている若者の姿もどうかと思う。 駅員さんの配置の関係で、乗りたい時刻の電車に乗れないことがある。 「混んでいる時間帯に乗らないでください」「帰りは何時ですか」「またこの駅を使うのですか」と言われた。 バスに乗った時、乗客から「車いすの人が乗ると時間が掛かって迷惑」と言われた。 「駅員さん呼んでできます」と頼んでもいないのに呼びに行かれた。 改札へ向かう通路を歩いていたら、「車いすの人が通っているから道を空けてください」と知らない人が叫んだ。
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ベビーカーを押して歩いて歩くスピードが遅かったため、駅の改札を通る際に後ろの人に舌打ちされた。 エレベーターにたくさんの方が並んでいてすごく待たなければならなかった（階段やエスカレーターも利用できる方がエレベーターを利用しているように見えた）。 喫煙エリアに近付くと歩きタバコをしている人が多い。

③こころのバリアフリーについて、日頃から心がけていること

項目	内容
視覚障害者に対して	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者の方が歩行している時に迷っているように見えたら声を掛け誘導する。
高齢者に対して	<ul style="list-style-type: none"> 電車内で高齢者が立っていたら声を掛け自分が座っている席を譲る。
言語障害者に対して	<ul style="list-style-type: none"> ゆっくり聞き取るよう努力している。
ベビーカー・車いす使用者に対して	<ul style="list-style-type: none"> ベビーカー使用時以外はエレベーターを使用しない。 電車でベビーカーや車いすを優先的に置くスペースは避けて乗車する。 電車・バスの乗り降りや段差など手伝いが必要な場合は声をかけるようにする。 多機能トイレはできるだけ使用しない。どうしても使用しなければならない場合は、車いすやベビーカー使用者が待っていないことを確認してから使用する。
全体に対して	<ul style="list-style-type: none"> 人の上にも人の下にも立たず、誰にも敬意をもって接する。 笑顔で声掛けする。（「こんにちは」「お先にどうぞ」「ありがとうございます」など） 焦らず心に余裕を持ち、他人の行動が終了するまで焦らずに待つ。 外出する際は、自分自身の体調を整えておく。 他人に迷惑がかからないように心がけている。 支え合いが大切だと思うので、何事も相手の身になって考えている。 話すときに身振り手振りをできるだけ交えるよう心がけている。案内説明は実物や掲示・サイン等をできるだけ引用する。

④今後区民部会を通じて考えてみたいこと、発信したいこと

項目	内容
全体の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・区民部会委員が当事者としての気づきを活かして、意見を出すだけでなく、具体的な施策に関与して提案できることに取り組む。 ・何かしたい気持ちはあるが「やり方がわからない」「何をしたいのかわからない」という人が多いので、障害当事者の立場から、こんなことをしてほしいとコミュニケーションを図っていく。 ・区民部会以外の当事者の声を幅広く収集する機会を設ける。 ・先進的な事例を視察して学ぶ。 ・基本構想の検討の中で得られた情報や成果を積極的に活用し、情報を発信する。
障害当事者の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害当事者のまち理解推進、積極的な外出・まち歩きの支援をする。 ⇒教養講座、援助依頼講座、まちなかガイダンス（切符の買い方、電車・バスの乗り方など）
普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのバリアフリー」ガイドブックなどを参考にして、私立小中学校や都立中高一貫校、福祉を指導している学校の生徒たちに知らせる。 ・福祉関係の各種講演会の際に、こころのバリアフリーについても話をする。 ・区で作成したヘルプカードを続けて普及啓発する。 ・体験学習の支援をする（学校教育、大人を対象とした障害体験）。 ・障害理解の推進の支援をする。 ⇒学生や社会人を対象に事業所、駅頭での介助体験、交流、研修、出前講座等 ・歩きタバコや放置自転車など明らかに問題であるとわかっているようなことが改善されていないため、マナー違反をしてしまう人達にどのように働きかけていくべきか考える。
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・人的支援を推進できるアドバイザーの育成、人材ライブラリーの整備を支援する。 ・事業者・職員向けの取組として、接客や看板づくりの体験、介助体験を支援する。
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・区民部会を活用してまちあるきでの定時点検をする。 ・施設等計画段階から当事者意見を反映できる仕組みをつくり、区民部会で関わっていく。 ・施設・設備利用にあたって配慮が必要なことを伝えていく。啓発冊子を作成する。 ⇒だれでもトイレの必要性について ⇒エスカレーター、エレベーターの利用について ⇒車いす利用者用駐車施設について ・駅前での乗り換え案内リーフレット作成や指差しガイドボードの設置を支援する。 ・知的障害者に対するケアを考える。 ・交通誘導員の駅版（ボランティアなど）の配置を働きかける。

(2) こころと情報のバリアフリーに関する取組のアイデアの検討

<取組の概要>

年度	回	日程	主な内容
平成 28 年度	第 2 回	平成 28 年 8 月 24 日	▶こころと情報のバリアフリーに関する取組のアイデア出し

<主な意見等>

①まちを利用する人や区民への働きかけ

プログラム	取組案
パンフレット作成	<ul style="list-style-type: none"> まちで困っていること、配慮してほしいことなどをまとめたパンフレットを作成し、実際にまちで配布する。
啓発ツール作成	<ul style="list-style-type: none"> 町会・商店街掲示板へのポスターの掲示を通じて、ヘルプカードや認知症サポーター（オレンジリング）等の PR や、マナー啓発を行う。
交流イベント	<ul style="list-style-type: none"> 福祉まつり等のイベントで、障害者と一般の人の交流の機会を設ける。
障害当事者によるセミナー	<ul style="list-style-type: none"> 障害者による講話（どんな時に困っているか、まちなかのバリアフリーの工夫など） 体験学習（介助方法のレクチャー、車いす体験など） 障害者との意見交換会 教育委員会や社会福祉協議会が実施しているプログラムなど
要援護者の防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災訓練に高齢者、障害者等が参加し、支援の方法や日常からの関わりの必要性について意見交換を行う。

②子どもへの働きかけ

プログラム	取組案
学校への出前講座	<ul style="list-style-type: none"> 障害者による講話（どんな時に困っているか、まちなかのバリアフリーの工夫、こころのバリアフリーの重要性についてなど） 体験学習（介助方法のレクチャー、車いす体験など） まちのバリアとバリアフリーを探すワークショップ 教育委員会や社会福祉協議会が実施している福祉教育プログラムなど
特別支援学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> 学校間交流教育などによる連携の充実 副籍制度の充実
パンフレット配布	<ul style="list-style-type: none"> まちで困っていること、配慮してほしいことなどをまとめたパンフレットを作成し、生徒などに配布する。

③事業者への働きかけ

プログラム	取組案
パンフレット作成	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所、薬局、金融機関などで、少しの工夫でできる合理的配慮について検討してほしいことをまとめたパンフレットを作成し、配布。
福祉のまちづくりサポーター	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー整備や取組を行おうとしている施設からの申し出に対応し、当事者参加によるバリア点検を行い、改良のアイデア出しを行う。 →対応の内容に応じて「やさしいお店認定証（仮）」を発行するなども考えられる。
接遇研修	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業者の社内会議等の場を活用し、当事者との意見交換。 ・擬似的な窓口を用意し、当事者への接遇の練習を行う。 ・各事業者や商店街と当事者合同のワークショップを行い、実際に店舗を利用しながら問題点を把握する。
コミュニケーション支援ボード開発	<ul style="list-style-type: none"> ・指さして買い物や窓口の手続きができるようなツールを開発し、商店街などで導入する。

④障害のある当事者への働きかけ

プログラム	取組案
外出促進プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・ふだんあまり外出をしない高齢者、障害者等を対象に、外出時の工夫や支援の頼み方などをレクチャーし、積極的な外出を促す講座を開催する。
情報収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・区民部会以外の当事者の声を幅広く集めるためのアンケートやヒアリングの実施 ・既存の情報（視覚障害者誘導用ブロック設置地図やことばの道案内、特定事業の実施状況等）を活用した、わかりやすいバリアフリー情報の発信を検討する。
ヘルプカード普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「持っててよかったヘルプカード！」事例集など、ヘルプカードの活用イメージがわかるパンフレットを作成し、高齢者・障害者関係施設などで配布する。
コミュニケーション支援ボード開発	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者や知的障害者などが、指さして買い物や窓口の手続きができるようなツールを開発し、使い方の練習や、持ち歩きを促すことで外出を支援する。

(3) 特別支援学校へのアンケート及びヒアリング調査

<調査目的>

北区バリアフリー基本構想【地区別構想（赤羽地区）】で掲げた「人的対応・こころのバリアフリーの推進」に向けて、障害のある当事者がどのような『こころのバリア』に直面しているかを把握し、その対処や解消方法などについて事業者と議論し、相互理解を深める。

<調査概要>

北特別支援学校・王子特別支援学校・王子第二特別支援学校の生徒及びその保護者を対象に、アンケート調査票を配布した。また、アンケート回答者の一部の方に対して、アンケート調査結果をもとにヒアリング調査を実施した。

【アンケート調査概要】

項目	生徒用	保護者用
配布対象	王子特別支援学校の生徒	北特別支援学校・王子特別支援学校・王子第二特別支援学校の生徒の保護者
配布数	183名	① 王子特別支援学校 183名 ② 王子第二特別支援学校 204名 ③ 北特別支援学校 187名
回収数	18名（回収率：9.8%）	① 王子特別支援学校 28名 ② 王子第二特別支援学校 43名 ③ 北特別支援学校 26名 （回収率：16.9%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 個人属性 外出時に周りの人が助けてくれたり、やさしくしてくれて、うれしかったこと 外に出かけたときに、困ったり、いやな思いをしたこと 行ってみたいけれど、行けないところ インタビュー調査の可否 	<ul style="list-style-type: none"> 個人属性（回答者及び子ども） 子どもとの外出時に、うれしかった手助けやことば 子どもとの外出時に、困ったり、嫌な思いをしたりしたこと いつもはあきらめているけれど、こんな対応があればできるのにとと思うこと インタビュー調査の可否
調査期間	平成29年7月3日（月）～7月31日（月）	

【ヒアリング調査概要】

項目	生徒用	保護者用
配布対象	王子特別支援学校の生徒	北特別支援学校・王子特別支援学校・王子第二特別支援学校の生徒の保護者
調査数	1名	① 王子特別支援学校 4名 ② 王子第二特別支援学校 1名 ③ 北特別支援学校 4名
調査項目	アンケート調査結果をもとにしたより具体的な内容	
調査期間	平成29年9月26日（月）～10月24日（火）	

<調査結果>

①利用したいが行きにくい施設とその理由

項目	理由
元気ぷらざ	<ul style="list-style-type: none"> ● 目的施設に行くまでの交通手段がバスしかなく、乗換が面倒。 ● 施設が混雑している。 ● 利用するのに異性介助のため、更衣室が利用できない。 ● 他の利用者に迷惑を掛けるのではないかと気になる。
中央公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車スペースが施設やその周辺にない。
公園全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園の遊具が健常児向けで行きづらい。
店舗全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段しかないところやエレベーターの位置が遠すぎる場所がある。

②うれしかった手助けやことば

項目	内容
鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> ● 割引切符で改札を通る際に、混雑時でも優先的に通してくれるなど、駅員さんがいつも親切に対応してくれる。
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 買ったものを袋に詰めてくれたり、カゴを運んでくれたりした。

③困ったり、嫌な思いをしたりしたこと

項目	内容
電車・バス	<ul style="list-style-type: none"> ● 見知らぬ人からじろじろ見られる。
鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> ● 動作が遅かったり、座り込んでしまう子どもに対して舌打ちをしたり、しつげがなっていないと言われたりした。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊んでいるときに周りの子どもたちに「変な人がいる」などバカにされる言葉を言われた。子どもなので仕方ないが、教育を考えてほしい。

④その他の課題

項目	内容
社会への発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 何か嫌なことに出会うと、もう行かないとなってしまいがちだが、施設側と一緒に考えようというスタンスであれば行こうと思えるのではないかな。
周囲のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅では戸惑ったり、困ったりしている時に駅員さんが気づいて声をかけてくれると有難いが、こちらからも発信する、伝える勇気も大事かと思う。
障害理解	<ul style="list-style-type: none"> ● 小さい頃からの教育、啓発が大事で、障害のある人に接することで、その人たちが見えるようになる。子どもはなんでこういう状況かを理解できていないし、子どもからの質問に答えても理解できていなかったりするが、大きくなってそれがわかることがある。

(4) 視覚障害者誘導用ブロック設置地図の活用方策検討

<地図の作成経緯と現況>

北区と認定NPO法人ことばの道案内の協働事業『点字ブロック点検・検証並びに広域的点字ブロックデータベース制作事業』では、視覚障害者誘導用ブロックの設置状況や色の劣化、がたつき、ブロック上の占用物の有無などについて利用者の視点で現状確認を行い、その結果をもとに、「点字ブロックデータ検索サイト（以下、検索サイト）」を作成している。これまでに王子地区と赤羽地区の検索サイトが完成し、平成29年度は、上中里地区の作成を進めている。

検索サイトでは、地図で視覚障害者誘導用ブロックの設置状況が一目でわかり、視覚障害者以外の方にも状況をわかりやすく伝えることができるようになった。これにより安心して歩行できる空間の確保や相互理解を深めることが期待できるが、データベースの将来的な維持管理や具体的な活用方策については未定の状況となっている。

<地図の作成方法>

検索サイトでは、どこにどのように視覚障害者誘導用ブロックが設置されているのかが掲載されている。主に警告ブロックを中心として一塊になっている視覚障害者誘導用ブロック（点）と、主に誘導ブロックを中心として点と点を繋ぐ視覚障害者誘導用ブロック（線）にそれぞれIDがふられており、以下の情報が整理されている。

【掲載情報の内容】

- 敷設位置
- 黄色の警告ブロックの枚数
- 黄色以外の警告ブロックの枚数
- 黄色の誘導ブロックの枚数
- 黄色以外の誘導ブロックの枚数
- 点字ブロック上の半径50未満のマンホールの枚数
- 点字ブロック上の半径50センチ以上のマンホールの枚数
- 点字ブロックの敷設距離（M）（線情報のみ）
- 点字ブロックの不備に関する情報
- 敷設状況の写真（線情報は不備があるもののみ）



点と線の区別

＜地図の掲載状況＞

検索サイトでは、以下に表示されている■（都道）■（区道）部分をクリックすると、点情報の詳細な調査結果が確認できる。また、点字ブロックの不備に関する情報等も確認できる。



視覚障害者誘導用ブロック設置地図（赤羽地区）

＜活用方法の検討＞

項目	内容
視覚障害者誘導用ブロック設置地図の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路管理者の管理用のデータベースとしては良いが、この情報のままでは区民や視覚障害者による活用は考えにくい。 ● 情報を活用して、視覚障害者が使えるような音声情報（ことナビ）を作成できる。 ● 情報をもとに、視覚障害者以外の方にも有益なブロックの活用方法を検討してはどうか。

地区別構想では、道路の共通の配慮事項として「視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。」と定めており、道路特定事業でも同様の事業を位置づけている。そこで、協議会での意見を踏まえ、今後は、駅周辺から主要な生活関連施設への誘導について、視覚障害者誘導用ブロックのネットワークを活用した路面標示等の方法や、これを活かした理解促進・啓発の方法等を区民部会や区、道路管理者等との意見交換を通じて検討していく。

(5) 事業者への障害理解の取組・実践

<取組の概要>

年度	日程	主な内容
平成 29 年度	平成 29 年 10 月 31 日	1. 合同意見交換会での障害理解の実践<その1>
	平成 29 年 11 月 14 日	2. バギー（子ども用車いす）の周知
平成 30 年度	平成 30 年 10 月 15 日	3. 合同意見交換会での障害理解の実践<その2>

1. 合同意見交換会での障害理解の実践<その1>

区民部会・事業者部会合同意見交換会において、区民部会委員の井上部会長及び花山委員により、出席した事業者に対し、視覚障害を中心とした障害理解に関する講話や障害疑似体験を実施した。

視覚障害の特性について井上部会長より解説した後、花山委員のレクチャーのもと、弱視、視野狭窄、視野欠損などの視覚障害を出席者が体験し、目が不自由な状態で周囲の人とコミュニケーションを図ることで、視覚障害者はどういったことができるのか、どういった助けがあることができるかが広がるのか、また、どういった配慮が必要なのかなどについて理解の促進を図った。

また、車いす使用者用の記入板など障害者が使える便利グッズの紹介も行った。



視覚障害疑似体験の様子



車いす使用者用の記入板

2. バギー（子ども用車いす）の周知

ベビーカーとバギー（子ども用車いす）の違いについてあまり認識されていない現状を踏まえ、第3回協議会において、事務局よりベビーカーとバギーの違いについて解説を行った。

【ベビーカーとバギーの違い】

- バギーはベビーカーとは全く違うものであり、車いすとして認識するべきものである。
- バギーをたたむのは車に乗せて運搬するときだけであり、たたんで持ち運ぶことは想定していない。あくまで補装具である。
- バギーはベビーカーと比べると重く、たたむのに手間がかかり、たたんでも大きい。機種によって異なるが、ベビーカーの重量は3～9kg程度なのに対し、バギーの重量は10kg以上のものがほとんどであり、さらに人工呼吸器等の医療器具を載せると数十kgになる。



バギー（子ども用車いす）



重度心身障害児親子の会「スマイリーサン」が製作したバギーマークのステッカー

- 重度心身障害児親子の会「スマイリーサン」とは
障害を持つ子どもたちが居心地よく過ごせるようにすること、またその保護者たちをサポートすることを目的とし、北区を中心に活動する団体。北区地域振興課の支援を受け、上記のようなバギーマークのステッカーや缶バッジを作成した。そのほか、東京都障害者シンクロナイズドスイミング発表会への出場や、親子運動会などの企画・運営などの活動を行っている。

3. 同意見交換会での障害理解の実践<その2>

区民部会・事業者部会合同意見交換会において、区民部会委員の井上部会長及び花山委員を講師として、出席した区民及び事業者の方々に視覚障害や肢体不自由の疑似体験をしていただいた。

視覚障害の特性については花山委員より、車いす使用者の特性については井上部会長より解説いただき、各委員のレクチャーのもと、出席者は当事者及びその介助者の疑似体験を行った。参加者には、視覚障害者や車いす使用者が移動するにあたり、どういったことができ、どういった介助が必要なのかなどについて、体験いただき、全体で意見交換を行うことで、相互理解の促進を図った。

今後も機会をとらえ、バリアフリーに取り組む事業者等への障害理解の実践の場を設ける。



障害の疑似体験の様子

【参加者の感想】

- 店舗で視覚障害者のお客様をご案内する際の参考になった。
- 声かけの大切さと心強さを実感した。危険を知らせる大切さを知り、実践しようと思う。
- 車いす体験では、エレベーター待ちによる「時間のバリア」を痛感した。
- ハード面だけでなく、ソフト面での対策や協力（車いすの補助や介添など）が重要と感じた。

(6) 区立小学校へのアンケート調査

<調査目的>

「人的対応・こころのバリアフリーの推進」に向けて、子どもへの働きかけに関する具体的な方策を検討するにあたり、その検討材料となる子どもの障害者への配慮状況を把握する。

<実施概要>

年度	調査期間	配布対象
平成 30 年度	平成 30 年 7 月～10 月	以下の区立小学校 11 校及び他区立小学校 1 校の小学 6 年生 王子小学校、王子第一小学校、王子第二小学校、王子第五小学校、荒川小学校、豊川小学校、堀船小学校、柳田小学校、東十条小学校、十条台小学校、としま若葉小学校、他区小学校
平成元年度	令和元年 12 月	区立小学校全 35 校の小学 6 年生

1. 平成 30 年度 アンケート調査

<調査概要>

区立小学校 11 校及び他区小学校 1 校の児童を対象に、アンケート調査票を配布した。

【アンケート調査概要】

項目	内容			
調査期間	平成 30 年 7 月～10 月			
配布対象	以下の区立小学校 11 校及び他区立小学校 1 校の小学 6 年生 王子小学校、王子第一小学校、王子第二小学校、王子第五小学校、荒川小学校、豊川小学校、堀船小学校、柳田小学校、東十条小学校、十条台小学校、としま若葉小学校、他区小学校			
配布数	王子小学校	89 名	堀船小学校	47 名
	王子第一小学校	116 名	柳田小学校	29 名
	王子第二小学校	39 名	東十条小学校	62 名
	王子第五小学校	30 名	十条台小学校	21 名
	荒川小学校	20 名	としま若葉小学校	43 名
	豊川小学校	46 名	他区小学校	69 名
			合計	611 名
回収数	王子小学校	86 名	堀船小学校	44 名
	王子第一小学校	115 名	柳田小学校	31 名
	王子第二小学校	38 名	東十条小学校	61 名
	王子第五小学校	29 名	十条台小学校	22 名
	荒川小学校	20 名	としま若葉小学校	44 名
	豊川小学校	44 名	他区小学校	69 名
			合計	603 名
			回収率	98.7%
調査項目	①まちでの当事者（車いす使用者、視覚障害者、ベビーカー利用者）との遭遇の有無 ・当事者との遭遇の有無／遭遇場所 ・遭遇時の当事者の状況 ・当事者に遭遇した際の対応 ②まちの「バリア」について、気付いたことや考えていること			

※平成 30 年 5 月時点で公表されている児童数をもとに調査票配布数を設定しており、転出入の状況により回収数が配布数を上回る学校がある。

<調査結果>

【まちでの当事者との遭遇の有無や対応について】

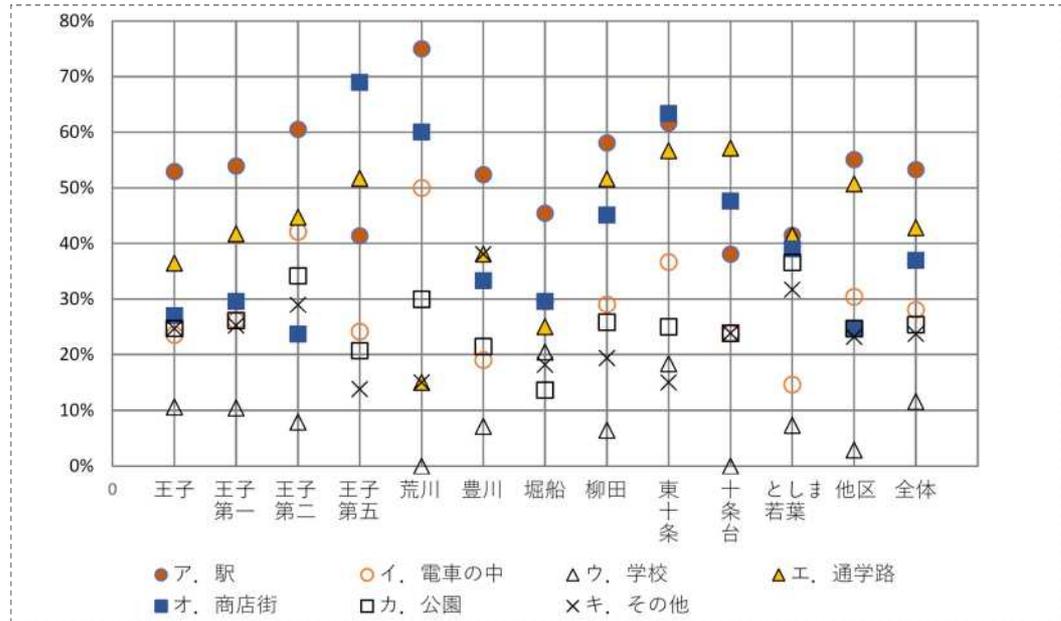
①車いす使用者との遭遇の有無／遭遇場所

全体の 8 割以上の児童が車いす使用者をまちなかで見かけており、学校の立地状況にもよるが、駅で見かける機会が特に多い。

遭遇の有無

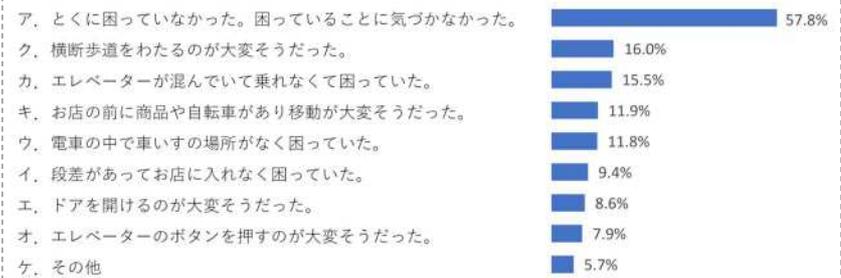


遭遇の場所



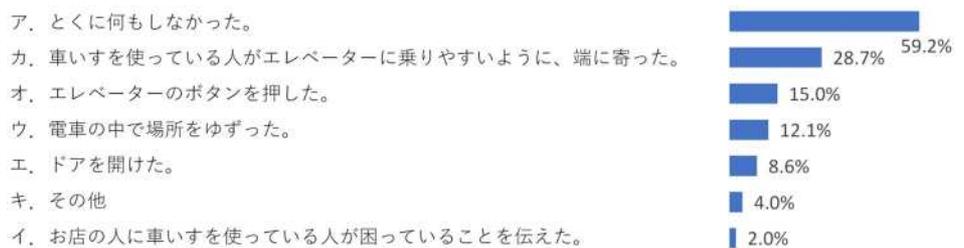
②遭遇時の車いす使用者の状況

全体の 6 割程度の児童が、遭遇した車いす使用者は困っていないように感じている。



③車いす使用者に遭遇した際の対応

全体の 6 割程度の児童は特に何もしていないが、3割程度の児童は、エレベーターの乗車時に配慮が伺える。



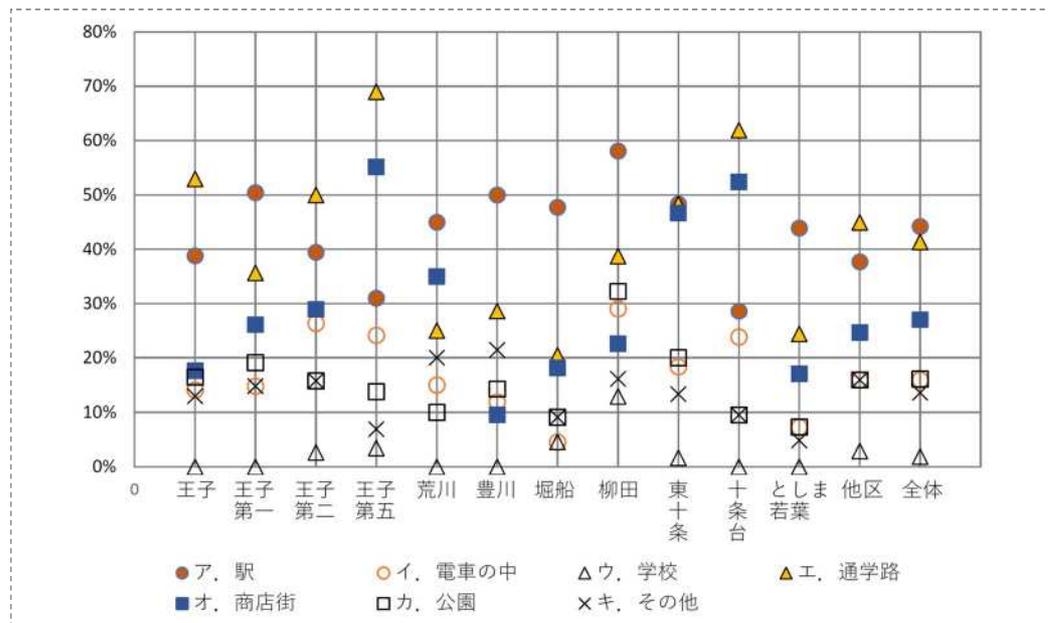
④視覚障害者との遭遇の有無／遭遇場所

全体の6割以上の児童が視覚障害者をまちなかで見かけており、学校の立地状況にもよるが、駅や通学路で見かける機会が特に多い。

遭遇の有無

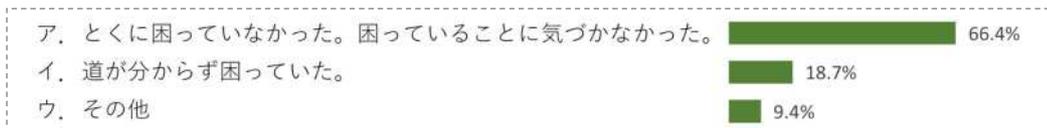


遭遇の場所



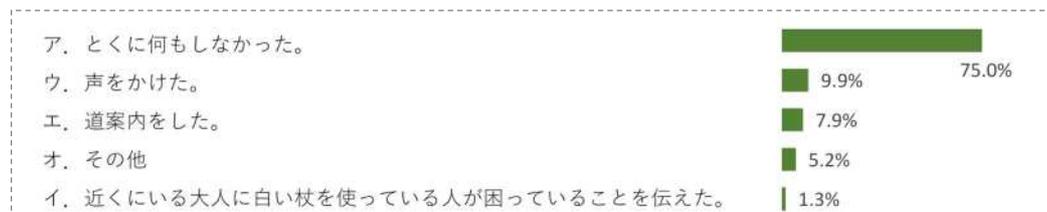
⑤遭遇時の視覚障害者の状況

道がわからず困っていた視覚障害者を見かけた児童は全体の2割程度で、全体の6割程度の児童は遭遇した視覚障害者が困っていないように感じているか、困っていることに気付いていない。



⑥視覚障害者に遭遇した際の対応

実際に視覚障害者に対して声をかけたことのある児童は全体の1割程度で、全体の7割程度の児童は特に何もしていない。



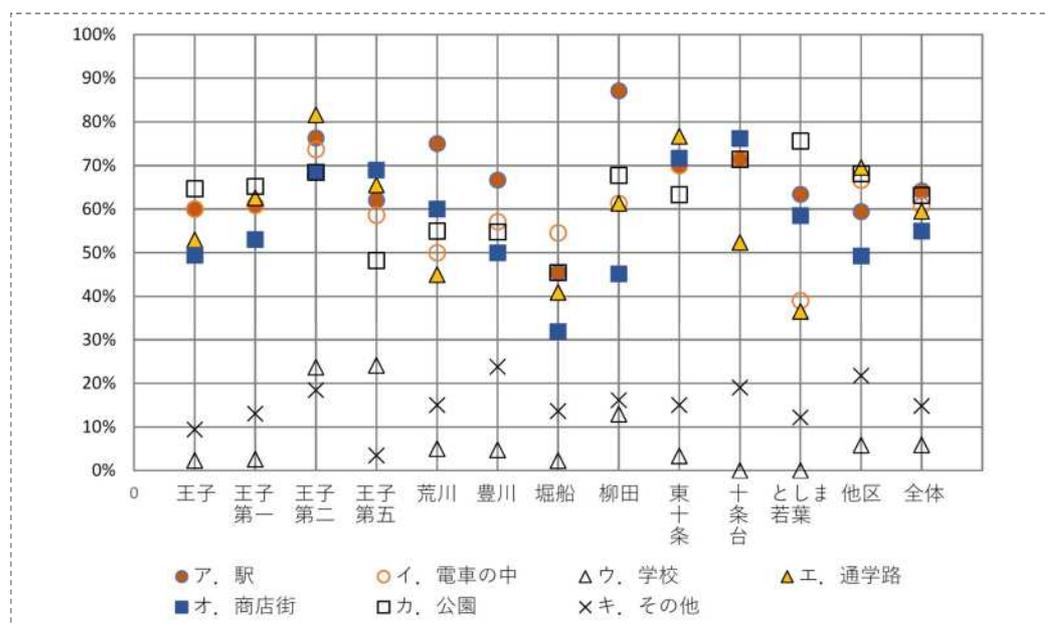
⑦ベビーカー利用者との遭遇の有無／遭遇場所

全体の9割以上の児童がベビーカー利用者をまちなかで見かけており、学校外では場所を問わず見かける機会が多い。

遭遇の有無

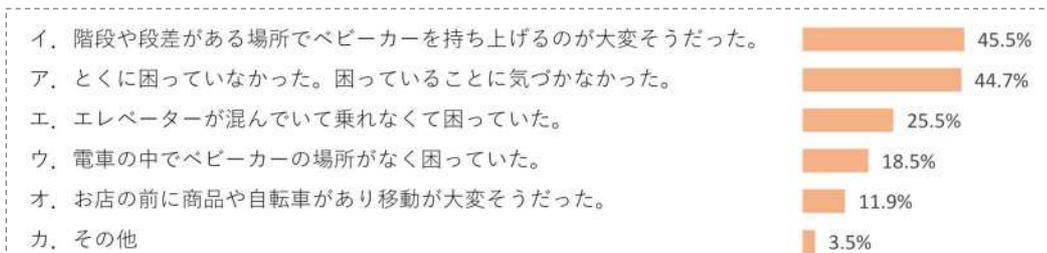


遭遇の場所



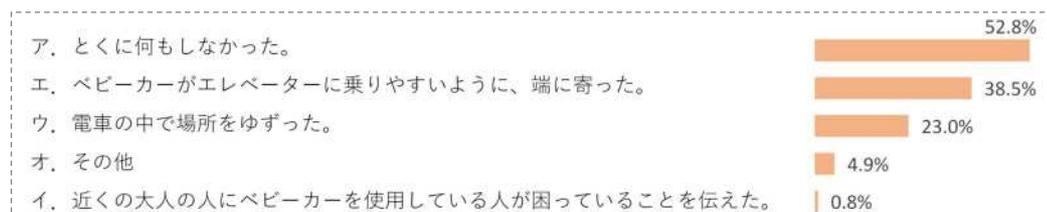
⑧遭遇時のベビーカー利用者の状況

階段や段差のある場所でベビーカー利用者が困っているように感じた児童と、見かけたベビーカー利用者は特に困っていないように感じた児童の割合が全体の4割程度と同程度である。



⑨ベビーカー利用者へ遭遇した際の対応

全体の5割程度の児童は特に何もしていないが、エレベーターの乗車時や電車内で何かしら配慮した児童は2割から4割程度いる。



【まちの「バリア」について、気付いたことや考えていること】

多様な回答が得られたが、特にハード面については、段差や上下移動、視覚障害者誘導用ブロックに関する回答が多く、ソフト面では周りの人の手伝いが重要といった回答があった。

～ 代表的な意見 ～

(ハード面)

- 段差や坂のある場所で高齢者などの人がつまずいていたので、段差をなくすべきだと思う。
- 駅にエスカレーターは多いが、エレベーターはあまり多くない。
- 視覚障害者誘導用ブロックが途中からなくなって、目の不自由な人が大変そうだった。

(ソフト面)

- バリアフリーとは、体の不自由な人などを手伝ってあげるものだと思う。
- まちの皆が、自分がよければすべてよしではなく、一人ひとりが気を遣って、困っている人を助けてあげて、その分、自分自身も助けてもらうことで、まちが良くなると思う。
- 道路などのバリアは変えることが難しいが、困っている人を助けることは気持ち次第でできるので、人の心が一番大事だと思う。

<調査結果の活用>

区内の小学生が、まちのバリアフリーに対してさまざまな視点で目を向けていることがわかったが、実際に当事者が困っていることに気付けない児童や、困っていることに気付いていても、特に何もしなかった、できなかった児童に対して、学校教育での障害理解の促進などにより改善の余地があると考えられる。今後は、協議会や区民部会でこの分析結果を踏まえた啓発の方法を検討するほか、協力いただいた小学校の学校長会議など学校関係者が集まる場において、子どもの障害者への配慮状況について共有し、子どもへの働きかけに関する具体的な方策の検討を進めていただくよう働きかけていく。

2. 令和元年度 アンケート調査

<調査概要>

区立小学校全 35 校の小学 6 年生児童を対象に、アンケート調査票を配布した。

【アンケート調査概要】

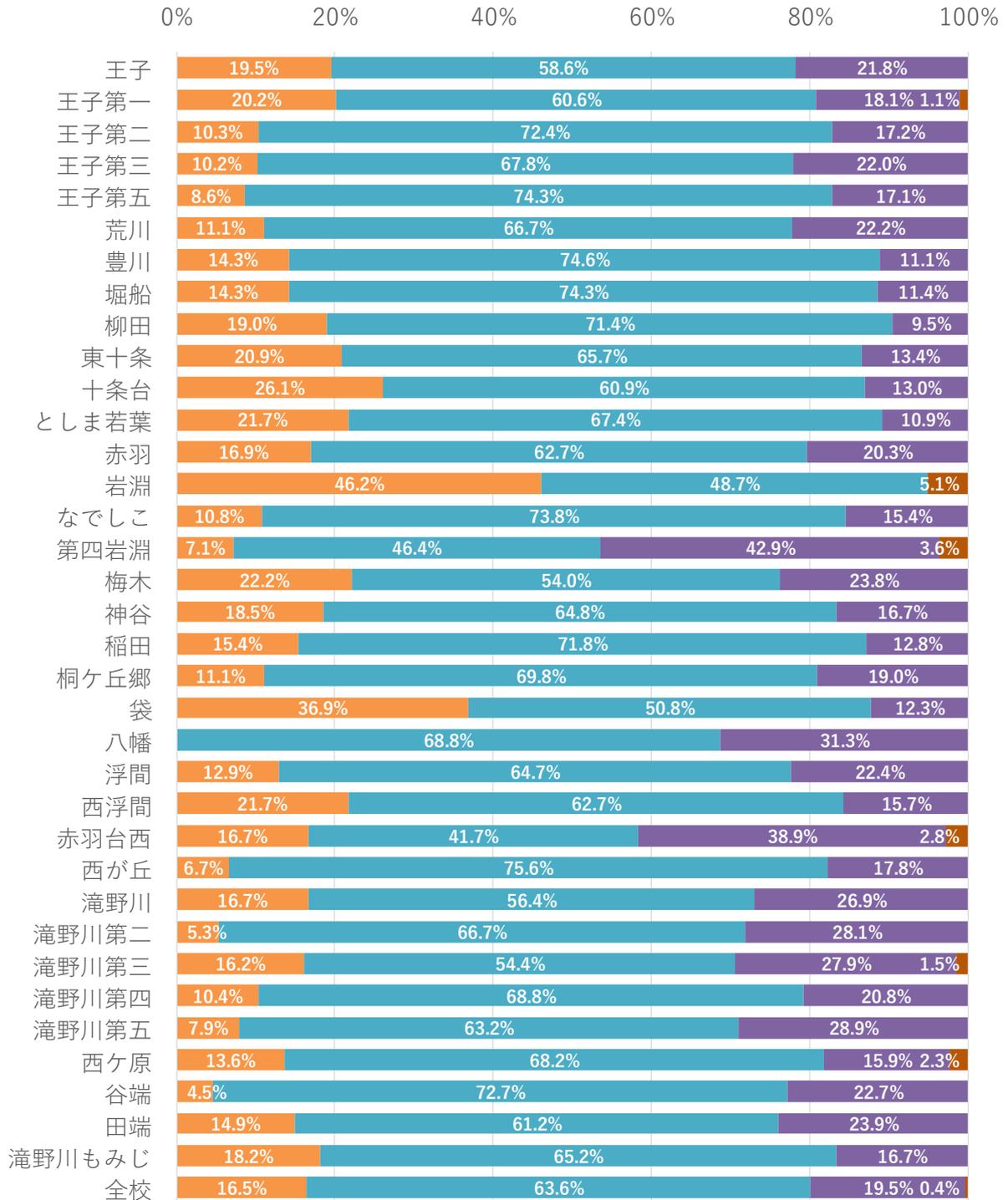
項目	内容					
調査期間	令和元年 12 月					
配布対象	区立小学校全 35 校の小学 6 年生			回収率：96%		
	学校名	配布数	回収数	学校名	配布数	回収数
	王子小学校	90	87	稲田小学校	42	39
	王子第一小学校	101	94	桐ヶ丘郷小学校	67	63
	王子第二小学校	32	29	袋小学校	70	65
	王子第三小学校	62	59	八幡小学校	16	16
	王子第五小学校	36	35	浮間小学校	87	85
	荒川小学校	27	27	西浮間小学校	88	83
	豊川小学校	63	63	赤羽台西小学校	36	36
	堀船小学校	35	35	西が丘小学校	45	45
	柳田小学校	21	21	滝野川小学校	78	78
	東十条小学校	68	67	滝野川第二小学校	57	57
	十条台小学校	24	23	滝野川第三小学校	72	68
	としま若葉小学校	48	46	滝野川第四小学校	50	48
	赤羽小学校	61	59	滝野川第五小学校	49	38
	岩淵小学校	40	39	西ヶ原小学校	46	44
	なでしこ小学校	66	65	谷端小学校	27	22
	第四岩淵小学校	29	28	田端小学校	70	67
	梅木小学校	69	63	滝野川もみじ小学校	68	66
神谷小学校	55	54	合計	1,895	1,814	
調査項目	①まちでの当事者（車いす使用者、視覚障害者、ベビーカー利用者）との遭遇の有無 ・当事者との遭遇の有無／遭遇場所 ・遭遇時の当事者の状況 ・当事者に遭遇した際の対応 ②まちの「バリア」について、気付いたことや考えていること					

<調査結果>

【まちでの当事者との遭遇の有無や対応について】

①車いす使用者との遭遇の有無

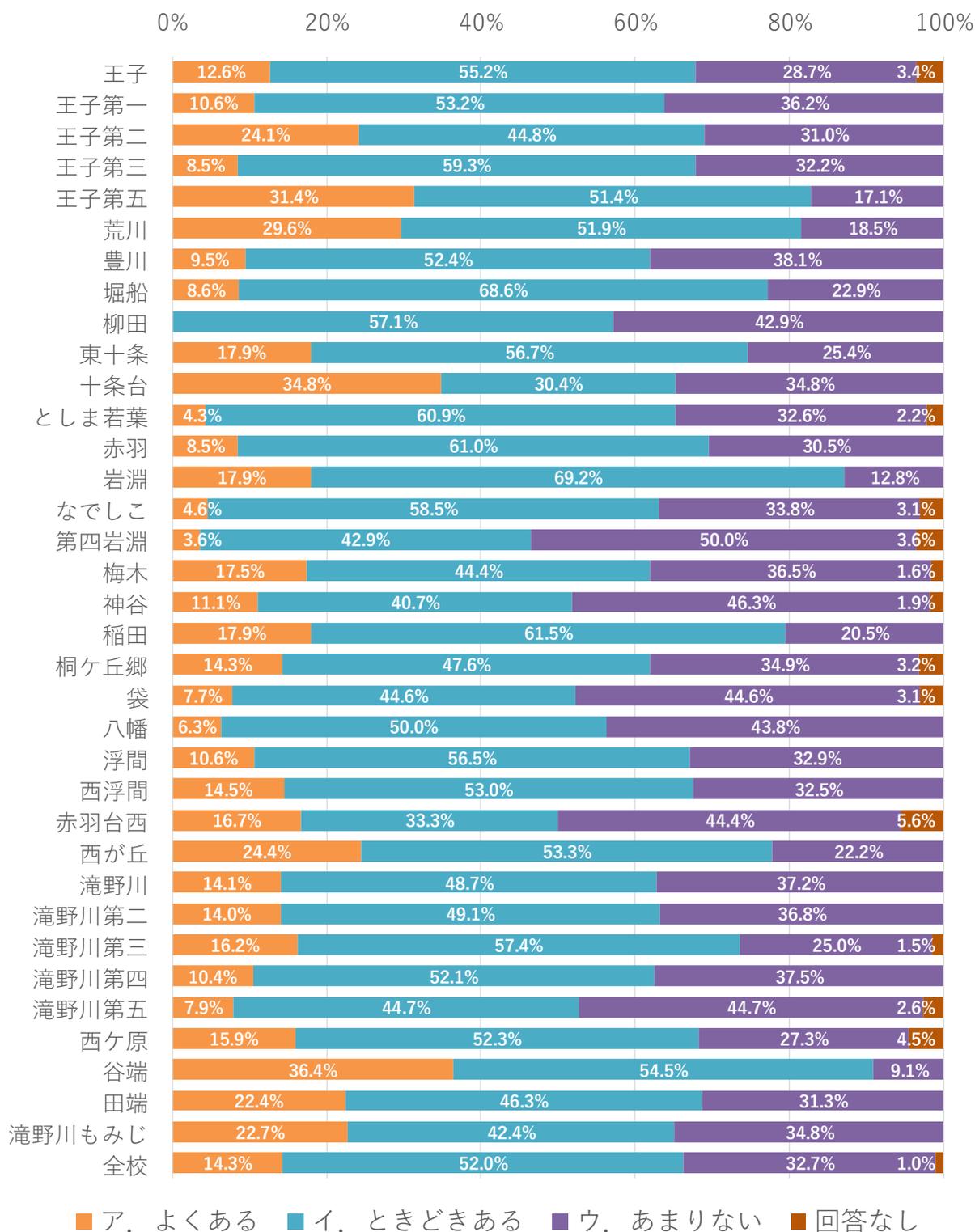
全体の約8割の児童が車いす使用者をまちなかで見かけている。特に岩淵小では95%と多い。



■ ア. よくある ■ イ. ときどきある ■ ウ. あまりない ■ 回答なし

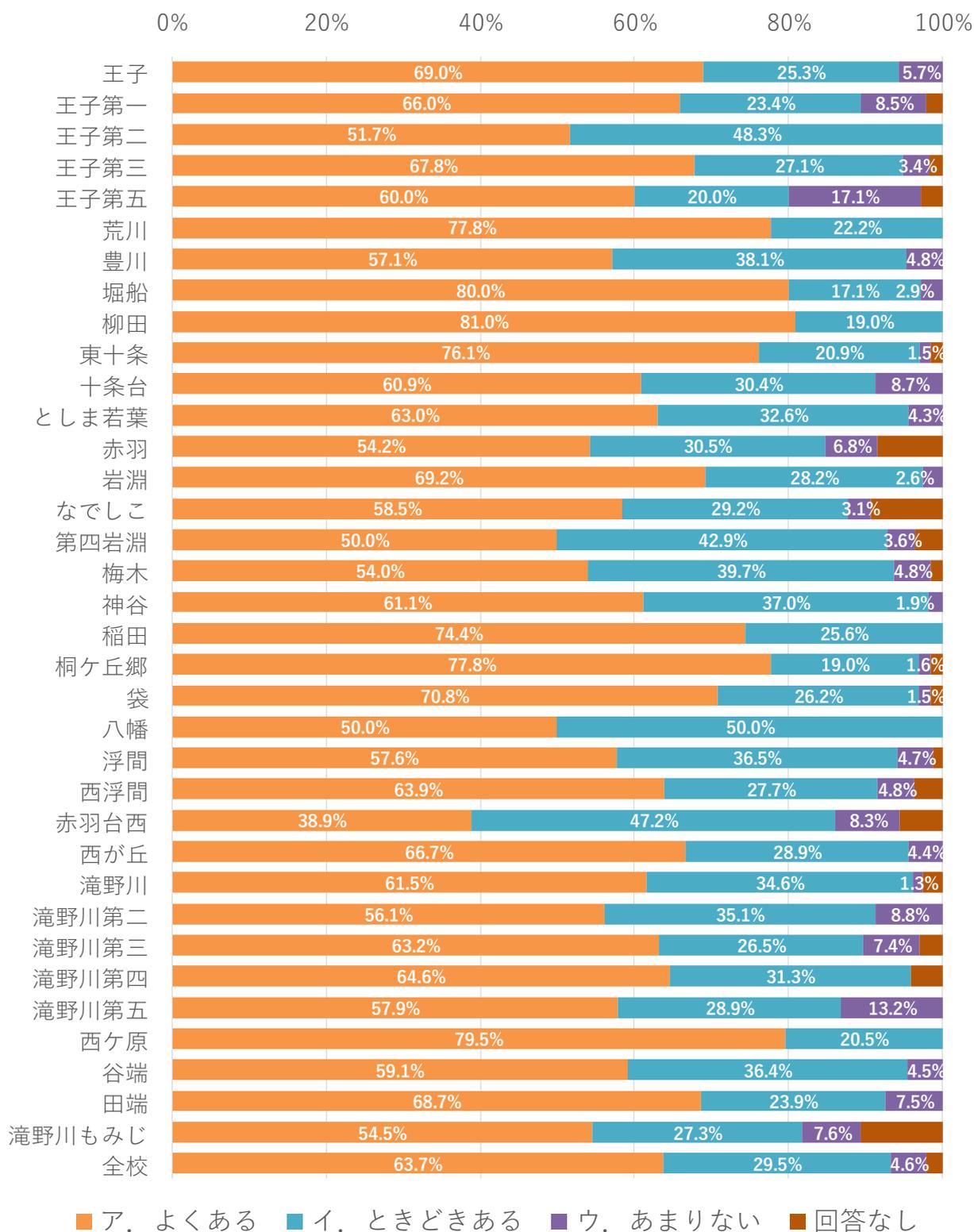
②視覚障害者との遭遇の有無

全体の約7割の児童が視覚障害者をまちなかで見かけている。特に谷端小で多い。



③ベビーカー利用者との遭遇の有無

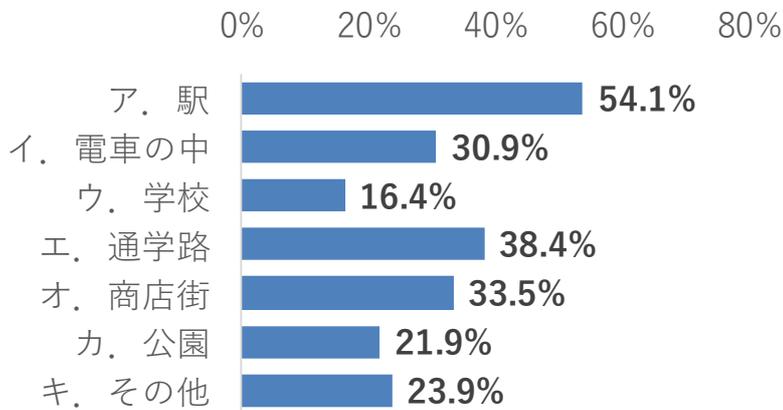
全体の8割以上の児童がベビーカー利用者をまちなかで見かけている。6校で100%の児童が「よく見かける・ときどき見かける」と回答している。



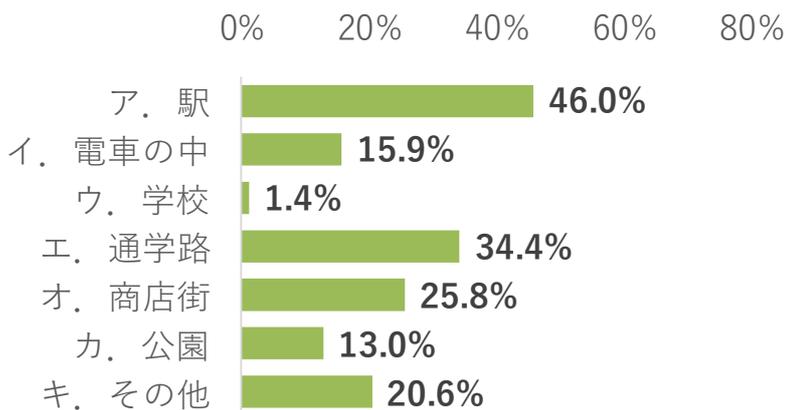
【まちでの当事者との遭遇の有無や対応について】

当事者との遭遇場所は駅が特に多いが、電車の中、通学路、商店街、公園など広く見かける機会がある。

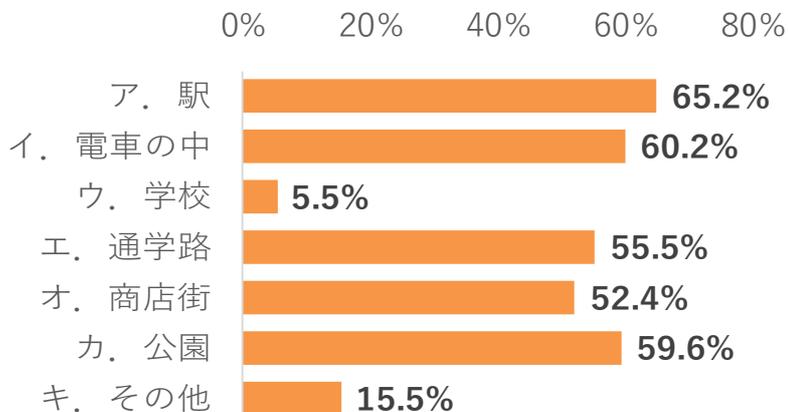
①車いす使用者との遭遇場所



②視覚障害者との遭遇場所



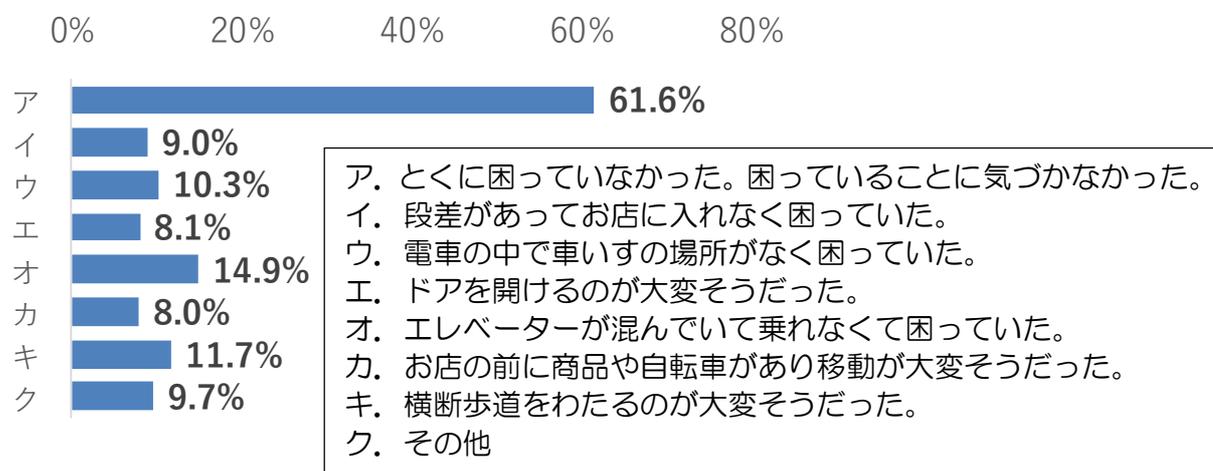
③ベビーカー利用者との遭遇場所



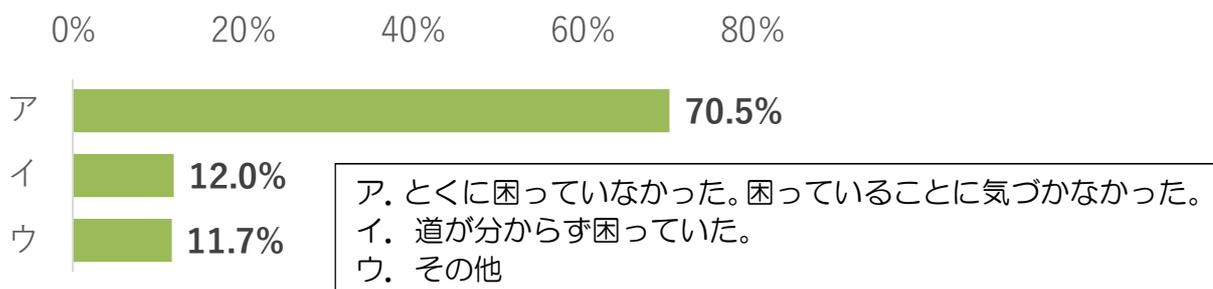
【遭遇時の当事者の状況について】

車いす使用者、視覚障害者を見かけた児童の6割～7割は困っていないように感じている一方、階段やエレベーターで困っているベビーカー利用者を見かけている児童が2割～4割いる。

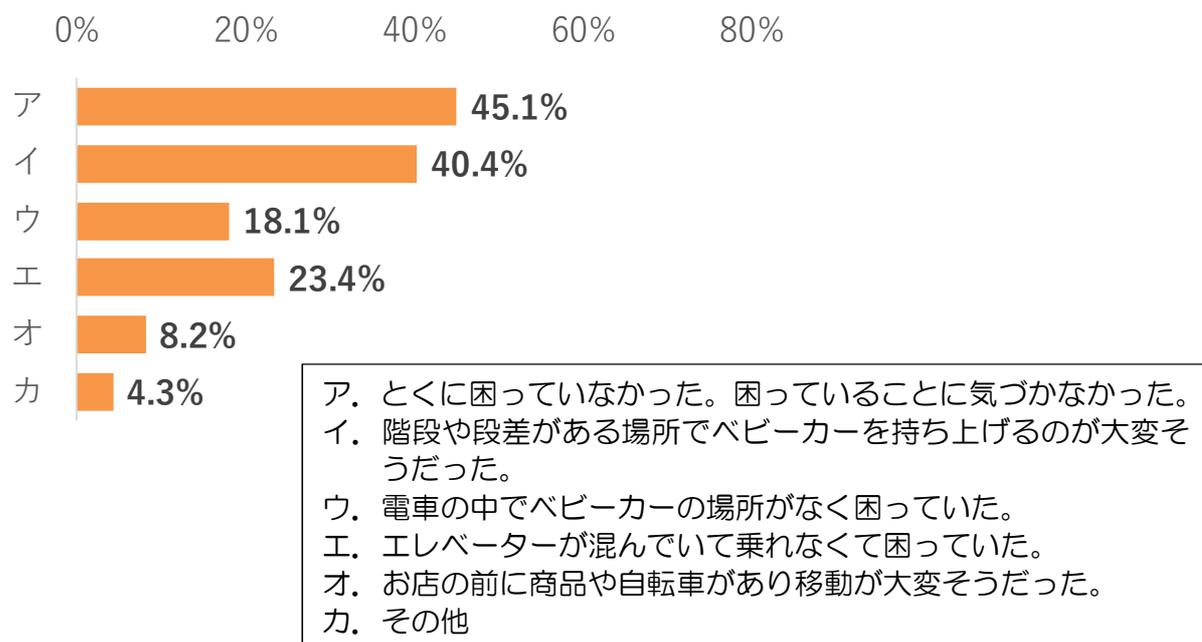
①車いす使用者の状況



②視覚障害者の状況



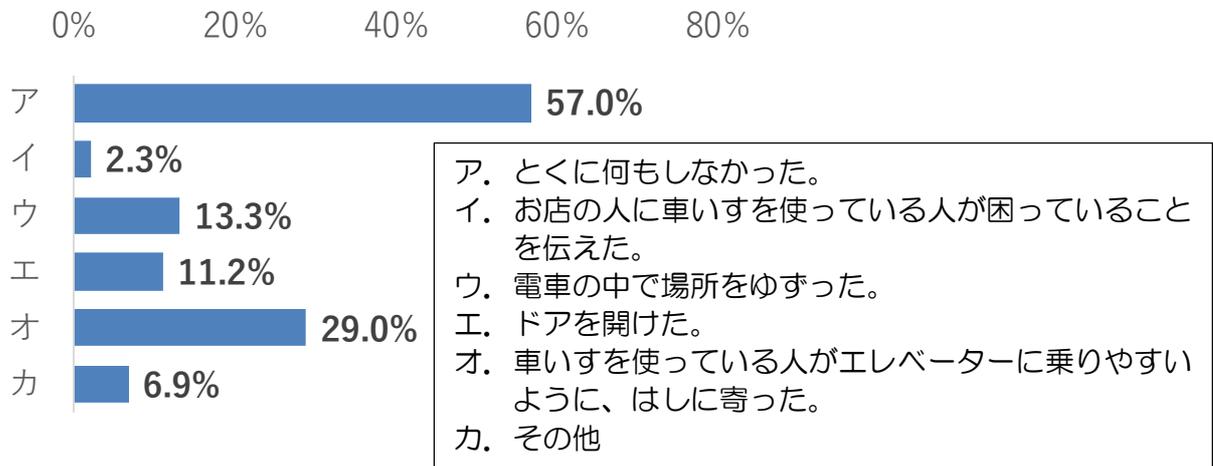
③ベビーカー利用者の状況



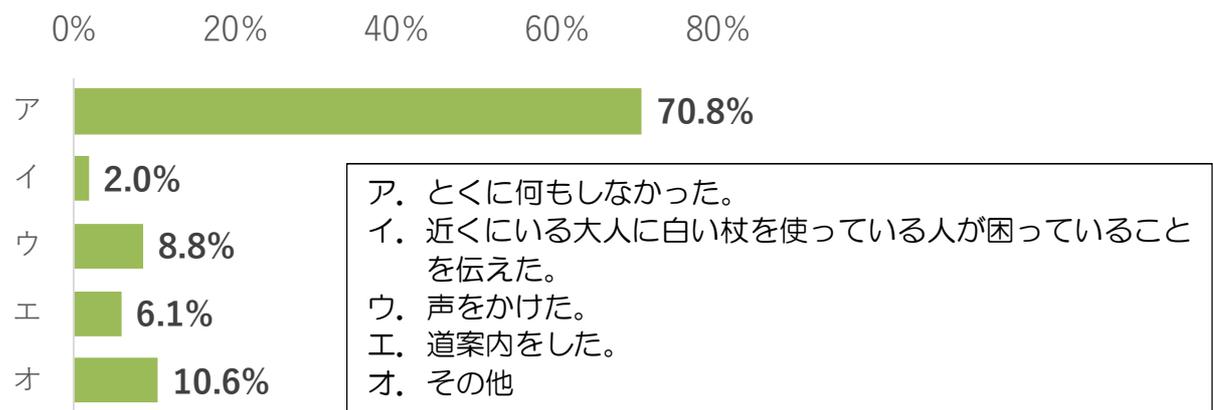
【当事者に遭遇した際の対応について】

当事者を見かけた際に何もしなかった児童が最も多いが、3割程度の児童が、車いす使用者やベビーカーがエレベーターに乗りやすいように配慮した経験がある。

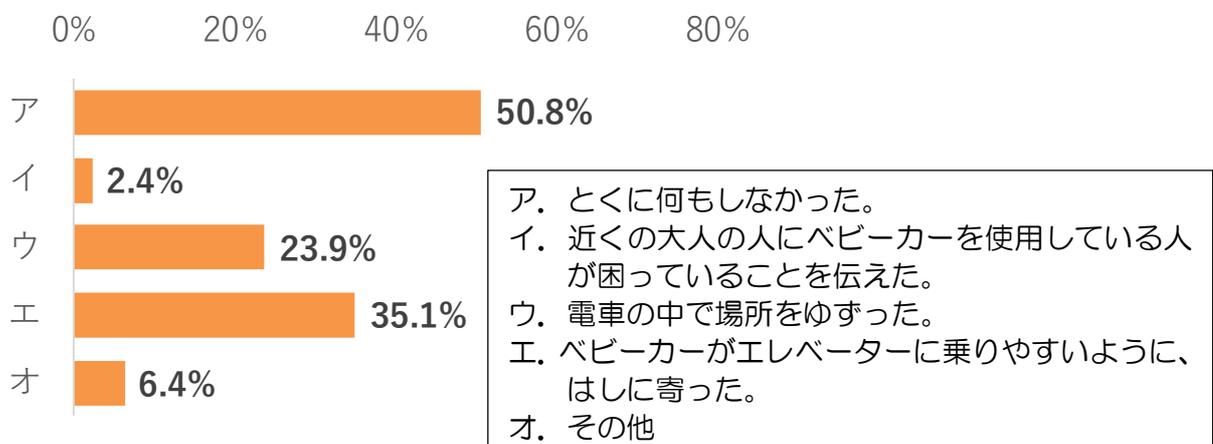
①車いす使用者に遭遇した際の対応



②視覚障害者に遭遇した際の対応



③ベビーカー利用者に遭遇した際の対応



【まちの「バリア」について、気付いたことや考えていること】

多様な回答が得られたが、特にハード面については、街のバリアフリー設備（視覚障害者誘導用ブロック・手すり・音響式信号機、車両への渡り板・多機能トイレ等）に気がついた経験に関する回答が多く、ソフト面では思いやりの気持ちを持つことが重要といった回答があった。

～ 代表的な意見 ～

（ハード面）

- 飲食店の入口や駅の出口が階段で、困っている人を何度か見た。
- 視覚障害者誘導用ブロックがすり減っていたり、消えているところがある。
- 北区はバリアフリーがたくさんあると思う。特に手すりが多い。
- 最近、バリアフリーの考えが少しずつ進んでいる気がする。

（ソフト面）

- 白いつえを使用していた人とスマホを見ていた人がぶつかりそうになって危なかった。
- 駅などのエレベーターに健康な人が乗っていて、ベビーカーを使用している人が乗れていなかったことがあった。
- 駅などで電車に乗る時、車いすやベビーカーを使っている人は、とても申し訳なさそうな顔をしている。
- 商店街で車いすに乗った人がお店に段差があって入れず困っていたところに、お店の人が声をかけていた。
- 駅の近くに放置自転車が何台もある。
- このアンケートに答えたことで、障害を持っている方が困っている時に、自分ができることを探して、助けようという考えになった。

<調査結果の活用>

今後は、協議会や区民部会でこの分析結果を踏まえた啓発の方法を検討するほか、協力いただいた小学校の学校長会議など学校関係者が集まる場において、子どもの障害者への配慮状況について共有し、子どもへの働きかけに関する具体的な方策の検討を進めていただくよう働きかけていく。

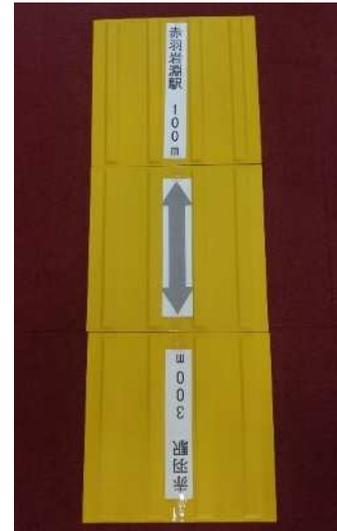
(7) 視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討

<取組概要>

区の共通の配慮事項にも記載されている「視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内の設置」について、下図のように行先案内表示のある視覚障害者誘導用ブロックを試作し、区民部会・事業者部会合同意見交換会において、試作品に関するアンケート調査を実施した。今後はアンケート結果を踏まえ、試作品を改善するとともに、障害当事者を含む利用者への意見収集を行い、引き続き、実用に向けた検討を進める。

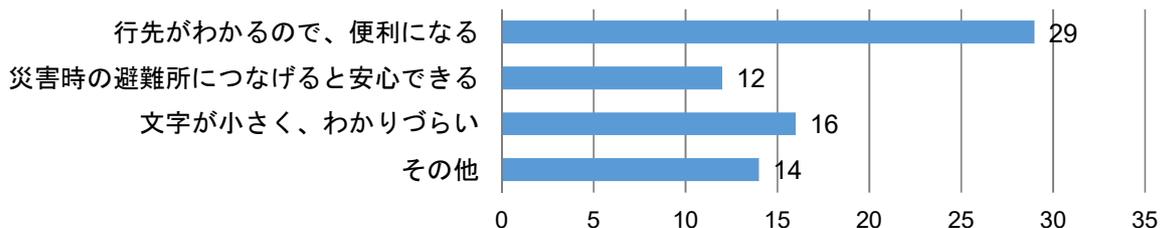
<アンケート調査概要>

項目	内容
調査期間	平成 30 年 10 月 15 日 (月)
配布対象	区民部会・事業者部会合同意見交換会 参加者
配布数	57 名
回収数	46 名
調査項目	視覚障害者誘導用ブロックを活用した駅や施設への案内表示の試作品に関する意見・感想 【回答選択肢】 ※ 複数回答 <ul style="list-style-type: none"> ● 行き先がわかるので、便利になる。 ● 災害時の避難所につなげると安心できる。 ● 文字が小さく、わかりづらい。 ● その他 (自由記述)



視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示

<アンケート調査結果>



【自由意見】

- 通常の案内の補助的な表示として活用できると思う。表示方法や大きさは再考の余地があると思うが、有用な取組になるのではないか。
- 視覚障害者誘導用ブロックが案内表示とともに生活関連施設等へ連続設置されると、健全者にとっても道しるべとなり、視覚障害者誘導用ブロックへの理解促進や認知向上につながる。
- ないよりは絶対にあつた方がいいと思う。
- 案内表示があることにあまり気付かない。
- 視覚障害者の邪魔にならないのか。
- 案内表示をシールにする場合は、剥がれや経年劣化に対する検討も必要である。

(8) 区民への障害理解の取組・実践

<目的>

東京都障害者総合スポーツセンターにおいて、区民への障害理解の実践として、障害当事者と民生委員等を対象としたボッチャの体験を実施し、参加者同士の相互理解を深めた。

あわせて、平成30年度に改修された東京都障害者総合スポーツセンターを見学した。

今後も機会をとらえ、民生委員と障害当事者との交流の機会や、広く区民が参加できる障害理解の実践の場の設定を検討する。

<実施概要>

項目	内容
日時	平成31年2月5日(火) 午後1時30分～午後3時30分
会場	東京都障害者総合スポーツセンター
参加者	70名程度 (区民部会委員、民生委員(北区民生委員児童委員協議会・障がい福祉部会))
内容	<p><区より></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区のバリアフリー基本構想の概要について説明 <p><東京都障害者総合スポーツセンタースタッフより></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京2020パラリンピックを見据えた取組の現状 ・日常生活におけるバリアと相互理解の必要性 ・ボッチャ体験と意見交換 ・東京都障害者総合スポーツセンターの見学



障害理解の実践の様子(ボッチャ体験及び施設見学)

【参加者の感想】

- ボッチャは男女、年齢、障害のあるなしによらず、みんなが楽しめるスポーツであると感じた。
- ボッチャがより身近なスポーツになると、こころのバリアフリーの充実につながると思った。
- もっと障害者と直接交流し、一緒に体験する機会があればよいと思った。
- センターは、さまざまな障害のある人でも、スポーツを楽しみ、能力を伸ばせるよう工夫されていた。
- 「目くばり・気くばり・心くばり」の話があり、日ごろから心がけて生活したいと感じた。

(9) VR 動画作成に向けた取組

<目的>

こころのバリアフリーの推進に向けて、小規模店舗や一般区民に働きかけることのできる取組を進めること、区で進めているバリアフリーの取組みを広く知ってもらうことの必要性について意見が出された。これを受けて野口委員より VR（バーチャルリアリティー）による啓発動画の作成について提案をいただき、取組の具体化に向けた検討を行った。

<取組の概要>

年度	回	日程	主な内容
令和元年度	第2回	令和2年2月18日	1. VR 動画作成に関するアンケート調査
令和2年度	第1回	令和2年8月7日 ※書面開催	2. 区民部会委員への意見照会
	—	令和2年11月7・21日	3. VR 動画の撮影・制作
	—	令和3年1月28日	4. VR 動画の視聴・アンケート

1. VR 動画作成に関するアンケート調査

第2回まちあるき点検の開催案内に合わせ、区民部会委員の協力による VR 動画の作成についてアンケート調査を行った。結果は以下の通りである。

① VR を体験したことはありますか。	<p>ある, 27% ない, 73%</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
② VR 動画を制作してみたいと思いますか。	<p>制作してみたい 27% 関心はあるが、まだわからない 64% あまり関心がない 9%</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
③ 制作する場合、ご協力いただけますか。	<p>はい, 18% 検討中, 82%</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
④ 場面設定の案、取り上げてほしいストーリー等	<ul style="list-style-type: none"> ● 車いすでの目的地までの移動の苦労 ● さまざまな障害の方の意思表示の仕方 ● (弱視) 出会う人のわかりにくさ、あいさつ、アイコンタクトの難しさ ● (弱視) 見える景色 (遠景・近景・文字) と補助具の効果 ● (弱視) 駅・ホーム・交差点の危険性 ● (弱視) 見え方の多様性 (視野・視力・夜盲・昼盲など)、伴走・同行の安心感 ● 列車やバスで乗り降りしながら移動する場面 (車いす・足の不自由な高齢者・弱視・色覚障害等) ● 感覚過敏について (見え方・聞こえ方) ● 共同住宅の上階からの緊急時 (火災など) における車いすでの避難 ● 接客時、店員が車いすの本人でなく、介助者に話しかけて来てしまうことに困っている

2. 区民部会委員への意見照会

令和2年度の第1回区民部会は書面開催となったため、VR 動画の作成に関する意見照会を行った。加えて、日本工業大学で具体的なストーリー構成を検討するにあたり、体験したエピソードについて照会を行った。結果は以下の通りである。

項目	内容
VR動画の製作	<ul style="list-style-type: none"> ● VR 動画について、コロナ影響に伴う店舗変更も加味できると良い(手の消毒推奨、店員のマスク着用、ビニールシート、ソーシャルディスタンスの確保等)。 ● 車いす使用者の方の積極的な参画をお願いしたい。健常の方の気づけない思い込みが作品に残らないように、企画や編集などの各段階で当事者に入ってもらえると良い。
VR動画の普及	<ul style="list-style-type: none"> ● VR を作成して終わりではなく、それを広く観てもらおうバリアフリーの検討も必要である。
こころのバリアフリーエピソード(例)	<ul style="list-style-type: none"> ● 通路に商品があり通りにくい。 ● 店員さんの笑顔や「また来てね～」と声掛けしてもらえると嬉しい。 ● 私が買うのに、ヘルパーさんの顔を見て説明されると気分が落ち込む。 ● さりげなく扉を開けてもらえると嬉しい。

3. VR 動画の撮影・制作

区民部会の提供したエピソードを参考に、日本工業大学の学生を中心に VR 動画の作成を行った。議論、撮影の状況を以下に示す。



台本や動きの確認



撮影の様子



悪いシチュエーションのシーン



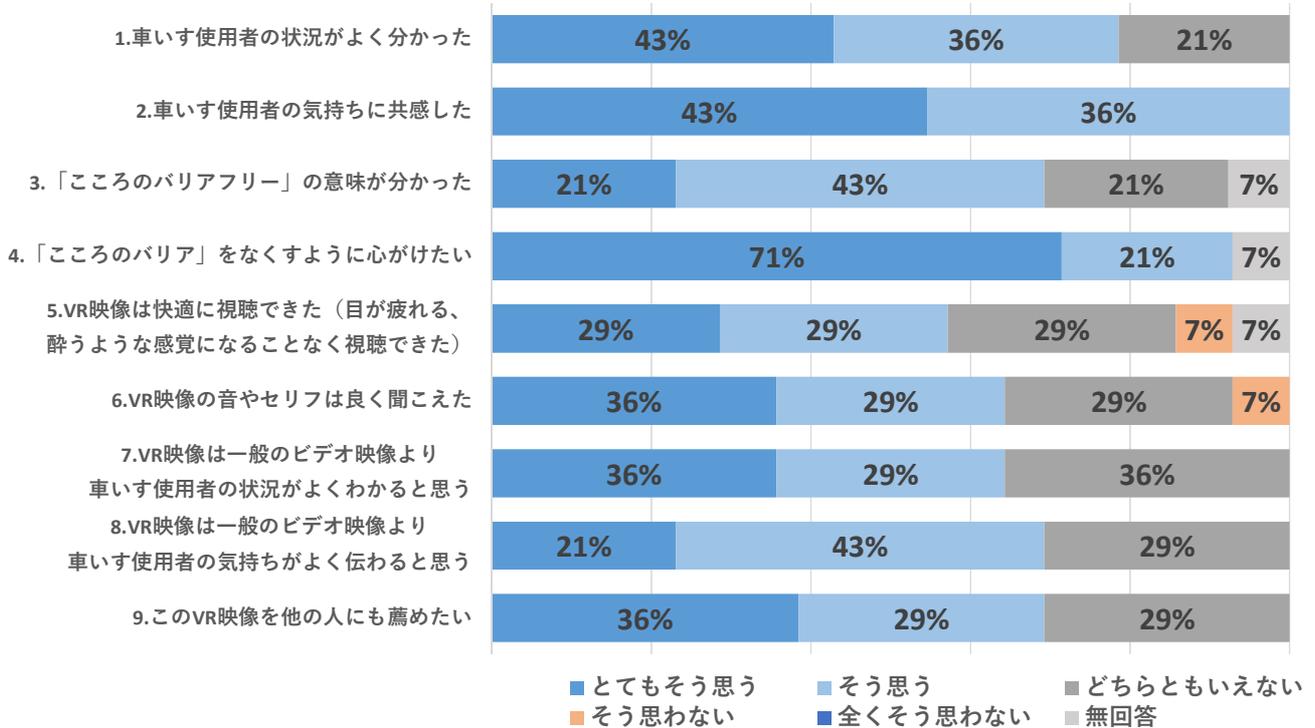
良いシチュエーションのシーン

4. VR 動画の視聴・アンケート

完成した VR 動画を体験し、日本工業大学へ意見や感想をフィードバックした。



VR 動画視聴の様子



VR 動画視聴のアンケート結果 (n=14)

【参加者の主な意見】

- 全体的によくできていると思う。
- こころのバリアフリーについては理解できたが、段差がバリアになること等、車椅子の利用上の物理的な問題点はあまり表現できていなかった。
- 下の方に表示される文字が見えにくかった。
- 他の障害についても継続して検討してほしい。
- VR ならではの 360 度画像是、介助者の様子や後方の客の様子までよくわかる。
- 気づきを促すことができる映像となっているのは良い。

今後、小中学校や福祉系のイベントなどを通じて VR 動画を活用した教育啓発を行うことを想定し、実施方法を検討していく。

5. 人的対応・こころのバリアフリーの取組等のソフト施策（事業者）

（令和2年度事例照会）

<目的>

令和2年度の間評価に際し、各事業者の「人的対応・こころのバリアフリー」等のソフト施策について、具体的な取組内容を把握するため、特定事業にソフト施策（主に事業期間を「継続」としている事業）を位置づけている事業者に対して照会を行った。

【ソフト施策の取組紹介一覧】

事業種	施設名	事業主体	取組タイトル
公共交通 （鉄道）	JR 浮間舟渡駅 JR 北赤羽駅 JR 赤羽駅	東日本旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> サービス介助士の資格取得の推進 バリアフリー対応マニュアルを配布・活用した社員教育の実施
公共交通 （バス）	国際興業バス	国際興業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> バス停への正着や二ーリングの徹底 バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発
建築物	元気ぶらざ・ 元気ぶらざ温水 プール	北区 地域振興部 地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者用筆談ボードの設置、プール FAX 予約 視覚障害者の介添え プールでの車いすの移動
	就労支援センター北	NPO 法人わくわくかん	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がいの方に対する対応の仕方
	第四岩淵小学校	第四岩淵小学校	<ul style="list-style-type: none"> パラリンピック教育
	八幡小学校	八幡小学校	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発
	赤羽文化センター	北区 教育振興部 生涯学習・学校地域連携課	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修の実施及び案内やサポート等の対応の充実
	赤羽体育館	北区 地域振興部 スポーツ推進課	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営上のバリアフリー対応、安全確保への配慮
	聖学院小学校・ 聖学院幼稚園・ 女子聖学院中学校・ 高等学校	学校法人 聖学院	<ul style="list-style-type: none"> 「耳マーク」普及活動
	富士見橋エコー 広場館	北区 生活環境部 リサイクル清掃課	<ul style="list-style-type: none"> エコー広場館広報誌の点字版作成

1. 公共交通（鉄道）

施設名：JR 浮間舟渡駅/ JR 北赤羽駅/ JR 赤羽駅

事業主体：東日本旅客鉄道株式会社

取組タイトル (事業名)	サービス介助士の資格取得の推進 バリアフリー対応マニュアルを配布・活用した社員教育の実施	
実施時期・頻度	継続で実施	
取組の目的	バリアフリーに関する社員教育を行い、きめ細やかな取り組みによるサービスの充実を図るため。	
具体的な内容	マニュアル内容（一部抜粋） ・バリアフリーに関する法律やガイドライン、マーク等について ・お客さま対応のフローやポイントについて といった内容がまとめられているマニュアルを活用し、社内研修等を実施しています。	
感じている取組成果・課題 ・利用者からの意見など	バリアフリーに関する意識向上 サービス介助士取得に向けた気運を醸成	
写真・ポスターなど	<p>配付用マニュアル表紙</p> 	<p>研修写真</p> 

2. 公共交通（バス）

施設名：国際興業バス

事業主体：国際興業株式会社

取組タイトル (事業名)	バス停への正着やニーリングの徹底
実施時期・頻度	継続・適宜
取組の目的	停留所停車位置に正しく着停することで、乗降時における事故の防止、お客様の利便性向上、運行定時性の向上を図る為。
具体的な内容	年1回の乗務員研修や点呼時において、バス停留所への正着やニーリング(車高調整装置)の適切な使用によるバス利用者への配慮について、乗務員指導をおこなっています。
感じている取組成果・課題 ・利用者からの意見など	バス停の形状(道路フェンスの切欠き位置やバス停退避レーンの形状等)や交通状況により正着が難しい場合があります。

取組タイトル (事業名)	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発
実施時期・頻度	継続・適宜
取組の目的	車内の快適性向上にはお客様のご協力が不可欠であるため。
具体的な内容	車内放送やHPへの掲出などにより、利用者へのバス利用マナーやルール等の啓発を実施しています。
感じている取組成果・課題 ・利用者からの意見など	お客様のご協力により、“ドアが開いてから席をお立ち下さい”などバス利用時におけるルールやマナーの浸透が進んでおります。
写真・ポスターなど	<div style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; text-align: center;">マナーについて</div> <div style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; text-align: center;">▲ バス車内での飲食はいけませんか？</div> <p>基本的にはご遠慮願います。 万が一、座席の上にこぼされますと他のお客さまがお座りになれなくなったり、衣服を汚してしまったりするおそれもあり、トラブルの原因ともなります。 また、バス車内に臭いが漂うこともあり、他のお客さまのご迷惑にもなります。 そのため、車内での飲食はおひかえくださいますよう、お願いいたします。</p> <div style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; text-align: center;">▲ 車椅子マークの付いた座席を見かけますがどのような意味がありますか？</div> <p>車椅子でご乗車されるお客様がいらした際に折りたたんでいただく座席のことです。 車椅子のお客様が安全にご乗車いただくために固定する場所ですので、その際にはお席をお譲りいただきますようご協力をお願いいたします。</p> <div style="background-color: #2e7d32; color: white; padding: 5px; text-align: center;">▲ 停留所やバス車内は禁煙ですか？</div> <p>バス停留所およびバス車内は禁煙です。 (健康増進法の施行によりバス車内および停留所付近をはじめ、公共の場所では禁煙となっております) なお、加熱式たばこや電子たばこ等についても、他のお客さまへの不安・トラブルにつながりますので、おやめください。 また、のりば周辺に吸殻・ゴミなどを投げ捨てませんようお願いいたします。</p>

3. 建築物

<赤羽地区>

施設名：元気ぴらざ・元気ぴらざ温水プール

事業主体：北区 地域振興部 地域振興課

<p>取組タイトル (事業名)</p>	<p>① 聴覚障害者用筆談ボードの設置、プール FAX 予約 ② 視覚障害者の介添え ③ プールでの車いすの移動</p>
<p>実施時期・頻度</p>	<p>いずれも対象の方がいる際に実施</p>
<p>取組の目的</p>	<p>全ての利用者に安全かつ安心に施設を利用していただくため</p>
<p>具体的な内容</p>	<p>① 聞こえが不自由な方に対し、筆談をおこなえるボードと耳マークを設置し、いらっしゃった場合には上記を用いて対応を行う。また、プールの予約に関しても電話ではなく FAX も可能としている。 ② 白杖を利用し来館した方に対し、実際に腕や肩を貸し目的の場所に着くまで案内した実績が数回ある。 ③ プール用車いすでプールに入水し入った後の車いすを安全な場所に移動。また、お客様がプールから上がる際には、車いすをお客様が使用しやすいところまで移動する。</p>
<p>感じている取組成果・課題 ・利用者からの意見など</p>	<p>実際にご意見などをいただいているわけではないが、継続していければと思う。</p>
<p>写真・ポスターなど</p>	<p>受付窓口を設置している耳マークと筆談ボード</p> 

施設名：就労支援センター北

事業主体：NPO 法人わくわくかん

取組タイトル (事業名)	視覚障がいの方に対する対応の仕方
実施時期・頻度	年間 1～2 回
取組の目的	視覚障がいの方に対する対応の仕方 ～ 来所時の建物内の案内と面接時の注意点 ～
具体的な内容	視覚障害者ガイドヘルパーの資格を取得している職員よりの説明および実技 ・視覚障がい当事者体験（目隠しにより来所～建物内の移動～退所） ・視覚障がい役の方の建物内のご案内 ・視覚障がい役の方へのご説明 視覚障がい当事者の方のご案内及びお話
感じている取組成果・課題 ・利用者からの意見など	・相手の方が不安にならないように、案内の実技を定期的に繰り返すことが必要だと感じました。 ・リードするスタッフが近くにいると安心して身を任せることができた。
写真・ポスターなど	 Three photographs illustrating the training activities. The first photo shows a staff member in a white jacket assisting a visually impaired person in a patterned dress on a staircase. The second photo shows a staff member in a dark suit adjusting a wooden chair. The third photo shows a staff member in a dark jacket assisting a visually impaired person on a staircase.

施設名/事業主体：第四岩淵小学校

取組タイトル (事業名)	パラリンピック教育
実施時期・頻度	通年・道徳の授業の中で各学年1～2回
取組の目的	様々な特性や考え方をもつすべての人々と相互に理解を深められる人間を育成するため
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国際パラリンピック委員会公認教材『I'm POSSIBLE (アームポッシブル)』を活用して道徳の授業を実施し、児童に共生社会への気付きを促す ・パラリンピアン（走り幅跳び：ハインリッヒ・ポポフ選手、アイスレジャ・スピードレース：マセソン美季選手、柔道：赤塚正美選手）を招聘し、実際に彼らと関わる体験をする授業を行う
感じている取組成果・課題 ・利用者からの意見など	パラリンピック教育の教材の学習やパラリンピアンとの交流を通じて、多様性を尊重する心のバリアフリーが子どもたちに浸透してきた。
写真・ポスターなど	

施設名/事業主体：八幡小学校

取組タイトル (事業名)	施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発
実施時期・頻度	年数回・学校公開や学校行事の際に行う
取組の目的	保護者やその家族、地域の方々などの来校者に協力を依頼する
具体的な内容	玄関の目立つところに、「施設利用のマナー・ルール等の利用者への啓発」のメッセージを掲示し、理解を求める。
感じている取組成果・課題 ・利用者からの意見など	今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校への来校者が制限されているため、本取り組みへの利用者への啓発は不十分である。10月以降学校行事や授業公開が行われる予定なので、改めて協力を依頼する。
写真・ポスターなど	

施設名：赤羽文化センター

事業主体：北区 教育振興部 生涯学習・学校地域連携課 [指定管理者 株式会社旺栄]

<p>取組タイトル (事業名)</p>	<p>職員研修の実施及び案内やサポート等の対応の充実</p>
<p>実施時期・頻度</p>	<p>通年 ①職員ミーティング：毎月休館日に実施 ②全体研修：毎年3月と5月に実施（今年度は感染拡大防止のため中止） ③外部研修：社会教育関連ほか、職員としての力量形成に役立つ内容 ④新人研修：新人配属時に行う業務研修</p>
<p>取組の目的</p>	<p>【共通目的】誰もが平等・公平・快適に施設を利用し学習できる環境を整え、利用者の求めに応じて必要な支援をする 【個別取組】 ①職員ミーティング：情報共有・課題解決、施設内美化・維持管理、機器操作・各種事務処理方法の習得。 ②全体研修：3センター合同で実施。施設の特性、職員として必要な知識・技能・考え方、今後の施設運営の方針を全員で共有し意識向上を図る。 ③外部研修：社会教育・生涯学習施設職員として必要な知識や理論を養う。 ④新人研修：文化センター職員としての基本知識やマナーを習得し、実務を遂行するための技術を身に着ける。</p>
<p>具体的な内容</p>	<p>①職員ミーティング：施設運営にかかわる各種作業の管理・進捗状況の報告、業務上の課題解決に向けた協議、清掃・修繕等による施設の美化、設備点検による施設の安全確保など。 ②全体研修：文化センターの基本的な業務内容から、個別の課題に対応する内容まで、多岐にわたるテーマで実施（学習相談・学習情報の提供ワークショップ、「障害者差別解消法施行に伴う接客研修」「多文化共生とは」「支援が必要な人への対応」等） ③外部研修：研究者や市民、他施設職員などとの交流により様々な実践から自身の業務を省察する（社会教育主事講習、社会教育研究全国集会、東京学芸大学「学び合いを支える実践力を培うコミュニティ学習支援コーディネーター養成講座」等） ④新人研修：北区の地域特性、施設の事業、施設予約システムの操作方法、接客、PMS、ISO14001等</p>
<p>感じている取組成果 ・課題 ・利用者からの意見 など</p>	<p>赤羽文化センターは、その立地や建物構造上、常時多数の来館・利用がある。乳幼児、高齢者、障害者、外国人など多様な利用者の一人ひとりが安心して学習・利用できるよう日々環境の整備に気を配るとともに、求めに応じて必要な支援に取り組んでいる。 毎年実施している利用者満足度調査では「職員の応対（親切さ・説明のわかりやすさ）」で高い評価を得ており、これは通年で実施している研修等を通じ、職員の質・力量（対応力）を高めてきた成果であると考えている。より良いサービスを提供していくための協議・検討を今後も継続していくとともに、感染症に代表される様々なリスクの中で、今までとは異なる視点での安全確保、環境整備、活動方法の提案や、新たな利用者層への情報発信を検討していく。</p>



写真・ポスターなど

施設名：赤羽体育館

事業主体：北区 地域振興部 スポーツ推進課 [指定管理者 KiTA マネジメントグループ]

取組タイトル (事業名)	施設運営上のバリアフリー対応、安全確保への配慮
実施時期・頻度	開設時(平成29年2月1日)・毎日
取組の目的	障がいのある方もスポーツを楽しめる環境づくり
具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が利用する主な設備の点字表示。 段差の解消及び障害物がない通路の確保について、毎日の館内外巡回点検の際に、確認点検を実施している。
感じている取組成果・課題 ・利用者からの意見など	利用者満足度調査の「施設内のバリアフリーへの配慮について」において、他の2体育館に比べ、満足度が高い(構造等他の要素も含む)。
写真・ポスターなど	<p>左：施設出入口の視覚障害者誘導用ブロック 右：ロッカールームキーの点字表示</p>

<滝野川地区>

施設名：聖学院小学校・聖学院幼稚園・女子聖学院中学校・高等学校

事業主体：学校法人 聖学院

取組タイトル (事業名)	「耳マーク」普及活動
実施時期・頻度	常時
取組の目的	児童、生徒の目の触れる場所に「耳マーク」を掲示することで、聞こえない方々の存在と立場を認知し、コミュニケーションの配慮への理解を求めることを目的とする。
具体的な内容	受付窓口に掲示している。本取り組みは別項目「筆談用具の設置及び案内の表示」と共有しているものである。マーク利用に際しては、マークを管理する全日本難聴者・中途失聴者団体連合への申請を行い正式に承諾を得て使用している。その際、読唇術利用者にとってはこのコロナ禍におけるマスク着用が障壁となっているのでこの点も配慮いただきたいとのアドバイスもいただいている。
感じている取組成果・課題 ・利用者からの意見など	特になし
写真・ポスターなど	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>女子聖学院中高</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>聖学院小学校・幼稚園</p> </div> </div>

施設名：富士見橋エコー広場館

事業主体：北区 生活環境部 リサイクル清掃課

[指定管理者 特定非営利活動法人北区リサイクラー活動機構]

取組タイトル (事業名)	エコー広場館広報誌の点字版作成
実施時期・頻度	平成6年1月から月1回
取組の目的	視覚障害者への配慮
具体的な内容	エコー広場館の広報誌である「かわら版」の作成にあたり、指定管理者スタッフにより点字版を作成し、富士見橋エコー広場館に設置している。
感じている取組成果・課題 ・利用者からの意見など	課題 作成部数が少数であり、設置場所が富士見橋エコー広場館に限られること

北区バリアフリー基本構想【中間評価】

令和3年3月発行

発行 東京都北区まちづくり部都市計画課
〒114-8508
東京都北区王子本町一丁目15番22号
電話 03-3908-9152

刊行物登録番号

2-1-139

資料内の地図は東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。

(承認番号) 2都市基交著第12号